

國寶『翰苑』について

— 銷夏玩物小誌 —

湯 淺 幸 孫

去る五月下旬のことであったか、かねて懇意な書肆から、竹内理三博士校訂・解説の『翰苑』をとどけてくれた。太宰府天満宮に傳來する國寶『翰苑』は、海内の孤本と考えられてをり、かつて大正年間に、『京都帝國大學景印唐鈔本』のひとつとして、景印されたことがあるが、これはすでに秘笈となつて久しい。今般、昭和五十二年に齋行された、天満宮の祭神菅原道眞公の千七十五年神忌祭を記念して、『翰苑』が再び景印され、竹内博士の校訂訓讀を付し、内藤湖南の識語を轉載して出版されたことは、まことに喜ばしい。

周知のやうに博士は、わが國の古代中世史研究の専門家として、すぐれた業績と篤実な學風とによって當代に令名の聞えた碩学であるという。博士の「あとがき」によると、この新著の完成のために、ほぼ三年の歳月を費された苦心の作であるが、どうしたことか、これを讀んでも、詩聖杜翁のいわゆる「更に覺ゆ良工心に獨り苦むを」の感はない。それと云うのも、博士の校訂では、原鈔本の脱譌踏駁は、いまだ充分には解消されていないし、句讀の錯誤すること壹にして足らず、甚だしきは四六文に固有な對句の構成を自らこわすといった失態も見うけられ、従つて、訓讀にも無理が多いからであらう。そこで私は、博士の校訂にとらわれず、新たに校訂を試みることにした。蓋し、校勘の業は、より多くの學者が知見を出し合うことによつて、より正確に祖本に近づけることができるからである。校勘に従事するものの力量によつては、宋本を見

ずして宋本に奇中させることも、あながち不可能ではない。かの胡三省の『通鑑』の注とか、錢大昕の『二十二史考異』などには、その顯著な例がある。

校書は史を讀むものの先務である。皮肉屋であった魏の邢子才は、人が校書するのを見て、「何ぞ愚の甚だしきや。天下の書は、死に至るまで讀むも徧くす可らず、焉ぞ能く始めより復た此を校せんや。且つ誤書を思うも、更に是れ一適」と、笑ひながら語つたと云う。けれども、日々、誤書を讀んで、その誤所を知らなければ、どうして善く史を讀むものといえよう。清朝の嘉慶年間に、北宋の天聖明道本『國語』が重刊された時、段玉裁は序文を寄せて、「誤書思之。更是一適」の後に續けて、「善思を以つて適となし、擅改を以つて適となさず」と述べているのは、至言である。しかし、段氏の『説文』に注するや、武斷と擅改とを免れることはできなかつた。この小学の大家にしてなおこの態である。校書に當るものは、自ら強く戒めねばなるまい。

かつて『元典章』を借りて校勘學を説いた陳垣氏は、校勘の法を綜擧して四則ありとした。その一は、対校。祖本と相い対校すること。その二は、本校。本書の前後をくらべて互校すること。その三は、他校。他書によって本書を校すること。その四は、理校。本に憑らずして、理に憑つて校すること。——以上の四則である。

『翰苑』のように、孤本で、しかも奪漏乖繆して既にその真を失うものは、他校が最も多く、理校これに次ぎ、本校を用いることやや少く、対校に依ることは全くない。この中、機械的に彼此対校できる対校が最もやさしく、客觀的な證據によって妥当性を求めにくい理校が最もむづかしい。理校は、平素の讀書によって既に知得している類似例と對比させて、そこから適当な文字を選び出さねばならないからである。従つて、理校のできばへは、校訂者の学殖の深淺に大きく良否が左右される。校勘に従事するものは、亭林の弘博と竹汀の精審とを兼備していることが理想であるが、弘博に勝るものは、ややもすれば精審を缺き、精審に力めるものは、固陋になり易い。古書を校勘することの真のむづかしさも、結局、この邊に在

るのだろう。

処で、『翰苑』は、著者の張楚金の自序によると、唐の高宗の顯慶年間に書かれたやうである。『舊唐書』本傳の末尾に、「著翰苑三十卷、紳戒三卷、並傳於時」とあるが、『新唐書』藝文志は、類書類で「翰苑七卷」とし、總集類に「翰苑三十卷」を擧げてをり、すでに両『唐書』の記事は一致していない。宋代に入つて、『崇文總目』・『通志』藝文略は、「翰苑七卷」とし、ただ『宋史』藝文志は子部類事類に、「雍公叡注張楚金翰苑十一卷」を擧げる。七字の下が紙魚しぎみなどでこわれると十一に見えるから、これは七卷の誤であろう。雍公叡なるものが注を加えた時には、すでに七卷であったことはまちがいあるまい。もっとも、我が藤原佐世奉勅撰の『日本見在書目』は、雜家の部に、『修文殿御覽』・『藝文類聚』等の類書とならべて『翰苑』三十卷を載せている。藤原氏が肩がきに見える陸奥守に任せられたのは宇多天皇の寛平三年（八九一年）、『舊唐書』の編修が開始されたのは、後晋の高祖の天福六年（九四一年）で、出帝の開運二年（九四五年）に修成している。従つて、約四十年ぐらいは『日本見在書目』の方が早く輯録されたことになるから、『翰苑』はもともと三十卷からなる一種の類書であつたと考えてよい。

張楚金の伝は、両『唐書』忠義伝に見えるほか、宋初にできた『太平廣記』にその軼事が散見する。また、『全唐詩』四・『全唐文』二三四に、それぞれ詩文若干篇を収めている。雍公叡の仕履は未詳。地方志の列傳でもたんねんに搜せば、或は何か分るかも知れぬが、勞多くして得る所は少からう。

『翰苑』の體裁は、現存の部分から判断すると、宋の呉淑の『事類賦』とよく似ている。駢儷体の正文を大書し、雙行の夾注を加える形式は、何時頃から始まったかさだかでないが、今、てもとに有るものでは、屈作梅の『春秋經傳類聯』とか、清の乾隆年間刊の『幼學須知』とか、同じ形式の書は後世にもあり、『翰苑』はその早い例と見うけられる。この種の形式の書では、注は訓詁学的な語釈ではなく、正文の文献的根據を示すことが目的であつて、正文と注とは同一人の手に成る。

『翰苑』もこの例外ではなく、張氏が正文を作り、雍氏が注を書いたのではない。雍公叡の注はごく僅かで、例えば、正文の「百金成列」條で、夾注の末尾に、「注云、良士直百金也」(これは実は後漢の服虔の語)とか、『肅慎記』の條で、劉徹について「徹武帝名」とか、姫誦について「誦成王名」と述べているように、平易な簡単な注が夾注の中に散見するに止まる。それというのも、『翰苑』は元來、對句の学習をする童蒙のために、模範例文集として編纂されたのであろう。張氏一族の童蒙の家塾課本として作られたのかも知れぬ。將來、官僚となって立身出世するためには、幼児の頃から父兄や家庭教師について、漢字を習得し、對句を作る練習をする必要があったのである。中國では唐宋以來、家学・家訓を重んじ、いわゆる世家とか書香の家では、兒童の教育に力を入れ、その学習する所は、識字作文だけでなく、經史にまで及んだのである。『論語』・『太公家教』・『蒙求』などと同じく、『翰苑』は唐代の童蒙の教科書であつたと思われる。當時の唐王朝は、彼等のいわゆる「蕃夷」を勢力下に收め、「朝貢」させていた大帝國であつたから、徼外からの使者の往来も繁く、官僚の家庭では外國のことが話題にもなつたであらうから、『藝文類聚』とか『初學記』など、本来の類書にはない蕃夷門を立てる現実的な必要があつたのである。

さて、校勘に入るに先だつて若干の義例を擧げておこう。

紙幅と手間とを節約するために、原鈔本をそのまま寫し取るとはせず、校正された正文と夾注とを掲げ、通し番號をつけておく。ただ、原鈔本の衍字は()内に入れてこれを存し、措辭の乱れていた箇所は右側に單柱を施し、意をもって補つた字、訂正した字は右側に△印をつけて分りにくいものに限り後でその理由を説明する。俗字が多く使われているが、正字に改めた場合は△印をつけて注記しておく。中國王朝に固有な習俗である「避諱」によって改められた文字はもとにもどし、やはりそこに△印をつけて注記する。『翰苑』の祖本が作られたのは唐の高宗の時代であつたから、太宗李世民的世を避けて代とし、民を避けて人としたため、「人民」を「人人」に作り、「世々」を「代々」に作り、また太宗の祖李虎の虎

を避けて「白虎」を「白獸」に作るなどは、避諱の痕跡がそのままのこっている例である。高宗の諱治を必ずしも避けていないのは、轉寫をくり返す過程で後人が改正したのであろう。「避諱はまさに改正すべし」という清儒の説があるが、もつともなことである。原鈔本を筆寫した人は誰かよく分らないようであるが、文章の結びにやたらと置かれた「之」「之也」等の助字が目につく。筆寫した時、夾注の字數を整えるためであったろう。何時、入ったか分らぬが、元來は無くてよいものである。これも衍字としておいた。人名・地名の分りにくい場合には、まゝ左側に單柱を引き、固有名詞であることを示す。讀者は竹内博士景印の『翰苑』を座右に置いて、該當の個所を彼此対比させながら讀むとよい。そのことを前提にして、説明はできるだけ簡略にする。

※ ※ ※ ※

翰苑卷第□原闕 張楚金撰 雍公叡注 蕃夷部

匈奴 烏桓 鮮卑 夫餘

三韓 高麗 新羅 百濟

肅慎 倭國 南蠻 西南夷

兩越 西羌 西域 (後敍)

○西域、原鈔本は城に誤る。(後敍)はここに入れるべきではない。ここは蕃夷部の子目をならべた場所である。後に「敍」があるところから、轉寫した邦人が勝手に入れたのであろう。この種の著作の體例に悖る。また、漢代から唐代にかけて、自敍(自序)は全篇の後に置くのがならわしであった。『史記』太史公自序、『漢書』敍傳、『淮南子』要略、『潛夫論』敍録、『說文解字』敍、『論衡』自紀篇、『抱朴子』自敍、『文心雕龍』序志、『史通』内篇自敍、同外編忤時、これらはすべて自序を全篇の末尾に置く形式を保存している例である。ただ、宋代以後、整理編輯された典籍はすでに原型を失っている。

「後敍」の後字はいらない。著書の後にあっても、「敍」または「自敍」でよい。後敍は前敍に対する語である。

六

蕃夷

匈奴

一、周稱玁狁。焦穫致三捷之功。

毛詩云。文王之時。西有昆夷之患。北有玁狁之難。以天子之命。命將率。靡室靡家。玁狁之故。不(故)違啓居。玁狁之故。戎車既駕。四牡業業。豈敢定居。一月三捷。注云。將率之志。往至征戍之地。則庶乎一月之中。三有勝功。謂侵也戰也。又曰。玁狁孔熾。我是用急。整居焦穫。侵鎬及方。注云。焦穫周地。接玁狁者。言獫狁之來侵。乃自整齊而處周之焦穫(地)也。

○此文は殆ど『毛詩』毛傳鄭箋の引用からなる。「文王之時。……命將率」は、小雅采薇の序。「遣戍役」の一句が「命將率」の下に落ちてゐるのかも知れぬ。「靡室靡家。……一月三捷」は、采薇の詩句で中間を省略してゐる。「注云。將率之志。……謂侵也戰也」は、文字に多少の異同はあるが鄭箋の語。「玁狁孔熾」以下の四句は、小雅六月の詩句で中間を略す。「焦穫周地。接玁狁者」は毛傳の語。末尾の二句は鄭箋の語を節録してゐる。この最後の一句は脱誤甚だしく卒讀に堪えぬ。原鈔本の寫真とこの校訂文とをよく較べてみるとよい。玁・獫は通用。

正文の「周に玁狁と稱し、焦穫に三捷の功を致す」は、次の「漢に匈奴と曰ひ、平城に七重の暈を表す」と対句をなす。

——以下此に倣う。

二、漢曰匈奴。平城表七重之暈。

漢書曰。匈奴。其先夏后氏之苗裔也。曰淳維。唐虞以上有山戎・獫狁・薰粥。居于北邊。隨草畜牧而轉移。史記天官書曰。昴曰髦頭。胡星也。高祖平城之圍。月暈參・畢七重。時出卒七日不食（之者也）。

○夾注は『漢書』匈奴傳・『史記』天官書の文から成る。「月暈參畢七重」は、『索隱』に、「七重、主七日也」とあるから、月のかさが七日間にわたって、參星と畢星とを覆った意であろう。漢の高祖が匈奴に平城で囲まれたのは七年冬十月のこととで、『漢書』匈奴傳にも、「時匈奴圍高帝於平城。……天下歌之曰。平城之下亦誠苦。七日不食。不能穀弩」と見える。

三、涇陽盡晦。爲掩胡塵。

毛詩曰。周宣王時。獫狁孔熾。侵鎬及方。至於涇陽。元戎十乘。以先啓行。薄伐獫狁。至于太原。周幽王時。居涇渭之間。胡塵盡晦也。

○「獫狁孔熾。……至于太原」は、『詩』小雅六月の詩を節録する。以下は、「涇陽盡晦」を説明する張楚金の自注。涇渭之間は、涇水と渭水とが合流するあたり、漢代の安定郡涇陽縣の地。

四、甘泉夜明。由通朔燧。

漢書曰。軍臣單于立四歲。匈奴復絶和親。大入上郡・雲中各三萬騎。所殺略甚衆。於是漢使三將軍軍屯北地。代屯句注。趙屯飛狐口。緣邊亦各堅守以備胡寇。又置三將軍。軍長安西細柳・渭北棘門・霸上以備胡。胡騎入代句注邊。烽火通於甘泉・長安。數月。夜皆明。漢兵至邊。匈奴亦遠塞。漢兵亦罷。

○『漢書』匈奴傳より引く。「夜皆明」の三字は殿本・百衲本にもない。『通鑑』はこの記事を文帝後六年（前一五八）に

繋けている。原鈔本は殺字を「煞」に作る。殺の俗字である。以下此に倣ってみな殺に改める。朔燧は、北地に上る烽火。のろし
三と四との正文は対句。

五、百金成列。李牧收勲於鴈門。

史記曰。李牧爲趙北邊將。常居代鴈門。備匈奴。以便宜置吏。市租皆輸入莫府。爲士卒費。日殺數牛饗士。謹烽火。多間諜。匈奴即入盜。即急入保。不與戰數歲。不亡失。時皆以爲怯。趙王怒。使人代將。歲餘。戰不利。多亡失。乃復遣李牧如舊。數歲。乃選百金之士五萬。大破匈奴。漢書云。選百金之士十萬。注云。良士直百金（之）也。

○『史記』李牧傳・『漢書』馮唐傳を引く。「多亡失」は、もと「多已失」とする。破字はもと啓字に作る。形似て誤る。『史記』に百金之士五萬とある所が、『漢書』では十萬となっているが、その注を引用するため『漢書』を引いた。漢書云以下は、雍公勲の注かも知れぬ。「莫府」は、幕府の段字。幟府とも書く。『通鑑』秦始皇帝三年條も參照。

六、二部分駟。耿譚馳聲於鹿塞。

范曄後漢書曰。南單于復上求滅北庭。於是遣左谷蠡王等將左右部八千騎出雞鹿塞。中郎將耿譚遣從事將護之。至涿耶山。乃留輜重。分爲二部。各引輕兵。兩道襲之。左部北過西海至河雲北。右部從匈奴河水西繞天山。南渡甘微河。二軍俱會。夜圍北單于。單于大驚。率精兵千餘人合戰。單于被創。墮馬復上。將輕騎數十遁走。僅而免脫。得其玉璽。獲閼氏及男女五人。耿譚以新降者多。上增從事十二人也。

○五と六の正文は対。雞鹿塞は、朔方郡窳渾縣の北に在ったという。中郎將の従事はもと二人であるが、捕虜の数が多いため、十二人にしてほしいと耿譚が上奏したのである。駟は、驅と同じ。

七、連題上望。帶十角以飛名。

須卜豪宗。參四姓而標稱。

范曄後漢書曰。匈奴俗。歲有三龍祠。常以正月・五月・九月戊日祭天神。南單于既內附。兼祠漢帝。因會諸部。議國事。走馬及駱駝爲樂。其大臣貴者左賢王。次左谷蠡王。次右賢王。次右谷蠡王。謂之四角。次左右日逐王。次左右溫禺鞨王。次左右漸將王。是爲六角。皆單于子弟。次第當爲單于者也。異姓大臣左右骨都侯。其餘日逐・且渠・當戶諸官號。各以權勢優劣・部衆多少爲高下次第焉。單于姓虛連題。異姓有呼衍氏・須卜氏・丘林氏・蘭氏四姓。爲國中名族。常與單于（無文）婚姻。呼衍氏爲左。蘭氏・須卜氏爲右。主治獄聽訟。當決輕重。口白單于。無文書簿領焉（之也）。

○正文中の「以」と「而」とは互文互用。原著者のくせか、この助字は後の対句にも用例が多い。「上望」の望は、郡望・族望などの望で、門閥家のもつ社会的威光をいう語。社会学でいう世襲エルブカリスマ。この対句は、「虚連題家一門の王族に十角（＝四角と六角と）を加へて、これが貴顯の家として名がひびいてをり、須卜家などの豪族四姓を合せて、名門と聞えてゐる」意。（無文）は衍字。最後の句の無文と二行に並んでいたのであらう、それで書きこんでしまったと思われる。この章の夾注の南匈奴の記事は、後の二十章の注の『漢書』の記事とは一致しない。原鈔本の「主理獄聽訟」の理は、唐の高宗李治の治字を避けて理としたのであらう。本来は「治獄」であつたと推測される。「治獄」という語は、『塩鐵論』刑徳に「故春秋之治獄、論心定罪」、『史記』秦始皇本紀に「三十四年。適治獄吏不直者、築長城及南越地」、『漢書』刑法志に「今治獄吏欲陷害人、亦猶此矣」等、その用例が多い。現在の『後漢書』のテキストはどれも「主斷獄聽訟」としているようであるが、その祖本となつたテキストが治字を避けたのであらう。谷蠡は、「服虔曰。谷音鹿。蠡音離」（『史記集解』匈奴傳）。

八、和親結好。事藉劉敬之謀。

漢書曰。高祖時。匈奴冒頓兵彊。控弦卅萬騎。數苦北邊。帝問敬。敬曰。天下初定。士卒罷於兵革。未可以武服也。陛下誠能以適長公主妻單于。爲闕氏。使辯士風諭以禮節。冒頓在。固爲子聿。死。外孫爲單于。豈聞外孫與大父亢禮哉。可毋戰以漸臣也。帝欲遣長公主。呂氏泣諫。乃止。而使家人子爲公主。妻單于。使敬結和親約。爲兄弟也。

○『漢書』婁敬傳より引く。『史記』劉敬傳も殆ど同じ。婁敬は山東の人。關中に都すべきことを高祖に勧め、姓劉氏を賜わり、よって劉敬という。子聿は、女婿。適長公主は、皇后の生んだ皇女をいう。范史皇后紀に、「漢制。皇女皆封縣公主。儀服同列侯。其尊崇者。加號長公主。儀服同蕃（二藩）王」と。呂氏は、呂后をいう。「控弦卅萬騎」は、今本『漢書』では四十萬騎。「爲兄弟也」は、『史記』匈奴伝に基づく雍公勸の注であろう。八の正文と九の正文とは對。

九、備塞勸農。本資朝錯之策。

漢書曰。文帝時。匈奴數寇邊。太子家令朝錯上兵事三章。又言守邊備塞。勸農力本。當世急務二事。曰。夫胡貉之地。積陰之處。木皮三寸。冰厚六尺。食肉而飲酪。其人密理而能寒。胡人非有城郭土宅之歸居。如飛鳥走獸放於廣野。美草甘水則止。草盡水竭則移。此胡人之生業。而中國之所以離南畝也。今使胡人轉牧行獵於塞下。親附之歡。班固議曰。漢興以來。曠世歷年。兵纏夷狄。尤事匈奴。綏御之方。其塗不一。或脩文以和之。或卑下以就之。或臣服而致之。雖屈申無常。所因時異。然未有拒絕奔放。不與交接者也。臣愚以爲宜依故事。復遣使者。虜使再來。然後一往。既明中國主在忠信。且知聖朝禮義有常。豈可逆詐示猜。孤其善意乎。絕之未知其利。通之不聞其害。設使北虜稍強。能爲風塵。方復求爲交通。將何所及。

○『漢書』朝錯傳・後漢書』班固傳を引く。班固の上に後漢書曰の四字を脱す。「密理而能寒」は、はだがきめこまかく

て、寒さに耐えること。帰居は、かえるべき住居。居字下の也字と獸字下の放字について王先謙の『漢書補注』に、「宋祁曰。浙本居字下有也字。獸字下有放字。……先謙曰。治要引有放字。浙本是也」という。北宋の宋祁の見た浙本には也字・放字があり、『群書治要』に引く『漢書』にも放字があったようである。也字はなくてもよい。「豈可逆詐示猜。孤其善意乎」の可は、原鈔本は同に作るが、殿本に従って可に改むべきである。「當世急務二事」の世字は、李世民的世字を避けて代字を書くべき所を、原鈔本は誤って伐字に作る。この例は多い。転写した人の悪いくせだ。「親附之歡」は、「歡親附」（親附を歡ばん）の倒装文。

十、戰車臨塞。驗九世之逾疆。

後漢書曰。光武廿五年。遣左賢王莫。將兵萬餘人。擊北單于弟夔韃左賢王。生獲之。又破北單于帳下。并得其衆合萬餘人。馬七千餘匹。牛羊（十）萬頭。北單于震怖。却地千里。初。帝造戰車。可駕數牛。上作樓櫓。置於塞上。以拒匈奴。時人見者或相謂曰。讖言漢九世當却北狄地千里。豈謂此也。及是。果拓地焉（也）。

○『後漢書』南匈奴傳を引く。「豈謂此也」の也は、邪の意。『經傳釈詞』四に、「也、猶邪也」と。漢九世とは光武帝のことをいう。『後漢書』光武紀に、「高祖九世之孫也」とある。

十の正文は、十一の正文と対。

十一、文馬伏閑。知五侯之慕化。

後漢書曰。建武廿六年。詔乃聽南單于入居雲中。遣使上書。獻駱駝二頭。文馬十四匹。夏。南單于所獲北虜夔韃左賢王將其衆及南部（部）五骨都侯合三萬餘人畔歸。去北庭三百餘里。共立夔韃左賢王爲單于。月餘。日更相攻擊。五骨都侯皆死。

左賢王遂自殺。諸骨都侯子各擁兵自守。云々(也)。

○『後漢書』南匈奴傳を引く。文馬は、毛に文采もようのある馬。閑は、厩、うまや。雲中は、漢代の雲中郡。奠韃は、『通鑑』胡注に、「奠、音郁。韃、居言反」とある。イクケン(『通鑑』四四、光武帝建武二十六年)。正文は、「文馬が厩にねているのを見ると、五骨都侯が漢帝の徳を慕って朝貢してきたことがわかる」の意。正文と夾注とはややずれている。詳しくは南匈奴傳を参照するとよい。

十二、西河置部。骨都之陣營猶屯。

後漢書曰。南單于既居西河。亦列(亦列)置諸部王。助爲扞戍。使韓氏骨都侯屯北地。右賢王屯朔方。當于都侯屯五原。呼衍骨都侯屯雲中。郎氏骨都侯屯定襄。左南將軍屯(應)鴈門。栗藉骨都侯屯代郡。皆領部衆。爲郡縣偵羅耳目。北單于惶恐。頗還所略漢人。以示善意。鈔兵每到南部下。還過亭候。輒謝曰。自擊亡虜奠韃日逐耳。非敢犯漢民也。

○注は『後漢書』南匈奴傳より引く。この正文は、「西河置部。骨都之陣營猶屯」となっているが、十三の正文「朔方列隊。溫禺之氣氛自解」と対句であるから、陣字の前後にあるべき一字が脱落していると考えられる。今、意をもって營字を補い陣營とした。戎字を補い戎陣としても宜しかろう。「助爲扞戍。使……」は、原鈔本は戍字と使字とが倒置し、戍字が戎字となっていた。亭候は、敵狀を偵察するために置れた望樓。

十三、朔方列隊。溫禺之氣氛自解。

後漢書曰。明帝永平十六年。乃大發緣邊兵。遣諸將四道出塞。北征匈奴。南單于遣左賢王信隨太僕祭彤及吳棠出朔方高闕。攻皋林溫禺犢王於涿耶山。虜聞漢兵來。悉度漠去(之者也)。

○『後漢書』南匈奴傳を引く。祭彤が左賢王信と共に北匈奴を伐った時のことは祭彤傳に詳しく見える。漢代の朔方郡高闕塞は今の陝西省榆林の地に在った（『讀史方輿記要』六一）。涿邪山は、『後漢書』では邪字に作る。『北史』蠕蠕傳も同じ。『史記』は涂字に作る。邪・涂は古字通用。『後漢書集解』祭彤傳に引く惠棟の説に、「袁宏紀作涿邪王山。王幼學云。涿邪山、匈奴中山。在漠北。案北史。魏太武帝伐柔然。循弱水西行。至涿邪山。即此」という。「袁宏紀」とは、袁宏の『後漢紀』。

十四、逢侯縱暴。取敗於滿夷。

後漢書曰。永元六年。諸新降胡遂相驚動。十五部廿餘萬人皆反叛。脅立前單于屯屠何子右薁鞬日逐王逢侯爲單于。遂殺略吏人。燔燒郵亭（也）廬帳。將軍重向朔方。欲度漠北。於是烏桓校尉任尚率鮮卑大都護蘇拔廬・烏桓大人勿柯八千騎。要擊逢侯於滿夷谷。復大破之。前後凡斬萬七千餘級。逢侯遂率衆出塞也。

○『後漢書』南匈奴傳より引く。次の十五の夾注も同じ。車重は、輜重の車。後にも出る。十四と十五の正文は対句をなす。

十五、薁鞬抗衡。延凶於美稷。

後漢書曰。伊陵尸逐就單于居車兒、建和元年立。匈奴左薁鞬臺耆・且渠伯德等復叛。寇鈔美稷。安定屬國都尉張奐擊破降之也。

○抗衡は、互に張り合つて、相い下らぬことをいう。亢衡・坑衡・抗行と書くことがある。「匈奴左薁鞬臺耆」の鞬を、原鈔本は鞬に作る。『後漢書』南匈奴傳も鞬字にしているが、張奐傳や『通鑑』漢紀四五永壽元年秋の條は、やはり鞬とす

る。ここは正文に合せて韃字に改めた。屬國とは、『漢書』武帝紀元狩二年條の顔師古の注に、「凡言屬國者。存其國號而屬漢朝。故曰屬國」と。屬國都尉が置かれ、蠻夷の降るものを主どった。

十六、柏城有備。杜崇之効克宣。

後漢書。中郎將杜崇・渡遼將軍朱徽等上言。南單于安國疎遠故胡。右部降者謀共迫脅安國。起兵背叛。請爲之儆備。帝從之。於是崇・徽遂發兵造其庭。安國夜聞漢軍至。大驚。弃帳而去。因舉兵反。將誅右谷蠡王師子。師子先知。乃悉將廬落入曼柏城。安國追到城下。門閉。不得入。杜崇等遣吏曉譬和之。安國不聽。城既不下。乃引兵屯五原。崇・徽因發諸郡騎追赴之急。安國舅骨都侯嘉爲等慮并被誅。乃格殺安國也。

○『後漢書』南匈奴傳を引く。夾注の右谷蠡王師子は、左賢王師子の誤。初め師子は左谷蠡王であったが、次をもって転じて左賢王となった。この事件のとき左賢王であったことは、南匈奴傳の永元五年及び六年春の条を読めば明白である。曼柏縣は五原郡に屬する。

十六の正文は次の十七の正文と対句をなす。

十七、涿耶懷疑。龐奮之功攸著。

後漢書曰。永元七年。以鴈門太守龐奮行度遼將軍。逢侯於塞外分爲二部。自領右部屯涿耶山下。左部屯朔方西北。相去數百里。八年冬。左部胡自相疑叛。還入朔方塞。龐奮迎受慰納之。其勝兵四千人。弱小萬餘口悉降。以分處北邊也。

○正文の攸は、所と同様の助語。「涿耶の懷疑は、龐奮の功の著る攸なり」と訓む。單于逢侯はすでに十四に見える。勝兵は戦に強い兵をいう。

十八、句龍傳首。方申馬寔之威。

後漢書曰。永和五年。句龍吾斯等立句龍王車紐爲單于。東引烏桓。西收羌戎及諸胡等數萬人。攻破京兆虎牙營。殺上郡都尉及軍司馬。遂寇掠并・涼・幽・冀四州。中郎將馬寔募殺句龍吾斯。送首洛陽。建康元年。進擊餘黨。斬首千二百級。
(匈奴) 烏桓十七萬餘口皆詣寔降。車重牛羊不可勝數。

○『後漢書』南匈奴傳から引く。京兆は、漢代の京兆尹。今の陝西省長安県の地。虎牙營は、原鈔本は武牙營。唐人は太宗の祖李虎の虎字を避けて、獸とし、武とし、豹とし、或は彪とした。募殺は、賞をかけて人を募り殺させること。正文の申は、伸と同じ、のぶと訓む。「烏桓十七萬餘口」は、今本『後漢書』は七十萬となっているが、数があまりにも多すぎる。十七萬の方がより合理的である。十八の正文は次の十九の正文と対句。

十九、單于跣足。始驗韓琮之策。

後漢書曰。永初三年夏。漢人韓琮隨南單于侍子入朝。既還。說單于云。關東水潦。人民飢餓死盡。可擊也。單于信其言。遂起兵反叛。攻中郎將耿种於美稷。遣行車騎將軍何熙・副中郎將龐雄・西域校尉梁懂・遼東太守耿夔等擊破之。單于見諸軍並進。大恐怖。顧讓韓琮曰。汝言漢人死盡。今是何等人也。乃遣使乞降。許之。單于脫帽徒跣。對龐雄等拜陳。道死罪。於是赦之。遇待如故。乃還所鈔漢民男女及羌所略轉賣入匈奴中者合萬餘人。

○『後漢書』南匈奴傳より引く。「侍子」は、單于の子で漢に入つて人質となるもの。南匈奴傳によると、「單于師子、永元六年(西紀九四)立。單于師子立四年薨。單于檀、永元十年(九八)立。永初三年(一〇九)夏、漢人韓琮隨南單于入朝。單于檀立二十七年薨。弟拔立。單于拔、延光三年(一二七)立。」——この表から推測すると、韓琮とともに入朝したのは單于檀で、侍子は衍文となる。今本『後漢書』には侍子の二字はない。原鈔本のままだと、南單于の子で漢に人質とな

るものを送って、韓琮も漢に入り、還ってから云々と單于に説いたことになる。「通鑑」も「漢人韓琮隨匈奴南單于入朝」としている（漢紀四一永初三年條）。姑く原鈔本のままとして、來哲の考證を俟つ。人民・漢民の民字を原鈔本は人字に作る。唐人は民を改めて人[△]としたり[△]眈[△]とした。また民に從[△]う字を改めて氏[△]に從[△]わしていることがある。例えば、氓字の民の代りに氏字を書く。「顧讓韓琮曰」は、「顧[△]みて韓琮を讓[△]て曰く」の意。讓は責讓の讓で、責・讓は同義。「脱帽徒跣」は、臣下が君主に対する時の礼。漢代では、地面に席（しきもの）を敷いて坐るが、そのとき履はぬぐ。ただ、臣が君に見えるような時には、鞮を脱いで跣足になる。清の趙翼『陔餘叢考』卷三一脱鞮登席の条を参照するとよい。「對龐雄等拜陳。道死罪」は、「龐雄等に拜陳し、死罪を道[△]う」と訓む。龐雄等に対してつつしんでわびを述べて、死罪を免れんことを請うたのである。「道死罪」は、『左傳』・『通鑑』や正史に屢見する「請死」・「請罪」と同じような用法。死罪にしてくれの意ではあるまい。例えば、『左傳』に「小人懷璧。不可以越郷。納此以請死也」（襄公十五年）と。杜注に「請免死也」という。また、『通鑑』魏紀二文帝黃初七年の条に、「求請助罪。帝不許」は、華歆・陳群・辛毗等が一致して、鮑助は太祖の功臣だから、罪を赦されるように上表したが、文帝は許さなかつた意。『三國志』魏志滿寵傳の「朔等請罪」は、やはり、李朔等が罪を赦されんことを請うた意。また『左傳』の「鄭公子士泄・堵俞彌、帥師伐滑。王使伯服・游孫、如鄭請滑」（僖公廿四年）の「鄭に如[△]き滑を請は使[△]む」は、清の劉文淇の疏證に、「滑の爲に師を緩[△]くせんことを請ふなり」とある。胡注には「自陳謝罪、言當死」と言うが、いかがであろう。望文生義の嫌がある。末尾の二句は、「遇待すること故の如し。乃ち鈔[△]むる所の漢民の男女及び羌の略[△]めて轉賣し匈奴中に入る所のもの合せて萬餘人を選[△]す」と訓む。

二十、鞮鞞承統。寔標廣大之名。

漢書曰。自淳維以至頭曼千有餘歲。時大時小。別散分離。尙矣。其世傳不可得而次。然至冒頓。而匈奴最强大。盡服從北

夷。而南與諸夏爲敵國。其世姓官號可得而記。單于姓擊鞮氏。其國稱之曰撐犁孤塗單于。匈奴謂天爲撐犁。謂子爲孤塗。單于者。廣大之貌也。言其象天單于然也。置左右賢王。左右谷蠡。左右大將。左右大都尉。左右大當戶。左右骨都侯也。

○『漢書』匈奴傳を引く。二つでてくる「其世」の世字は、李世民の世字を避けて代字としているのを改めた。「其世姓官號可得而記」は、「その世よの姓と官號とは得て記す可し」と訓む。淳維と頭曼は、『史記』匈奴傳に、「匈奴。其先祖夏后氏之苗裔也。曰淳維」と。またいう、「始皇帝使蒙恬將十萬之衆北擊胡。悉收河南地。當是之時。匈奴單于曰頭曼。頭曼不勝秦。北徙」と。「而南與諸夏爲敵國」の諸夏は、中國のことをいう。『史記』匈奴傳では「而南與中國爲敵國」としている。『論語』八佾篇の夷狄之有君章の包注にも、「諸夏、中國」という。敵國は、はりあう國。わが國語の敵國ではない。

二十の正文は、次の二十一の正文と対句。

二十一、屠耆繼體。允屬賢良之寄。

漢書曰。匈奴謂賢曰屠耆。故常以太子爲左屠耆王。自左右賢王以下至當戶。大者萬餘騎。小者數千。凡廿四長。立號曰萬騎。其大臣皆世官。呼衍氏。蘭氏。其後有須卜氏。此三姓。其貴種也。諸左王將居東方。直上谷以東。接穢貉・朝鮮。右王將居西方。直上郡以西。接氐・羌。而單于庭直代・雲中。各有分地。逐水草移徙。而左右谷蠡最爲大國。左右骨都侯輔政。諸廿四長。亦各自置千長・百長・什長・裨小王・相・都尉・當戶・且渠之屬也。

○『漢書』匈奴傳より引く。「直上谷以東」の直は、當。「上谷以東に直り」と訓む。以下同じ。「而左右谷蠡最爲大國」は、『史記』匈奴傳も同じであるが、『漢書補注』に引く劉放の説に、國は衍字という。従うべきに似たり。「單于庭」の庭は、單于の本營としている処をいうのであろう。元來、漢語の庭は、官署の堂屋をいう語である。

二十二、繞林課校。龍城之敬逾深。

漢書曰。匈奴以歲正月。諸長小會單于庭。祠。五月。大會龍城。祭其先。天地・鬼神。秋。馬肥。大會蹕林。課校人畜計。〔注云。秋社八月中皆會祭處。又曰。蹕者、繞也。言繞林木而祭也。〕其法。拔刀尺者死。坐盜者没入其家。有臯。小者軋。大者死。獄久者不滿十日。一國之囚不過數人。而單于朝出營。拜日之始生。夕拜月。其坐。長左而北向。日上戊己。其送死。有棺椁金銀衣裳。而無封樹喪服也。

○『漢書』匈奴傳より引く。注云は、服虔の注。又曰は、顔師古の注を引く。雍公叡が入れたのであろう。元來、この二十四字は細字であつたと思う。「課校人畜計」は、人の数と家畜の数とをはかりしらべることを用う。秋社は、土地の神を祭つて收穫を感謝する社日の祭。後世の中國の秋社は、立秋後の第五戊日である。軋は、顔師古の注に、「軋はその骨節を輾轢するを謂う。今の厭蹠のごときものなり」と。骨節を車でひき碎く刑罰。厭蹠も、くるぶしをおしくだく刑罰である。一説に杖でたたく刑、又一説に面を切りつける刑ともいう。「長左而北向」は、左を尊び北向に坐することをいう。「日上戊己」は、「日は戊己を上と訓む。上は尙に同じ。戊己の日を吉日とした意。『禮記』月令季夏の条に、「中央土。其日戊己」とある。一年の中央は土行に属し、その日は天干（||十干）の中央に居て戊己となる。清の周壽昌は、戊己は天干に在つて中央の五六に居るから、匈奴も天地中合の義を取つて、戊己の日をたつとんだとしているのは思はずごしであるが、やはり何か匈奴特有の呪術的な意味をもっているであろう。（五は陽数で天を、六は陰数で地を表わす。）

二十二の正文は、二十三の正文と對。

二十三、候月稱兵。鳥集之機無爽。

漢書曰。匈奴舉事常隨月。盛壯以攻戰。月虧則退兵。其攻戰。斬首虜賜一卮酒。而所得鹵獲因以予之。得人以為奴婢。故

其戰。人人自爲趨利。善爲誘兵以包敵。故其逐利。如鳥之集。其困敗。則瓦解雲散矣。戰而扶輦死者。盡得死者家財也。○『漢書』匈奴傳より引く。「人人自爲趨利」の趨は、おもむく意。原鈔本が趨字に作るのは誤字。趨は、ゆるやかにあゆむ意。

二十四、駝驪疊躍。結蟻衆於白登。

漢書曰。漢初。高帝悉兵。多步兵。卅二萬。北逐匈奴。高帝先至平城。步兵未盡到。冒頓縱精兵卅（萬）餘萬騎圍高帝於白登。七日。「白登在平城東南。去平城十餘里。」漢兵中外不得相救餉。匈奴騎。其西方盡白。東方盡駝。北方盡騊駼。〔駝。青馬。騊。深黑。騊。赤馬也。〕高帝迺使使問厚遺閼氏。閼氏迺謂冒頓曰。兩主不相困。今得漢地。單于終非能居之也。且漢主有神。單于察之。冒頓迺開圍一角。於是高皇帝令士皆持滿傳矢外鄉。從解圍隅角直出。得與大軍合也。

○『漢書』匈奴傳より引く。「白登在平城東南去平城十餘里」と、「駝青馬騊深黑騊赤馬也」とは、唐初の顔師古の『漢書』注の語。雍公勸が注としてつけ加えたものと思う。元來、細字で書かれていたのであろう。原鈔本は十字と騊赤馬の三字とを脱す。因に、唐人が青馬・青駒というのは、黒馬のことである。このことにつき清の桂馥の『札樸』三に、「或問青黒異色。今呼黒布爲青布。何故。答之曰。禮器。或素或青。夏造殷因。鄭注。變白黒言素青者。秦二世時。趙高欲作亂。或以青爲黒。黒爲黄。民言從之。至今語猶存也。馥案禹貢。厥土青黎。王肅云青黒色」と。また喬松年の『蘿摩亭札記』六に、「北方呼黒色爲青。不知何故。太平御覽四十五地部引隋區宇圖志云。周太祖諱黒。因改黒山爲青山。則知北方以黒爲青。當起於宇文之世」という。わが国の古語あをうまと比較してみるとよい。末尾の三句は、「是に於て高皇帝、士をして皆な滿を持し矢を傳け外に郷い、從つて圍の隅角を解いて直ちに出しめ、大軍と合するを得たり」と訓めばよい。「持滿傳矢」は、弓を十分に引きしぼって何時でも矢がはなてるように構えていることをいう。

二十四の正文と二十五の正文とは対。

二十五、金貝駢羅。叶蕃情於新望。

漢書曰。文帝時。單于奉書請。獻橐佗[△]一。騎馬二。駕二駟。皇帝即不欲匈奴近塞。則且詔吏民遠舍。使者至。即遣之。六月中。來至新望之地。書至。漢議擊與和親便。公卿皆曰。和親便。乃遣書。云々。服繡袷綺衣。長襦[△]。錦袍各一。比疏[△]一。黃金飭具帶[△]一。黃金犀毗[△]一。繡十匹。錦廿匹。赤綈。綠繪各卅匹。遺單于[△]也。

○漢書匈奴傳より引く。「騎馬二」は、騎乗のできる馬二頭。「駕二駟」は、馬車を引かせる馬八頭。「使者至。即遣之」は、匈奴からの使者がそちらに参りましたら、これを抑留せず、すぐ返されたいの意。新望は、服虔の注によると、漢と匈奴との境の塞の下^{とりにて}の地。「服繡袷綺衣」は、天子自身が着用していた、表が繡で裏が綺の袷^{ぬいとり}。「比疏」は、顔師古の注に、「辨髮の飭^{かざり}なり、金をもつて之をつくる」という。「犀毗」は、顔師古の注に、「犀比は、胡帶の鉤なり。亦^{あるひ}は鮮卑といひ、亦^{ある}は師比という。總じて一物なり」と。

二十六、眩雷爲徼[△]。陸梁之迹已衰。

漢書曰。烏維單于立。而武帝始出巡狩。親至朔方。勒兵十八萬騎以見武節。是時漢東拔濊貉[△]。朝鮮以爲郡。而西置酒泉郡以隔絕胡與羌通之路。又西通月氏。大夏。以公主妻烏孫王。以分匈奴西方之援國。又北益廣田至眩雷爲塞。而匈奴終不敢以爲言也。

○『漢書』匈奴傳より引く。正文の徼[△]を原鈔本はにんべんにしているのは誤。徼は、塞、とりにて。「濊貉」の濊は、原鈔本は穢に作る。これでもよいが、顔師古の注に、「濊與穢同。亦或作蕞」とあるから、顔師古のみた唐初のテキストは濊で

あったと推測される。「以公主妻烏孫王」は、『史記』匈奴傳も同じであるが、今本『漢書』匈奴傳は公主を翁主とする。漢代、諸王の女を称して翁主といった。『漢書』西域傳の烏孫國の条によると、「漢元封中、遣江都王建女細君爲公主、以妻焉」とあるから、江都王であった劉建の女細君を公主と詐つて、烏孫王に嫁がせたのであろう。公主は帝女を称する語である。この細君のことは、後の西域の「婚降烏孫。泣對旃裘之俗」の条に見へる。正文の「眩雷、微となりて、陸梁の迹すでに衰ふ」は、「眩雷が塞となつて、匈奴が跳梁することも衰へた」の意。「陸梁」は張衡の西京賦の「怪獸陸梁」の陸梁で、あばれまくることをいう語。陸梁 (lù liáng) は、いわゆる雙声字で、陸略・陸掠も同義。二十六の正文と二十七の正文とは対句をなす。

二十七、浚稽且登。歎附之誠允著。

漢書曰。漢使貳師將軍西伐大宛。而令因杆將軍築受降城。其冬。匈奴大雨雪。畜多飢寒死。兒單于年少新立。好殺伐。國中多不安。左大都尉欲殺單于。使人間告漢曰。我欲殺單于降漢。漢遠。漢即來兵近我。我即發。初漢聞此言。故築受降城。猶以爲遠。其明年春。漢使浞野侯破奴將二萬騎出朔方北二千餘里。期至浚稽山而還也。

○『漢書』匈奴傳から引く。漢の貳師將軍は李廣利、因杆將軍は公孫敖であった。「漢即來兵近我」は、『史記』匈奴傳では、「即兵來近我」となっている。『通鑑』漢紀十三も、「即兵來迎我」とする。浞野侯は、趙破奴。『史記』功臣表には、浞野侯の食邑を書いていない。「期至浚稽山而還也」は、「浚稽山に至りて還らんと期す」と訓む。この時趙破奴は浚稽將軍であった。征する所の地名に因つて將軍の名としたのである。貳師は、大宛の城名。因杆は匈奴の地名。浚稽山は、武威塞の北に在り、匈奴の前線基地であったという。いづれも『通鑑』漢紀十三の胡注に見える。受降城は、甘肅省居延の東北に在った（顧祖禹『讀史方輿紀要』六三）。正文は、「浚稽まさに登らんとして、歎附の誠允に著はる」と訓む。且は、將と同じ

二十八、侯應十策。利害之旨攸陳。

漢書曰。元帝時。甘延壽等誅郅支單于。呼韓邪單于且喜且懼。上書願謁見。又願保塞上谷以西至燉煌。傳之無窮。請罷邊備塞吏卒。以休天子人民。下有司議。議者皆以爲便。郎中侯應以爲不可許。上問狀。應曰。邊長老言匈奴失陰山之後。過之未嘗不哭也。如罷備塞戍卒。示夷狄之大利。不可一也。今聖德廣被。天覆匈奴。匈奴得蒙全活之恩。稽首來臣。夫夷狄之情。困則卑順。彊則驕逆。天性然也。前已罷外城。省亭隧。今裁足以候望。通烽火而已。古者安不忘危。不可復罷。二也。中國有禮義之教。刑罰之誅。愚民猶尙犯禁。又況單于。能必其衆不犯約哉。三也。自中國(中)尙建關梁以制諸侯。所以絕臣下之覬欲也。設塞徼。置屯戍。非獨爲匈奴而已。亦爲諸屬國降民本故匈奴之人。恐其思舊逃亡。四也。近西羌保塞。與漢人交通。吏民貪利。侵盜其畜產。妻子。以此怨恨。起而背畔。世世不絕。今罷乘塞。則生嫚易分爭之漸。五也。往者從軍多沒不還者。子孫貧困。一旦亡出。從其親戚。六也。又邊人奴婢愁苦。欲亡者多。曰聞匈奴中樂。無柰候望急何。然時有亡出塞者。七也。盜賊桀黠。群輩犯法。如其窘急。亡走北出。則不可制。八也。起塞以來百有餘年。非皆以土垣也。或因山巖。石。木。柴。僵落。谿谷。水門。稍稍平之。卒徒築治。功費久遠。不可勝計。臣恐議者不深慮其終始。欲以一切省繇戍。十年之外。百歲之內。卒有他變。鄣塞破壞。亭隧滅絕。當更發屯繕治。累世之功不可卒復。九也。如罷戍卒。省候望。單于自以保塞守禦。必深德漢。請求無已。小失其意。則不可測。開夷狄之隙。虧中國之固。十也。非所以永持至安。威制百蠻之長策也。對奏。天子有詔。勿議罷邊塞事。使車騎將軍口諭單于。云云(也)。

○『漢書』匈奴傳より引く。正文の「侯應の十策は、利害の旨の陳べらるる攸なり」は、二十九の正文の「嚴尤の五難は、得失の機斯に在り」と対句。既にくり返し述べたように、李世民の世字と民字とを避けた個所がある。みな改正して

おいた。「卒徒築治」は、原鈔本の用いた底本には「卒徒築脩」となっていたのであろう。勿論、高宗の諱を避けたのである。転写した人はこれを脩築と誤った。「當更發屯繕治」の治字も同じ。唐人は治字を避け、持としたり、理としたり、脩としたり、或は化とした。塞徼の徼を、ここでもまたにんべんにしている。転写した人の悪いくせだ。徼と傲とは別字。後にも誤写の例が多い。「卒、有他變」の卒は、猝と同じで、卒に。「累世之功不可卒復」の卒は、ついに。「前已罷外城」の已字は、「漢書」の諸本は以字となっている。どちらでもよいが、以でも已のつもりで読む。「禮記」檀弓の鄭玄の注に、「以與已、字本同」とある。「天覆匈奴」の天覆は、天が万物を覆うが如く、匈奴を覆う意。地載は、地の万物を載せるが如く載せる。雲集は、雲の如く集まる。霧散は、霧の如く散る。「豕人立而啼」は、豕が人の如く立って啼く。漢文特有の表現である。「夷狄之情」の情は、実情の情。「亭隧」は、亭は警備の戍卒を置いた兵舎。隧は地下道で、敵が来た時、地下道から敵に接近し損害をさけた。「前已罷外城」は、外城を廢したのは宣帝の地節二年（前六八年）で、顔師古の注に、「外城、塞外諸城也。如光祿塞・受降城・遮虜障等是也」と。「關梁」は、胡三省の注に、「關・梁は、水陸要會の處に設く。山陬に因つて塞を設け以て陸行するものを譏すを關となし、或は石を立て、或は木を架け、或は舟を維ぎて水を絶ち以て舟行するものを譏すを梁となす」と。「亦爲諸屬國降民本故匈奴之人。恐其思舊逃亡」は、「亦た諸もろの屬國の降民は本は故の匈奴の人、その舊を思い逃亡せんことを恐るるが爲なり」と訓む。「爲、于僞翻」と胡注にあるように、去声によんでためた。「本」は『助字辨略』に「原始之辭也」と。そもそものはじめはの意。「故」は、楊樹達の『詞詮』に、「形容詞 舊也」とあるように、もとの。「今罷乘塞」の乘塞は、塞に登って守ることをいう。「聞匈奴中樂。無奈候望急何」は、「匈奴中に樂むを聞けば、候望の急なるを奈何ともする無し」と訓む。「樂、音洛」と胡注にあるように、樂は入声、たのしむ意。「候望急」は、望郷の念がこみ上げてくること。「欲以一切省絲戍」の一切は、壹切とも書く。総括の辭である。

二十九、嚴尤五難。得失之機斯在。

漢書曰。王莽之篡位。發卅萬衆。實三百日糧。同時十道並出。窮追匈奴。將嚴尤諫曰。今天下遭陽九之厄。比年飢饉。西北邊尤甚。發三十萬衆。具三百日糧。東援海代。南取江淮。然後乃備。計其道里。一年尙未集合。兵先至者聚居暴露。師老械弊。勢不可用。此一難也。邊既空虛。不能奉軍糧。內調郡國。不相及屬。此二難也。計一人三百日食。用糒十八斛。非牛力不能勝。牛又當自齎食。加甘斛。重矣。胡地沙鹵。多乏水草。以往事揆之。軍出未滿百日。牛必物故且盡。餘糧尙多。人不能負。此三難也。胡地秋冬甚寒。春夏甚風。多實黼鍍薪炭。重不可勝。食糒飲水。以歷四時。師有疾疫之憂。是故前世伐胡。不過百日。非不欲久。勢力不能。此四難也。輜重自隨。則輕銳者少。不得疾行。虜徐遁逃。勢不能及。幸而逢虜。又累輜重。如過險阻。銜尾相隨。虜要遮前後。危殆不測。此五難也。大用民力。功不可必立。臣伏憂之。今既發兵。宜縱先至者。令臣尤等深入霆擊。且以創艾胡虜。莽不聽尤言。天下騷動也。

○『漢書』匈奴傳より引く。王莽の始建國三年（十一年）のことである。「陽九之厄」は、『漢書』律曆志に見える、曆法にまつわる俗信。孟康の注に、「一元之中。有五陽四陰。陽早陰水。九七五三。皆陽數也。故曰陽九之厄」と。一元は四六一七年で、その間に、早魃のある陽厄五と、出水のある陰厄四とで九厄になる。陰厄の九・七・五・三も陽數であるから九陽の厄という。「東援海代」は、『通鑑』の胡注に、「師古曰。援、音爰、引也。余謂代當作岱、岱山也」とは、もっともな説である。これは『尚書』禹貢にいう「海岱惟青州」の海岱で、東北は海に面し、西南は岱山（＝泰山）に至る間の地で、古の青州である。「黼鍍」は、顔師古の注に、「黼、古釜字。鍍、釜之大口者也」と。「銜尾相隨」の銜は、馬のくつわ。尾は、馬尾。騎馬の人が前後に一人づつならんで行けるだけで、並駟することはできないことをいう。

李慈銘の『後漢書札記』六にいう、「慈銘案。烏桓・鮮卑兩傳。大約本王沈魏書而稍加詳。魏書引見三國志烏丸鮮卑傳注」と。裴松之の注に引く『魏書』の記事と『後漢書』のそれとを比較してみると、李説の妥当なことは明白である。それで烏桓と鮮卑とに就いては、『後漢書』と『三國志』との伝、裴注に引く伝との三者を比べて校訂する。因に王沈の『魏書』の成立に就いては、唐の劉知幾の『史通』古今正史篇に、「魏史。黄初中。始命尙書衛覬・繆襲。草創紀傳。累載不成。又命侍中韋誕・應璩、祕書監王沈、大將軍從事中郎阮籍、司徒右長史孫該、司隸校尉傅玄等。復共撰定。其後王沈獨就其業。勒成魏書四十四卷。其書多爲時諱。殊非實錄」という。

三十、崇基夙樹。疏遠孫（施）於強胡。

餘類尙南。創雄名於桓嶠。

范曄後漢書曰。烏桓者。本東胡。漢初。匈奴冒頓滅其國。餘類保烏桓山。因以爲號焉。漢書曰。初東胡強盛。輕冒頓。從索闕氏・寶馬。匈奴皆與之。而不爲備。冒頓破滅之。

○『後漢書』烏桓傳より引く。ただし、「初東胡強盛」以下は、『漢書』匈奴傳の語。漢書曰の三字が脱落したのである。意を以って補う。東胡が冒頓をみくびって、寶馬や闕氏を索めたことは、匈奴傳に見える。この文はそれを節録した。当時、中国では漢の劉邦（後の高祖）と楚の項羽とが争っていた。正文は、「崇基夙に樹ち、遠孫を強胡より疏ざけ、餘類尙は南し、雄名を桓嶠に創む」と訓む。桓嶠は、烏桓山を指す。嶠は、鋭く高い山の意。（施）は衍文。「匈奴はすでに早くも国家の基礎が樹立して、子々孫々まで東胡の脅威が遠ざかり、一方、東胡の餘類は南下して、烏桓山一帯を根拠地として雄名を馳せることとはなつた」の意。

三十一、穹廬寢息。資拜日以訓恭。

後漢書曰。烏桓俗善騎射。弋獵禽獸爲事。隨水草放牧。居無常處。以穹廬爲舍。東開向日。(注云。皆東拜日。)食肉飲酪。以毛毳爲衣。貴少而賤老。其性悍塞。怒則殺父兄。而終不害其母。以母有族類。父兄無相仇報故也。

○『後漢書』烏桓傳より引く。「皆東拜日」は、上の「東開向日」の理由を具体的に説明した注の文句であったと考えられる。よって、「注云」の二字を意を以って補った。もと細字で書かれていたはずである。「以母有族類。父兄無相仇報故也」は、「母には同族のものがいて復讐するが、父兄は殺しても復讐するものがないからである」の意。正文の「穹廬に寢息して、日を拜するに資りて恭を訓ふ」は、三十二の正文「邑落に徵科して、木を刻むに因りて信を昭らかにす」と対。

三十二、邑落徵科。因刻木而昭信。

後漢書曰。烏桓俗。其有勇健能理決鬪訟者。推爲大人。無世業相繼。邑落各有小帥。數百千落自爲一部。大人有所招呼。則刻木爲信。雖無文字。而部衆不敢違犯。氏姓無常。以大人健者名字爲姓。大人以下。各自畜牧營產。不相徭役。(之也)

○『後漢書』烏桓傳より引く。「無世業相繼」の世字を原鈔本は落している。世業とは、先祖から伝ってきた職業又は財産をいう語。原鈔本のよった底本は、唐諱を避けて世字の個所を空格にしていたのかも知れぬ。裴注に引く王沈の『魏書』では、「常推募勇健能理決鬪訟相侵犯者爲大人、邑落各有小帥、不世繼也」となっており、大人・小帥の地位はその人一代限りで、世襲しないの意味とする。

三十三、刺韋成繡。爰示女功。

鍛鐵爲兵。用標男伎。

後漢書曰。烏桓俗。計謀從用婦人。戰鬪之事乃自決之。父子男女相對踞蹲。以髡頭爲輕便。婦人至嫁時乃養髮。分爲髻。著句決。飾以金碧。猶中國有櫛步搖。婦人能刺韋作文繡。織(數)氎毼。男子能作弓矢鞍勒。鍛金鐵爲兵器也。

○『後漢書』烏桓傳より引く。髡は、かみのけをそること。句決は、首飾。つまり頭につける飾であろう。「櫛步搖」の櫛は、篋、又は幘も同じ。唐の李賢の注に、「篋、音古誨反。字或爲幘。婦人首飾也。續漢輿服志曰。公卿列侯夫人紺繪幘。釋名云。皇后首飾。上有垂珠。步則搖之也」と。櫛步搖とは、皇后が頭につける飾りで上から珠が垂れてをり、歩くたびにそれがゆれることから、「櫛步搖」といったのであろう。勒は、馬のくつわ。

三十四、饋馬牛以交二族。

後漢書曰。烏桓俗。其嫁娶則先略女通情。或半歲百日。然後送牛馬羊畜。以爲娉幣。輦隨妻還家。妻家無尊卑。且且拜之。而不自拜其父母。爲妻家僕役。一二年間。妻家乃(更後)厚遣送女。居處財物一皆爲辦。其俗妻後母。報寡嫂也。

○『後漢書』烏桓傳より引く。「略女」の略は、唐の李賢の注に、『左傳』の杜注を引いて、「道を以つて取らざるを略となす」と。烏桓では略奪結婚が行なわれていたのだ。「娉幣」は、娉財ともいう。結婚が成約して後、男家から女家に贈る品物。儒教の六礼でいう納采・納徵は多分に儀式的なものであるが、この娉財は一種の売買結婚を意味する。「乃(更後)厚遣送女」の更後は、乃字の注のつもりで、乃字の右側に細字で誰かが書き込んでおいたのが、いつしか本文の中に入ってしまったのであろうと思う。乃字自身が「於是」とか、「然後」、「更後」の意味をもっている語である。一応、(更後)を衍文としておく。『後漢書』の諸本、裴注に引く『魏書』にも無い。後母は、子からみて父の継妻(後妻)をいう語。儒教の倫理思想からみれば、父の死後「後母を妻とる」ことは、悖徳の甚しきものである。「報寡嫂」は、寡婦となった嫂と通ずること。報は、『小爾雅』に、「男女不以禮交謂之淫。上淫曰烝。下淫曰報。旁淫曰通」と見え、当人より身分の高い婦女に

淫することが「烝」、身分の低い婦女に淫することが「報」、兩人が身分的に対当なら「通」という。しかし、「烝」は上淫であるが、「報」と「通」とは、必ずしもこの區別通りには用いていない。詳しくは、王念孫の『廣雅疏證』釋話一下、胡承珙の『小爾雅義證』四等を見るがよい。因に言う、兄没して弟が兄の妻を娶り、弟の死後、兄が亡弟の妻と結婚することは、levirate と言ひ、我が国では、現代も行われている習俗であるが、中国では法律上も禁止され、背倫の甚しきものと考へられてきた。

三十四の正文と三十五の正文とは対句。

三十五、觀鳥獸而別四時。

後漢書曰。烏桓土地宜稼及東牆。東牆似蓬草。實如稌子。至十月而熟。見鳥獸孕乳。以分四時。(即)耕種用布穀鳴爲候(之也)。

○『後漢書』烏桓傳より引く。「耕種用布穀鳴爲候」は、『後漢書』の諸本にはなく、『三國志』烏丸傳の裴注に引く『魏書』にはそのままの句がある。また、『魏書』は、「稌子」を「葵子」としている。稌は、稷の別名、きび。東牆は、『史記』司馬相如傳には東薺とあり、『集解』に、「烏桓國有薺。似蓬草。實如葵子。十月熟」と。布穀は、揚雄の『方言』九に、「布穀。自關而東。梁楚之間。謂之結誥。周魏之間。謂之擊穀。自關而西。或謂之布穀」と。その他、土地によって色々の呼び名があるが(錢釋『方言箋疏』八・郝懿行『爾雅義疏』下之五等参照)、みなその鳴き聲から来ているという。「脱却破袴」・「一百八個」・「催工做活」という呼称もある。郝懿行によると、「農人は此の鳥の鳴くのを候つてその穀を布種した」という。(わが狩谷望之の『箋注倭名類聚抄』に、和名加久古宇鳥その他の異名を擧ぐ。)宋の周紫芝の「布穀」詩にも、「田中水涓涓、布穀催種田」の句がある(錢鍾書『宋詩選注』一六九頁以下参照)。

三十六、族茂白山。假脩蛇而示譴。

後漢書曰。烏桓在上谷塞外白山者。最爲強富。又曰。其約法。違大人言者。罪至死。若相賊殺者。令部落自相報。相報不止。詣大人告之。聽出馬牛羊以贖死。其自殺父兄則無罪。若亡叛爲大人所捕者。邑落不得受之。徙逐於雍狂之地。沙漠之中。其土多蝮蛇。在丁令西南。烏孫東北。

○『後漢書』烏桓傳より行く。正文の「脩蛇」は、長い蛇。「脩」字は、この後の方の兩越の「夢傳天竺。欣觀金色之容」の夾注に、「脩浮圖道」（『浮圖の道を脩む』）の句にもでてくるが、竹内博士はこの二つとも「循」字にされているのは理解に困しむ。念のため二、三の同僚の意見をきいたが、みな異口同音に「脩」だと云われる。もつとも、余談ではあるが、中國の古い典籍では、「脩」と「循」とは混用又は通用されている。隸書では混じり易いからである。例えば、『莊子』大宗師の「以德爲循」は、『釋文』に「循、本亦作脩」と。『易』繫辭の「損德之脩也」は、『釋文』に「馬作循」という。『史記』商君傳の「湯武不循古而王」は、『索隱』に「商君書作脩古」と。又、『淮南子』脩務訓の「吳爲封豨脩蛇」の後漢人の注に、「脩、大也」とあり、『呂覽』明理の「流散循饑無日矣」の後漢の高誘の注に、「循、大也」とある。脩・循の通用は明白であろう。ただ正文の問題の字は「脩」と解すべきである。因に脩と脩とは全く同じ字である。『説文』に「脯也。從肉攸聲」とあり、攸字の書き方の相違にすぎぬ。なお、修字は脩に通じ用いるが、『説文』に「飾也。從彡攸聲」とあり、がんらい文飾を本義とする字である。「相報、不止」の相報の二字は、『後漢書』の諸本には無く、斐注に引く『魏書』には有る。唐初の『後漢書』には有ったのかもしれない。「相報」の報は、「報讎」の意。『周禮』地官調人注に、「二千石以令解仇怨後。復相報。移徙之」とか、『後漢書』桓譚傳に、「今人相殺傷。雖已伏法。而私結怨讎。子孫相報。後忿深前。至滅戶殄業。云々」の相報と同じ。「詣大人告之」の告は、控告、訴える意。

三十六の正文は、次の三十七の正文と対。

三十七、魂遊赤嶺。資護犬以攘耶。

後漢書曰。烏桓俗。貴兵死。斂屍以棺。有哭泣之哀。至葬則歌舞相送。肥養一犬。以綵繩牽。并取乘馬衣服。燒而送之。言以屬累犬。使護死者神靈歸赤山。赤山在遼東西北數千里。如中國人死者魂神歸岱山也。敬鬼神。祠天地日月星辰山川及先大人有健名者。祠用牛羊。畢皆燒之。

○『後漢書』烏桓傳より引く。「言以屬累犬。使護死者神靈歸赤山」は、「以て犬に屬累して、死者の神靈を護り赤山に歸えら使むと言う」と訓む。「先大人」は、亡くなった大人。原鈔本は先字を脱す。唐の李賢の注に、「屬累、猶付託也」と。又、岱山（＝泰山）について、『博物志』を引いて、「泰山、天帝孫也。主召人魂。東方萬物始。故知人生命」と。五行思想では、泰山は木行に屬し、東方、春に當る。正文の耶は、邪に同じ。

三十八、建武之中。郝旦詣闕。

後漢書曰。建武廿五年。遼西烏桓大人郝旦等九百廿二人率衆向化。詣闕朝貢。獻奴婢牛馬及弓虎豹貂皮。是時四夷朝賀。駱驛而至。天子乃大會勞饗。賜以珍寶。烏桓或願留宿衛。於是封其渠帥爲侯王君長者八十一人。皆居塞內。布於緣邊諸郡。令招來種人。給其衣食。遂爲漢偵候也。

○『後漢書』烏桓傳より引く。「……牛馬及弓虎豹貂皮」の虎字を、原鈔本は唐諱を避けて武字に作る。また豹を貌としている。

三十八の正文は次の三十九の正文と対。

三十九、永初之際。無何獻誠。

後漢書曰。永初三年秋。鴈門烏桓率衆王無何與鮮卑大人丘倫等。寇五原。與太守戰於九原高渠谷。漢兵大敗。殺郡長吏。乃遣車騎將軍何熙・度遼將軍梁懂等擊。大破之。無何乞降。鮮卑走還塞外。是後烏桓稍親附。拜其大人戎末廐爲親漢都尉也。

○『後漢書』烏桓傳より引く。九原は、五原郡に属す県名。「孝安帝紀」の永初三年秋九月の条に、「鴈門烏桓及鮮卑叛。敗五原郡兵於高渠谷」とあり、李賢の注に、「東觀記曰。戰九原高渠谷。渠梁相類。必有誤也」という。因に『東觀漢記』のことは、『史通』正史篇にやや詳しく見える。惜むらくは唐代に亡んだ。

四十、耿曄申威。翻致蘭池之窘。

後漢書曰。順帝時。烏桓寇雲中。遮截道上商賈車牛千餘兩。度遼將軍耿曄率二千餘人追擊。不利。又戰於沙南。斬首五百級。烏桓遂圍曄於蘭池城。於是發積射士二千人。度遼營千人。配上郡屯。以討烏桓。烏桓乃退也。

○『後漢書』烏桓傳より引く。「車牛」は、品物を運ぶ車や牛。牛ぐるまのことではない。百官の乗用車として牛車（＝犢車）が普及したのは六朝時代で、いわゆる「短轅犢車、長柄麈尾」が一時の風尚となる。沙南は、李賢の注に、「沙南、縣。屬雲中郡。有蘭池城」と。乃字の上、討字の下に、「烏桓」の二字が、重複して必要だ。もし「以討烏桓。乃退」だと、耿曄の兵が烏桓を討って引上げたの意にもなる。「積射」は、漢の武官の名称。迹射と書いていることもある。迹・積同じ、古字通用。『後漢書』南匈奴傳の「郡國積射・緣邊兵」の注に「漢有迹射士。言尋迹而射之。積亦與迹同。古字通也」と。

四十の正文は、四十一の正文と対。

四十一、劉虞購募。遂摧力居之謀。

後漢書曰。靈帝初。烏桓大人上谷有難樓者。衆九千餘落。遼西有丘力居者。衆五千餘落。皆自稱王。又遼東蘇僕延。衆千餘落。自稱峭王。右北平烏延。衆八百餘落。自稱汗魯王。並勇健而多計策。中平四年。前中山太守張純叛。入丘力居衆中。自號彌天安定王。遂爲諸郡烏桓元帥。寇掠青・徐・幽・冀四州。五年。以劉虞爲幽州牧。虞購募斬純首。北州乃定(者也)。

○『後漢書』烏桓傳より引く。購募は、賞金をかけて暗殺者を募集したことをいう。上谷・遼西・遼東・右北平は、すべて後漢の幽州の領郡である。「烏桓大人上谷有難樓者、衆九千餘落」は、『後漢書』もこの通りで、烏桓大人に上谷に難樓というものが居り、衆九千人からなる聚落を支配していたという意味であろうが、このような場合には、「烏桓大人上谷難樓者。有衆九千餘落。遼西丘力居者。有衆五千餘落」と書くのが文章の正軌だ。初め者字の下に有字があったのが、いつしか郡名の下に移ったのかも知れぬ。念のため『通鑑』を調べてみたら、漢紀四八靈帝建寧元年冬十二月の末尾に、「烏桓大人上谷難樓有衆九千餘落。遼西丘力居有衆五千餘落、自稱王」としている。後の校書に従事するものの為に一言する。

四十二、魏武揚旌。先梟蹋頓。

孫康持節。遽斬樓班。

後漢書曰。獻帝初平中。丘力居死。子樓班年少。從子蹋頓有武略。代立。總攝三郡。衆皆從其號令。後難樓・蘇僕延率其部衆。奉樓班爲單于。蹋頓爲王。時袁紹子尙敗。奔蹋頓。幽・冀吏人奔烏桓者十萬餘戶。建安十二年。魏武自征烏桓。大破蹋頓於柳城。斬之。首虜廿餘萬人。袁尙與樓班・烏延等皆走遼東。遼東太守公孫康並斬送之。其餘衆萬餘落。悉徙居中國云(也)。

○『後漢書』烏桓傳より引く。正文の魏武は、魏武帝曹操のことをいう。『翰苑』の作られた唐代には、曹操は歴史上の英雄として尊敬されていたから、魏武、魏祖、或は曹公と言ひ、曹操と呼びながしにはしない。夾注の「魏武自征烏桓」も、『後漢書』の原文には「曹操自征烏桓」となっている。唐人の太宗を頌美する語に、「神武、魏祖に同じ」（『舊唐書』劉文靜傳）とあり、杜甫の「丹静引贈曹將軍霸」詩にも、「將軍は魏武の子孫」の句がある。相手を頌美する意味で曹操をひき合いに出したのである。孫康は、公孫康を指す。公孫が姓で、康が名であるが、魏武と對にするため孫康とした。持節は、原鈔本に枝節とするは誤。將軍が出征する時、天子から賜わった符節を持って行くことをいう。

鮮卑

四十三、依山構緒。接派東胡之源。

司馬彪續漢書曰。鮮卑者。亦東胡之支也。別依鮮卑山。故因號焉。其言語習俗與烏桓同也。

○范曄の『後漢書』鮮卑傳にこの通りの文句があるから、范氏が司馬彪の『續漢書』の文をそのまま用いたことが分る。『史通』古今正史篇に、「泰始中。祕書丞司馬彪。始討論衆書。綴其所聞。起元光武。終於孝獻。錄世十二。編年二百。通綜上下。旁引庶事。爲紀志傳凡八十篇。號曰續漢書」と。後漢の光武から獻帝に至る凡そ十二帝約二百年の史を録す。范曄の『後漢書』は、志の部分が未完の間に、范氏が誅死したため、後人が司馬彪の『續漢書』の志三十卷を取って補った。『續漢書』のその他の部分は殆ど唐宋の間に亡んで伝わらない。正文は「鮮卑族は鮮卑山に依つて基礎が固つたが、その源は東胡の支派から出ている」意。四十四の正文と對句をなす。

四十四、附塞疏枝。嗣德左賢之冑。

王琰宋春秋曰。赫連昌鮮卑別種。本匈奴左賢王後也。祖衛辰仕苻堅於塞表。

○王琰の『宋春秋』より引く。『隋志』に「宋春秋二十卷、梁吳興令王琰撰」とあり、『新唐志』も同じ。「祖衛辰仕苻堅於塞表」は、原鈔本は、「祖衛臣仕塞表」としているが、『晉書』載記赫連勃勃傳、『太平御覽』一二七引十六國春秋夏錄により、意を以って苻堅於の三字を補った。「祖の衛辰は苻堅に塞表に仕う」と訓む。因に『宋春秋』は唐代に亡び、王琰の仕履は不明。嚴可均輯『全齊文』が、王氏を太原の人としているのは、郡望を称したのであらう。(六朝時代には、太原の王氏は有数の名門であつた。)

四十五、地隣遼碣。境接燉煌。

續漢書曰。鮮卑。其地東接遼水。西當西域。自爲匈奴冒頓所破。遠竄遼東塞外。與烏桓相接。未嘗通中國。光武時。南北單于更相攻伐。匈奴損耗。而鮮卑遂盛。自燉煌・酒泉以東邑落大人。皆詣遼東受賞賜。

○司馬彪の『續漢書』より引く。これと殆ど同じ文章が、今までしばしば引用した王沈の『魏書』に見出される。『史通』正史篇によると、王沈の『魏書』の撰定は、魏の黃初太和中(二二〇〜二三三)のことらしく、『續漢書』のそれは晉の泰始中(二六五〜二七四)というから、『魏書』の方が『續漢書』よりは製作年代が早いと考えてよからう。従つて、司馬彪が王沈の記述をそのまま襲用したのであらう。「西當西城」は、盧弼の『三國志集解』によると、「元本城作域」という。正文の遼碣は秦の遼東郡の碣石山。秦の長城の東端に位置する。正文は次の正文と對。敦煌は、燉煌とも書くので訂正しない。

四十六、弓貴角端。裘珍罽毳。

後漢書曰。鮮卑地。禽獸異於中國者。有野馬・原羊・角端牛。以角爲弓。俗謂之角端弓也。又有貂・豹・罽子。皮毛柔輒。故天下以爲名裘（之也）。

○『後漢書』鮮卑傳より引く。前半の部分は、『御覽』三四七引『續漢書』にも見える。

四十七、結歡饒浦。素尙髡頭之姿。

後漢書曰。其言語習俗。鮮卑與烏桓同。唯婚姻先髡頭。以季春月大會於饒樂水上。飲宴畢。然後配合（者也）。

○『後漢書』鮮卑傳より引く。饒樂水は、李賢の注に、「水在今營州北」と。正文は、「歡を饒浦に結び、素髡頭の姿を尙ぶ」と訓み、次の四十七の「役に長城に背き、仍て赭衣の俗を傳ふ」と対句。

四十八、背役長城。仍傳赭衣之俗。

漢名臣奏曰。鮮卑者。秦始皇遣蒙恬築長城。始皇爲人刻薄。徒士亡出塞依鮮卑山。鮮者少也。卑者陋也。言其種衆少陋也。後稍昌熾。東西萬有餘里。今其人皆髡頭衣赭。手足瘡腫。此爲徒人狀也。

○『漢名臣奏』より引く。『漢名臣奏』は、『隋志』に三十卷、『唐志』に二十九卷とし、別に『陳壽漢名臣奏事』三十卷を挙げている。『宋志』は『漢名臣奏』二卷を挙げるのみ。宋代に殆ど亡んだのであろう。

『太平御覽』六四九の「髡」の条に、「風俗通曰。秦始皇遣蒙恬築長城。徒士犯罪亡。依鮮卑山。後遂繁息。今皆髡頭衣赭。亡徒之明効也」と『北堂書鈔』四五徒刑條に引く『風俗通』とを参照して校訂した。原鈔本はかなり乱れているから、よくこの校訂と比較してみるとよい。「東西萬有餘里」は、王沈の『魏書』では、「東西萬二千餘里」となっている。「始皇

の爲人は刻薄、徒士亡て塞を出で鮮卑山に依る」は、原鈔本は、「徒亡出塞。始皇爲人」となっている、これだけでは文をなさぬ。意を以って補訂した。いわゆる理校である。原鈔本の「乎足庫腫」は、「手足瘡腫」の誤。病だれに倉を、庫に誤まった。

四十九、鳥飛寇掠。猶歸建武之仁。

應邵風俗通曰。鮮卑數爲邊害。來如飛鳥。去如絕弦。國家深以爲憂。後漢書云。光武建武卅年。鮮卑大人於仇賁・滿頭等。率種人詣闕朝賀。慕義內屬。帝封於仇賁爲王。滿頭爲侯也。

○應邵の『風俗通』と范曄の『後漢書』鮮卑傳とから引く。『風俗通義』は『唐志』に三十卷、『宋志』に十卷と見える。現存するものは十卷。嚴可均は佚文を録して六卷とし、『全後漢文』に収めた。勿論、『翰苑』からは拾っていない。この章に引く文は、『全後漢文』卷三十八の葉八右の「秦始皇遣蒙恬築長城」条の次に入れるとよい。正文は五十の正文と対。

五十、蛾聚貪殘。尚感永平之化。

風俗通曰。應奉以爲（應奉以以爲奉以爲）秦始皇遣蒙恬築長城。徒士亡出依鮮卑山。後遂繁息。因以爲號。起自遼東。西至燉煌。萬二千餘里。蟲熾蛾聚。天性忿鷙。報恩以惡。無廬落之居。君長之帥。後漢書曰（云）。明帝永平元年。鮮卑大人皆來歸附。並詣遼東受賞賜。青・徐二州給錢歲二億七千萬爲常。明・章二世。保塞無事。

○『風俗通』及び『後漢書』鮮卑傳より引く。「起自遼東。西至燉煌萬二千廬里」は、原鈔本は二千が無く、萬餘里となっているが、王沈の『魏書』は「東西萬二千餘里」、『後漢書』は「東西萬四千餘里」となっているので、姑く前者に従う。「報恩以惡」を、原鈔本は、恩字を易字に誤って、「易報以惡」として、意味をなさぬ。「無廬落之居。君長之帥」を、

原鈔本は廬[△]を籬[△]に、帥[△]を師[△]に誤る。廬落は、住居。籬落は、柴・竹・荆・葦等を編んで作ったまがき。ここは前者。

なお、特に附記してをく。應[▲]奉は、『風俗通義』を著した應[△]邵[△]の父で、桓帝の世に、恩威をもって武[△]陵[△]蠻[△]を平定して功を立てた人である。その子の應[△]邵[△]は、靈帝の中平二年に漢陽の賊[△]邊[△]章[△]・韓[△]遂[△]が羌胡とともに入寇した時、鮮[△]卑[△]の輕騎兵五千を募って敵を破ろうという大將軍掾[△]韓[△]卓[△]の議を反駁したことで知られてをり、『後漢書』本傳に引くその時の應[△]邵[△]の駁議に、「鮮卑隔在漠北。犬羊爲群。無君長之帥。廬[△]落[△]之居。而天性貪暴。不拘信義。云々」とある。夾注の應[△]奉[△]は應[△]邵[△]の誤りであろうと思う。ただし原鈔本を筆写した邦人が誤ったのではなく、その時の底本が既に誤っていたのであろう。自分の著書『風俗通』の中で、わが父の名を應[△]奉[△]と呼び流しにすることは、あり得ない。それでは、後世の儒者のいう「名教罪人」である。

五十一、祭彤作鎮。納誠歎而收功。

後漢書曰。建武廿一年。鮮卑與匈奴入遼東。遼東太守祭彤擊破之。斬獲殆盡。由是震怖。及南單于附漢。北虜孤弱。廿五年。鮮卑始通驛使。其後都護偏何等詣祭彤求自効功。因令擊北匈奴左伊育訾部[△]。斬首二千餘級。其後偏何連歲出兵擊北虜[△]。輒持首級詣遼東也。

○『後漢書』鮮卑傳より引く。正文は次の五十二の正文と対句をなす。

五十二、張顯臨邊。違直言而致敗。

後漢書曰。延平元年。鮮卑復寇漁陽。漁陽太守張顯率數百人出塞追之。兵馬掾嚴授諫曰。前道險阻。賊勢難量。宜且結營。先令輕騎偵視之。顯意甚銳。怒欲斬授。因復進兵。遇虜伏發。士卒悉走。唯授力戰。身被十創。手殺數人而死。顯中

流矢。主簿衛福・功曹徐咸皆自投赴顯。俱歿於陣。

○『後漢書』鮮卑傳より引く。「宜且結營」の且字を原鈔本は落している。且は、暫且、しばらくの意。歿は、没でもよい。

五十三、永初之築二部。醜類猶逼。

後漢書曰。安帝永初中。鮮卑大人燕荔陽詣闕朝賀。鄧太后賜燕荔陽王印綬・赤馬・驂駕。令止烏桓校尉所治甯城下。通胡市。因築南・北兩部質館。鮮卑邑落百廿部各遣入質。是後或降或叛。與匈奴・烏桓更相攻擊。後。遼東鮮卑圍無慮縣。州郡合兵固保清野。鮮卑無所得。復攻扶黎營。殺長吏(之)。

○『後漢書』鮮卑傳より引く。正文の「醜類猶逼」の逼は、せまる。原鈔本は述字に作るが、それでは意味をなさぬ。醜類は、悪類の意。ここはもちろん鮮卑を指す。「鄧太后」を、原鈔本は「劉太后」としているのは、転写した邦人が誤ったのではなく、底本が既に誤っていたものと思う。鄧太后は、鄧禹の子訓の女(名を綬という)。和帝の永元十四年(一〇二年)、貴人より皇后となる。元興元年(一〇五年)、帝の崩ずるに及び皇太后となって、爾来、いわゆる垂簾の政を行なった。鮮卑大人燕荔陽が朝賀のことは、安帝の永初元年(一〇七年)のできごとである。「驂駕」は、『後漢書』・『通鑑』ともに「參駕」とする。參は驂字の省。驂は、『説文』に「三馬を駕するなり」と。乗用車を引く三頭の馬を賜ったのであろう。赤馬は胡注に、「帷裳衡軛皆赤」という。質館は李賢の注に、「館を築いて降質を受くるなり」と。人質をとめおく館である。無慮縣は胡注に、「無慮縣、屬遼東郡。師古曰。即所謂鑿無間。按郡國志。無慮縣、時屬遼東屬國」と。清野は、李賢注に、「清野謂收斂積聚。不令寇得之也」と。原野から食糧牛馬などをすべて取り上げ、敵に掠奪するものが無いようにさせることをいう。敵は飢に困しむわけである。故に「固く清野を保てば、鮮卑得る所なし」という。扶黎營は李賢の注に、

「扶黎、縣。屬遼東屬國。故城在今營州東南」と。五十三の正文は、次の五十四の正文と対句をなす。

五十四、建光之分兩路。重圍僅解。

後漢書曰。建光元年。鮮卑大人烏倫・其至韃復叛。寇居庸。雲中太(子)守成嚴擊之。兵敗。鮮卑於是圍烏桓校尉徐常於馬城。度遼將軍耿夔與幽州刺史龐參發廣陽・漁陽・涿郡甲卒。分爲兩道援之。常夜得潛出。與夔等并力並進。攻賊圍。解之。

○『後漢書』鮮卑傳より引く。「分爲兩道援之」の援を、『後漢書』・『通鑑』はともに救字に作る。

五十五、慶隆吞雹。方脩彈嶺之儀。

後漢書曰。桓帝時。鮮卑檀石槐者。其父投鹿侯。初從匈奴軍三年。其妻在家生子。投鹿侯歸。恠欲殺之。妻言嘗晝行聞雷震。仰天視而雹入其口。因吞之。遂妊身。十月而產。此子必有奇異。且宜長視。投鹿侯不聽。遂弃之。妻私語家令收養焉。名檀石槐。年十四五。勇健有智略。異部大人抄取外家牛羊。檀石槐單騎追擊之。所向無前。悉還得所亡者。由是部落畏服。乃施法禁。平曲直。無敢犯者。遂推以爲大人。檀石槐乃立庭於彈汗山獸仇水上。去高柳北三百餘里。兵馬甚盛。東西部大人皆歸焉。因南鈔緣邊。北拒零丁。東却夫餘。西擊烏孫。盡據匈奴故地。東西萬四千餘里。南北七千餘里。網羅山川水澤鹽池也。

○『後漢書』鮮卑傳より引く。正文は、「慶隆くして雹を呑み、方て彈嶺(彈汗山)の儀を脩む」と訓み、五十六の正文の「續表れて魚を觀、自ら秦池の網を頓ふ」と対句をなす。鈔は、抄に通ずる。

中國の感生帝説に似た異常出生説話である。この種の説話は、日本・中國・朝鮮等、東アジアの諸民族に見出されるとい

う。

五十六、績（||蹟）表觀魚。自頓秦池之網。

後漢書曰。光和元年。鮮（鱗）卑寇酒泉。緣邊莫不被毒。種衆日多。田畜射獵不足給食。檀石槐乃自徇行。見烏侯秦水廣縱數百里。停不流。其中有魚。不能得之。聞倭人善網捕。於是東擊倭國。得千餘家。徙置秦水上。令捕魚以助糧食。光和中。檀石槐死。孫騫曼年少。兄子魁頭立。騫曼長大。與魁頭爭國。衆遂離散也。

○『後漢書』鮮卑傳より引く。正文の績は、迹又は蹟と同じ。功業の見る可きものをいう。「田畜射獵」の獵字を、原鈔本は、犬へんに葛に作るが、これはよくない。倭人の個所を、『三國志』鮮卑傳注に引く『魏書』は、「聞汗人善捕魚、於是檀石槐東擊汗國、得千餘家」とする。惠棟の説に、「汗當作汗、與倭同音。魏志云、倭人好捕魚、水無深淺、皆沈沒取之」と。一方、地理学者の丁謙は、「汗人國指朝鮮南境馬韓・辰韓・弁韓等部。范氏改爲倭人謬甚。倭、今日本。遠隔重洋。石槐雖強。非所能至。安得伐之」という。

夫餘

五十七、氣降清晏。入橐離而結孕。

祥流穢地。躍滹水以開疆。

後漢書曰。夫餘國。本穢地也。初。北夷橐離國王出行。其侍兒於後妊身。王還。欲殺之。侍兒曰。前見天上有氣。大如雞子。來降我。故有身。王囚之。後遂生男。王令置豕牢。豕以口氣噓之。不死。復徙馬蘭。馬亦如之。王以爲神。乃聽母收

養。名曰東明。東明長而善射。王忌其猛。復欲殺之。東明奔走。南至淹滹水。以弓擊水。魚鼈皆聚浮水上。東明乘之得度。因至夫餘而王之焉（子）。

○『後漢書』東夷傳より引く。正文の対句は、「氣清晏せいびんより降り、くだ、藁離たくりに入りて結孕けつようし、祥穢地つたはに流り、滹水わどに躍りて疆を開く」と訓めばよい。「秦離國」は、一に「索離國」に作る。李賢の注に、「索或作藁。音度洛反」と。「淹滹水」は、今本は「掩滹水」に作る。李注に、「今高麗中有蓋斯水、疑此水是也」と。豕牢しろうは、豚を飼うをり。馬蘭ばらんは、馬を飼うかこい。蘭は、欄に同じ。木を横にわたして劃したかこいをいう。

この章と似た記事が、『三國志』東夷夫餘傳注に引く『魏略』に見える。『魏略』は、曹魏の歴史を記す。魏の魚豢撰。唐以来、『典略』と一書の如く考えられて来たが、両者は全く別の書である（章宗源『隋經籍志考證』三・張鵬一『魏略輯本』凡例参照）。

五十八、南接句驪。東隣肅慎。

魚豢うゑ魏略曰。夫餘國在玄菟長城北。去玄菟千餘里。南接句驪。東接挹婁。即肅慎國者也。

○魚豢の『魏略』より引く。張鵬一は『翰苑』を知らなかったから、その輯本には収録していない。「即肅慎國者也」は、上句の挹婁を説明し、正文の「東隣肅慎」の根拠を示すために、張楚金が自注として加えた句であろう。『魏略』には、「東接挹婁」につづけて、「西接鮮卑。北有弱水」という句があったものと思う。夫餘國の四至に言及して、西北界のみを書かぬとは考えられぬ。ここでは正文と関係ないので省いた。『後漢書』・『三國志』の夫餘傳には、ともに「西與鮮卑接。北有弱水」の句がある。肅慎は、すでに『尚書』亡書序に見えるが、兩漢に挹婁と云い、南北朝には勿吉むつきに属していた。『後漢書』東夷傳に、「挹婁、古肅慎之國也」とある。

五十九、四加在列。五穀盈疇。

赤玉可珍。黑貂斯貴。

後漢書曰。夫餘。於東夷之域。最爲平敞。土宜五穀。出名馬・赤玉・貂豹。大珠如酸棗。以員柵爲城。有宮室・倉庫・牢獄。其人羸大彊勇而謹厚。不爲寇抄。以弓矢刀矛爲兵。以六畜名官。有馬加・牛加・狗加・猪加。其邑落皆屬諸加。魏略曰。衣尚白。衣錦繡文罽。白黑貂爲裘。譯人傳辭。皆跪。手據地。其殺人者死。沒其家人。盜一者責十二。男女媾。婦人妬。宜殺之。

○『後漢書』東夷夫餘傳及び『魏略』より引く。『魏略』より引く部分は、これと殆ど同じ文が、『三國志』夫餘傳に見える。「員柵」の員は、圓に同じ。「六畜」は、『爾雅』釋畜に馬・牛・羊・蠶・狗・雞の下に題して「六畜」という。「白黒貂爲裘」の貂は、てん。この個所を、『三國志』夫餘傳は、「大人加狐狸・狄白・黒貂之裘」としている。なお「貂豹」は、『藝文類聚』九十五獸部下にも「魏略曰。扶餘國出貂豹」という。豹は貂に同じ。『爾雅』積獸に、「貂無前足」とあり、兩足獸である。郝懿行の義疏に、「異物志云。貂出朝鮮。似猩猩。蒼黑色。無前兩足。能捕鼠。廣韻。貂作豹。云。似狸蒼黒。無前足。善捕鼠。與前說合」と。

六十、樂崇迎鼓。舞詠之趣方遙。

後漢書曰。夫餘。食飲用俎豆。會同拜爵洗爵。揖讓升降。以臘月祭天。大會連日。飲酒歌舞。名曰迎鼓。是時斷刑獄。解囚徒也。

○『後漢書』東夷夫餘傳より引く。「以臘月祭天」は、『三國志』夫餘傳は、「以殷正月祭天」とする。殷曆の正月は夏曆（農曆）の十二月であるから臘月、といった。勿論、『三國志』の作者は西晉の陳壽、『後漢書』の作者は劉宋の范曄であるか

ら、前者の方が時代が早い。「會同・拜爵・洗爵」は、會同は『論語』・『周禮』等に見える古禮の術語で、拜爵・洗爵は、『儀禮』に見える術語を用いた。具体的に何をしたのかは未詳。爵はさかづき。爵は雀に通じ用い、すずめの形をしたさかづきを爵と言った。六十の正文は六十一の正文と対。

六十一、兆叶占蹄。吉凶之旨斯見。

魏略曰。夫餘俗。有軍事祭天。殺牛。以牛蹄占吉凶。蹄解者爲凶。合者爲吉。死者以生人殉葬。居喪去環珮。大體與中國相髣髴也。行人無晝夜。好歌吟。音聲不絶也。

○これと殆ど同じ文句が、『三國志』東夷夫餘傳、裴注に引く『魏略』、及び『後漢書』東夷夫餘傳に散見する。ただ、『死者以生人殉葬』は、「殺人殉葬」としている。儒教では生人を殉葬せることは、不仁の極であるとした。前五〇〇年前後の人と考えられる孔子は「俑」（＝殉死の木偶）を作ることすら非難している。

六十二、占風入貢。增印綬之榮。

後漢書曰。永寧元年。夫餘乃遣嗣子尉仇台詣闕貢獻。天子賜尉九台印綬金帛等也。

○『後漢書』東夷夫餘傳より引く。金帛は、殿本は金綵に作る。正文は次の正文と対。

六十三、沐化來朝。預歌鍾之會。

後漢書曰。順帝永和元年。夫餘王來朝京師。帝作黃門鼓吹・角抵戲以遣之也。

○『後漢書』夫餘傳より引く。「黃門鼓吹」は樂曲の名称。『後漢書』禮儀志中の朝賀の注に引く蔡邕『禮樂志』に、「漢

樂四品。……三曰黃門鼓吹。天子所以宴樂群臣。云々と。「角抵戲」は、『漢書』武帝紀に、「元封三年。作角抵戲。三百里内皆觀」と。注に「文穎曰。名此樂爲角抵者。兩兩相當角力。角技藝射御。故名角抵。蓋雜技樂也。……漢後更名平樂觀」という。すでに秦代から有ったらしく、『史記』李斯傳に、「是時二世在甘泉。方作穀抵優俳之觀」とあり、裴駟の案語に、「穀抵即角抵也」という。

三韓

六十四、境連鯢壑。地接鼇波。

魏略曰。韓在帶方南。東西以海爲限。地方四千里。一曰馬韓。二曰辰韓。三曰弁辰。辰韓、古之辰國也。馬韓在其西。其民土著。種稻。知作綿布。鯢壑。東鯢人居海中州。有鼇波。四至俱海也。

○『魏略』より引く。鯢壑以下は、原鈔本には、「鯢壑東鯢人居海中州鼇波俱海也有也」とあり、このままでは訓めない。東鯢人のことは、『漢書』地理志に、「會稽海外有東鯢人。分爲二十餘國。以歲時來獻見云」とあり、『後漢書』東夷傳にも、「會稽海外有東鯢人。分爲二十餘國」とあるから、「東鯢人」は人種の名。それが海中の州しまに居る。そこを鯢壑といったということであろう。その海中の州からできた島国は四面を海にかこまれ、波が高くうねっているという意味ではあるまいか。有字の位置を変え、四至の二字を補ってみた。因に言う。左思の「魏都賦」に、「於是。東鯢即序。西傾順軌。荆南懷愜。朔北思躋」とあり、唐人の『文選』の注にも、『後漢書』地理志を引くのみで、東鯢が何処であるかは、具体的に述べていない。なお、唐の韋承慶の「靈臺賦」に、「赴鯢壑而全忠。處龍郷而執信」と見え、鯢壑は龍郷に対する語で具体性を欠く。また、五代末の譚用之の「別何處士陵俊老」詩に、「洞連龍穴全山冷。窗透鼇波盡室寒」の句があるが、鼇波とは、

龜の甲のように重なりあつて見える大波をいうのであろう。

夾注の「鯤壑」以下は、「鯤壑は、東鯤人、海中の州に居る。鼈波ありて四至ともに海なり」と訓めばよい。鯤は音達奚反、テイ。三韓の弁辰は、弁韓の訛（次章参照）。

六十五、南屆倭人。北隣穢貊。

後漢書曰。韓有三種。馬韓在西。有五十四國。其北與樂浪。南與倭接。辰韓在東。十有二國。其北與穢貊接。弁辰在辰韓之南。亦十有二國。其南亦與倭接。凡七十八國。伯濟是其一國焉（之也）。

○『後漢書』東夷三韓傳より引く。三韓を馬韓・辰韓・弁辰とすることについて、王先謙の『集解』に、「王會汾曰。案晉・梁二書。皆作弁韓。當從改。下云弁辰在辰韓之南。弁辰亦弁韓之訛。惠棟曰。魏志作弁韓」と。もっともな説である。屆は。至る意。

六十六、職標臣智。都號目支。

魏略曰。三韓各有長帥。其置官。大者名臣智。次曰邑借。凡有小國五十六。總十餘萬戶。辰王治目支國。目支國置官亦多。曰臣智。後漢書云。大者萬餘戶。小者數千家。各在山海間。皆古之辰國也。馬韓最大。共立其種爲辰王。都目支國。盡王三韓之地。其諸國王先皆是馬韓種人焉。

○『魏略』及び『後漢書』東夷傳より引く。『魏略』と殆ど同じ句が『三國志』東夷傳に散見する。「目支國」は、『後漢書』は同じ、『三國志』は「月支國」に作る。「月支」は西域の國名である。目と月と、形が似ているところから後人が誤ったのであろう。『後漢書』を引いた部分の「都、目支國」を、原鈔本は「治目支國」としているが、正文に「都、號目支」と

あることから考えて、ここは都字でなければならぬ。『後漢書』も都字である。『魏略』の「辰王治目支國」の治字は、唐の高宗の諱を犯すことになるが、転写をくり返す過程で後人が改正したので、原鈔本が筆写された時には、既にその底本は治字に作られていたのであろう。

六十七、飾重綴珠。不珍金闕之美。

後漢書曰。馬韓人不貴金寶錦闕。不知騎乘牛馬。唯重瓔珠。以綴衣爲飾。及懸頸垂耳。大率皆魁頭露紒。布袍草履也。

○『後漢書』東夷傳より引く。闕は、綴の仮借字、けおりのものをいう。魁頭は、注に「魁頭、猶科頭也」とあるが、科頭とは、かぶとや冠を頭に著けないことをいう。何もかぶらぬ頭。露紒は、頭に何もかぶらず髪を束ねていること。正文は六十八の正文と対をなす。

六十八、居崇仰戸。詎資城郭之華。

後漢書曰。馬韓人知田蠶。(珪)作綿布。出大栗如梨。有長尾雞。尾長五尺。邑落雜居。亦無城郭。作土室。形如冢。開戸在上。不知跪拜。無長幼男女之別。

○『後漢書』東夷傳より引く。珪は衍文であるが、恐らく、蠶字の上部が替となり、下部が珪となったのであろう。原鈔本は、「知田替珪作綿布」としている。

六十九、尙勇標能。貫背之風猶扇。

後漢書曰。馬韓人壯勇。少年有築室作力者。(輕)輒以繩貫背皮。縋以大木。嚙呼爲健。不以爲痛也。

○『後漢書』東夷傳より引く。ただし「不以爲痛也」の五字は無い。雍公叡が注として『三國志』東夷三韓傳より「不以爲痛」の一句を引いて加えたのであろう。「以つて痛しと爲さざればなり」の意。正文の「扇」字は、扇動の意で、あふる。「勇を尙び能を標し、貫背の風なほあふる」と訓む。紐は、『説文』に「繩を以つて懸くる所あるなり」と。ここは、若い馬韓人の大工が、肩から背にかけて繩をまきつけ、他の端を大木にまきつけて上下することであらう。見物している者がそれを声をあげてほめそやす。正文は次の七十の正文と対。

七十、矜容表（也）麗。扁首之俗仍存。

魏略曰。辰韓俗喜歌舞彈瑟。瑟形似筑。兒生。欲其頭扁。便以石押其頭。今辰韓人皆扁頭。亦文身。施竈皆在戸西。其瀆盧國與倭接界。其人形皆大。衣服潔淨也。

○『魏略』より引く。殆ど同じ文が、『三國志』東夷三韓傳に見える。正文は、「容を矜り麗を表はし、扁首の俗なほ存す」と訓む。也字は衍文。首は、頭。

七十一、鈴鼓既懸。用展接神之禮。

後漢書曰。馬韓人常以五月田竟祭鬼神。晝夜酒會。群集歌舞。舞輒數十人相隨蹋地爲節。十月農功畢。亦復如之。諸國邑各以一人主祭天神。號爲天君。又立蘇塗。建大木以懸鈴鼓。事鬼神。蘇塗之義。有似於西方浮圖（之）。

○『後漢書』東夷傳より引く。夾注の「常以五月田竟」は、『三國志』魏志東夷傳では、「常以五月下種訖」となっている。「田竟」なら、田獵が終った意。狩獵の期間は、農閑期にあたる冬である。「下種訖」なら、播種（「たねまき」）が終った意。夏曆（＝農曆）によるものとすれば、「以五月田竟」は、時期としてはおそすぎる。五は三の誤りかも知れぬ。「以五

月下種訖」なら、このままでよい。或は田字を、『詩』齊風甫田の「無田甫田」の田、つまり耕治の意味にとり、五月に植付をすませ、十月に收穫を終る。そして五月に農事を祈って鬼神を祭り、十月には收穫を感謝して鬼神を祭る。中国後世の「春祈」と「秋社」のような行事と考えることもできる。一応このような意味に理解して置く。「又立蘇塗」の前後は、『三國志』魏志東夷傳では、「諸國各有別邑。名之爲蘇塗。立大木。縣鈴鼓。事鬼神。諸亡逃至其中。皆不還之。好作賊。其立蘇塗之義。有似浮屠。而所行善惡有異」となっている。これによると、蘇塗とは、亡逃者や犯罪者が入りこんでも保護される一種の聖域で、西歐中世の教会や修道院のように Asylum の特権を持っていた所のようなものである。「その蘇塗を立つるの義、浮屠に似たるあり」とは、中国の仏教の寺院と似ているということ、西晉や六朝時代は仏教の盛んな時代であったから、この時代の中国の寺院も、アサイラムの特権を持っていたのかも知れぬ。しかし、おしなべて言えば、中国の寺院は国家権力の統制下に置かれていた。夾注の最後の二句「蘇塗之義。有似於西方浮圖」は、『後漢書』の李注で『魏志』の句を引用していることから思いつき、雍公叡の加えた注である。正文の「鈴鼓すでに懸り、用つて神に接するの禮を展く」は、七二の正文「鳥羽の設けらるる攸、方に往を送るの儀を盡す」と対をなす。因に言う。「浮」と「蘇」とは古音近く、「圖」と「塗」とは同音通仮することから、「蘇塗」は「浮圖」、即ち「塔」のことと解することもでき、『後漢書』の「立蘇塗」は、「塔を立てた」意味に取れそうであるが、『魏志』によると、「蘇塗」は明らかに別邑の名称である。当時の馬韓の方音を漢字で音訳したのであろう。

七十二、鳥羽攸設。方盡送往之儀。

魏略曰。辰韓人常用馬韓人作主。世世相承。其地宜種五穀若作縑布。服牛乘馬。其嫁娶俗。男女有別。以大鳥羽送死。其意欲使死者飛颺。

○『魏略』より引く。『三國志』魏志東夷傳の弁辰傳の記事と殆ど同じだが、文字にやや異同がある。就きて見るべし。若は、もしくはは、或はの意。「服牛乘馬」は、『周易』繫辭下傳の「服牛乘馬。引重致遠」の句を用いた。牛に車をつけ馬に乗る意。『三國志』は「乘駕牛馬」としている。又、飛颺を飛揚に作る。

七十三、居城識秦人之風。

髡髮驗州胡之俗。

後漢書曰。辰韓。耆老自言秦之亡人。避苦役。適韓國。馬韓割東界地與之。其名國爲邦。弓爲弧。賊爲寇。行酒爲行觴。相呼爲徒。有似秦語。故或謂之爲秦韓。有城柵屋室。諸小別邑。各有渠（渠）帥。大者名臣智。次有儉側。次有樊祗。次有殺奚。次有邑借。土地肥美。宜五穀。知蠶桑。作縑布。乘駕牛馬。嫁娶以禮。行者讓路。國出鐵。濊・倭・馬韓並從市之。諸貿易。皆以鐵爲貨。弁辰與辰韓雜居。城郭衣服皆同。言語風俗有異。其人（刑）形皆長大。美髮。衣服潔淨。而刑法嚴峻。馬韓之西。海島上有州胡國。其人短小。髡頭。衣有上無下。好養牛豕。乘船往來。貨市韓中也。

○『後漢書』東夷傳より引く。「諸貿易」の貿字は、原鈔本も范史の南宋の紹興本その他のテキストも貨字になっているが、殿本に従って貿に改むべきである。下に貨字があるので誤ったのであろう。「樊祗」は、『三國志』東夷傳では「樊濊」としている。

高麗

七十四、靈河演貺。照日晷以含胎。

伏龍擄祥。叩骨城而闢壤。

魏收[△]（魏）後魏書曰。高句驪者。出於夫餘。自言先祖朱蒙[△]。朱蒙母河伯女。夫餘王閉於室中。爲日所照。引身避之。日影又逐。既而有孕。生一卵。大如五升。夫餘王弃之與犬（食）。犬不食。弃之與豕。豕又不食。弃之於路。牛馬避之。又弃之於野。鳥以毛茹之。夫餘王剖之。不能破。遂還其母。其母以物裹之。置於暖處。有一男破殼而出。及其長也。字之曰朱蒙。其俗言朱蒙者。善射也。夫餘國人以朱蒙非人所生[△]。將有異志。請除之。王不聽。命之養馬。朱蒙每私試。知有善惡。駿者減食令瘦[△]。駑者善養令肥。夫餘王以肥者自乘。以瘦者給朱蒙。後狩于田。以朱蒙善射。限之一矢。朱蒙雖一矢。殪獸甚多。（多）夫餘之臣又謀殺之。朱蒙母陰知。以告朱蒙。朱蒙與烏引・烏違等二人。弃夫餘。東南走。中道遇一大水。欲濟無梁。夫餘人追之甚（甚）急。朱蒙告水曰。我是日子。河伯外孫。今日逃走。追兵垂及。如何得濟。於是魚龍並浮。爲之成橋。朱蒙得度。魚龍乃解。追騎不得渡。朱蒙至普述水。遇見三人。其一人著麻衣。一人著納衣[△]。一人著水藻衣。與朱蒙至紇升骨城。遂居焉。號曰高句驪。因以爲氏焉。

○魏收の『後魏書』高句驪傳より引く。この引用文は、百衲本などよりも、宋初に作られた『太平御覽』七八三東夷高句驪の条に引く『後魏書』により近い。文字の異同はいちいち述べぬが、就いて見るがよい。魏收が北齊に在って『魏書』を著したのは、齊は魏を継ぐをもつて正統となさんとする意図であった。しかし、みだりに褒貶を加へ、ために「穢史」と称せられた（邵晉涵『南江書録』・『四庫提要』参照）。魏收の没後、二十九篇が亡逸不完となる。正文の、靈河は、靈驗あらかたな河伯（河の神）。演は、表演す。呪は、音キャウ。敬詞で、賜りもの・賜りものを下される意。晷は、日影。擄は、布く、舒ぶ意。叩は、繫つ、問う意。叩城は、城門をたたく。「靈河 呪を演し、日晷を照して胎を含み、伏龍 祥を擄べて、骨城を叩うて壤を闢く」と訓む。以・而は互文互用。河伯の女が日の光を受けて妊娠し、生れた子が高句驪王となつたという例の異常出生説話である。

七十五、境連穢貊。地接夫餘。

魚豢魏略曰。高句驪國在遼東之東千里。南接朝鮮・穢貊。東接沃沮。北接夫餘也。

○魚豢の『魏略』より引く。『三國志』魏志の東夷高句驪傳及び『太平御覽』七八三に引く『魏略』には、ともに遼東の下に「之東」の二字がある。よって補う。『魏志』は穢貊に作る。

七十六、帶玄菟以開驪。

漢書地理志曰。玄菟郡。武帝元封四年開。屬幽州。應邵注云。「故眞番。朝鮮胡國也。」領高句驪・上殷台・西蓋馬三縣。治高句驪。後漢。以遼東之高顯・候城・遼陽三縣來屬也。

○『漢書』地理志をそのまま引いたのは「西蓋馬三縣」までであって、それ以外は、應邵の注と『續漢書』郡國志の記事とを加えて、漢の疆域を開いた過程を分り易く説明している。しかし漢代の歴史地理を知らぬと分りにくいのでやや詳しく説明しておく。

先づ、應邵の注であるが、『漢書』武帝紀に、「元封三年夏、朝鮮降。その地を以て樂浪・臨屯・玄菟・眞番郡となす」とあり、昭帝紀に「始元五年六月、眞番郡を罷む」と見える。つまり、幽州の眞番郡を解体してその領県を分つて他の郡に隸属させたのである。この眞番郡は、朝鮮の胡国の地だというのが應邵の注の意味である。そして玄菟郡には、高句驪・上殷台・西蓋馬の三県が属してをり、郡の長官である太守の役所は高句驪県に置かれている。「治高句驪」の治は、がらみらい都の在る所を治というが、それから転じて地方長官の駐在する所をいう語。『漢書』地理志や『續漢書』郡國志の書き方から云うと、領県の名を述べる時、最初に挙げた縣に、郡の治所が在ることになっているから、地理志の記事をそのまま引用するなら、「治高句驪」の四字はいらないわけであるが、童蒙のために分り易く書いたのであろう。夾注の最後の「後

漢」以下は、『續漢書』郡國志五に依って、もと遼東郡に属していた、高顯・候城・遼陽の三県が玄菟郡に属することとなったと述べたのである。その時期については劉昭の注に、「東觀書、安帝即位之年、分三縣來屬」と云う。（東觀書とは、劉珍の『東觀漢記』のことである。）

正文の「玄菟を帯びて疆を開き」は、七十七の正文「黏蟬ねんていを括まめて邑なに命く」と対。

七十七、括黏蟬而命邑△

漢書地理志曰。樂浪郡。武帝元封三年開。莽曰樂鮮。屬幽州。應邵注云。「故朝鮮國也。武王封箕子於朝鮮。」朝鮮・邯・涇水・含資・黏蟬・遂成・增地・帶方・駟望△・海冥・列口・長岑・屯有・昭明・鏤方・提奚・渾彌△・吞列・東眺・不而・蠶台・華麗・邪頭昧・前莫・夫祖△。二十五縣。治朝鮮也。

○『漢書』地理志より引く。原鈔本は、樂浪郡に属する二十五県の最初に書くべき「朝鮮」を脱している。上の應劭の注の末尾に朝鮮の二字があるので落したのであろう。前節でも述べたように、この最初の県に郡の治所が在る。郡國志の撰者司馬彪の言に、「凡そ縣名まづ書するものは、郡の治する所なり」と。「莽曰樂鮮」は、王莽の時代に、樂浪を樂鮮と改めたの意。王莽は官名地名などをやたらと更改した。「治朝鮮也」は雍公勸の注か。

七十八、仁隨萬物。自扇九重之風。

漢書地理志曰。長岑△・駟望△封箕子縣也。後漢書曰。王制云。「東方曰夷。」夷者。柢也△。言仁而好生。萬物柢地而出。故天性柔順。易以道御。至有君子・不死之國焉。夷有九種。曰吠夷△・子夷△・方夷△・黃夷△・白夷△・赤夷△・玄夷△・風夷△・陽夷△。故孔子欲居九夷也。漢初。燕人衛滿避地朝鮮。因王其國。百有餘歲（之）。

○『漢書』地理志・『後漢書』東夷傳より引く。長岑・駟望は、ともに樂浪郡に属する県であるが、應劭の注に「武王封箕子於朝鮮」とあるだけで、ここに引用している通りの句は見あたらぬ。唐初のテキストにはこの句があったのかも知れぬ。孔子のことは、『論語』子罕篇に、「子欲居九夷。或曰陋。如之何。子曰。君子居之。何陋之有」と。梁の皇侃の疏は九夷について、『後漢書』とは異った説をあげている。「夷者、柢也」は『風俗通』の説で、『禮記』王制正義に、「東方謂之夷者。風俗通云。東方人好生。萬物、舐、觸、地、而、出。夷者、舐也。其類有九。依東夷傳九種。一曰玄菟。二曰樂浪。三曰高驪。四曰滿飾。五曰鳧臯。六曰索家。七曰東屠。八曰倭人。九曰天鄙」と。九夷は皇侃の説と同じ。但、皇疏は鳧臯を鳧臯とする。舐・柢は同音で通借する。『禮記正義』の引く東夷傳は、范史のそれではなく、范曄以前に後漢史を著すものは数十家もあり、唐初にはまだいくつか存在していたから、そのいづれかの東夷傳かも知れぬ。正文は次の七十九の正文と対。

七十九、俗異三方。猶祖八條之教。

漢書地理志曰。朝鮮・穢貉・句麗蠻夷。殷道衰。箕子去之朝鮮。教其民以禮義。田蠶織作。樂浪朝鮮民犯禁八條。相殺以當時償殺。相傷以穀償。相盜者。男没入爲其家奴。女爲（奴）婢。欲自贖者。人五十萬。雖免爲庶民。俗猶羞之。嫁娶無所讎。是以其民終不相盜。無門戶之閉。然天性和順。異於三方之外。故孔子悼道之不行。設桴於海。欲居九夷。有以也夫。

○『漢書』地理志より引く。「有以也夫」は「以あるかな」の意。『太平御覽』七八〇朝鮮の条に引いて、「有以也」とする。原鈔本は「有心之」としているので改めた。孔子の語は『論語』公冶長篇に見える。

八十、官崇九等。

高麗記曰。其國建官有九等。其一曰吐捺。比一品。舊名大對盧。總知國事。三年一代。若稱職者。不拘年限。交替之日。或不相祗服。皆勒兵相攻。勝者爲之。其王但閉宮自守。不能制禦。次曰太大兄。比正二品。一名莫何何羅支。次鬱折。比從二品。華言主簿。次大夫使者。比正三品。亦名（謂）謁奢。次皂衣頭大兄。比從三品。一名中裏皂衣頭大兄。東夷相傳所謂皂衣先人者也。以前五官。掌機密。謀政事。徵發兵馬。選授官爵。次大使者。比正四品。一名大奢。次大兄加。比正五品。一名纈支。次拔位使者。比從五品。一名儒奢。次上位使者。比正六品。一名契達奢使者。一名乙奢。次小兄。比正七品。一名失支。次諸兄。比從七品。一名翳屬。一名伊紹。一名河紹還。次過節。比正八品。次不節。比從八品。次先人。比正九品。一名失元。一名庶人。又有拔古鄒加。掌賓客。比鴻臚卿。以大夫使者爲之。又有國子博士・太學博士・舍人・通事・典客。皆以小兄以上爲之。又其諸大城置儻薩。比都督。諸城置處閭區。比刺史。亦謂之道使。道使治所名之曰備。諸小城置可邏達。比長史。又城置婁肖。比縣令。其武官曰大模達。比衛將軍。一名莫何邏繡支。一名大幢主。以皂衣頭大兄以上爲之。次末若。比中郎將。一名郡頭。以大兄以上爲之。其次領千人。以下各有等級。

○『高麗記』より引く。『高麗記』についてはよく分らぬが、『唐志』に見える『奉使高麗記』一卷がそれかも知れぬ。高麗の九等の官制のことは、宋の樂史の『太平寰宇記』一七三と、徐兢の『宣和奉使高麗圖經』七とに見えるから、この記事や正史の高麗傳の記事とを合せて対比しながら校訂する。『高麗圖經』によると、「高麗建官。唐武德年間有九等」とあるから、九等の官制は、唐初の武德年間（六一八〜六二六）の知識を伝えるのであって―必ずしも九等の官制がこの時代に創設されたということではない―、『北史』・『隋書』・『舊唐書』の高麗傳に見える十二等の官制よりは、より新しい時代の官制であろう。（勿論、『北史』・『隋書』等が完成したのは唐の武德貞觀の交、『舊唐書』ははるか後の五季の晉代の作であるが、清の趙翼も論じているように、これらは旧史の文に本づいて作られたのであって、それが書かれた時代の知識を直接に反映しているのではない。）

さて、「或不相祗服」の祗は、つつしむ意。「莫何何羅支」は後の「莫何羅繡支」と似ているが、ともに『寰宇記』には見えない語。「謁奢」は、漢語の謁者ではなく、後の儒奢・大奢などと同じく字音語であろう。皂衣先人の皂字は、『三國志』と『寰宇記』とは阜字に、『後漢書』は帛字に作る。その他の皂字も同じ。「華言主簿」の下の「大夫使者」は、『寰宇記』は太大夫使者、『圖經』は太大夫使者、『北史』と『隋書』には太大使者としている。「拔古鄒加」は、『寰宇記』は「狀古鄒加」とする。「古鄒加」については『三國志』の高句麗傳に説明している。「國子博士」の次に、原鈔本は「大學士」としているのは、明白な誤記。大學士は、中国でも唐の中宗の景龍二年（七〇八）に弘文館に置れたのが最初であるし、『唐書』百官志二門下省弘文館注参照）、宋代以後は宰相級の大官である。ここは「太學博士」に訂正。因に唐代の官制では、國子學に博士五人で正五品上、太學には博士六人で正六品上、であった（百官志三國子監）。「典客」は、典客の誤りだと思ふ。通事が通譯官で、典客は接待役の外交官。因に、『寰宇記』は「典書客」としているが、書字は衍。「諸大城置僊薩」は、原鈔本は僊薩であり、『寰宇記』も僊字に作り、「内屋切」と注記しているので僊は改めない。『隋書』は僊薩に作る。「諸城置處閭區」は、『寰宇記』では「置處閭近支」とする。何れが是か未詳。「末若」は、『寰宇記』には「末客」とする。八十の正文は、次の八十一の正文と對。

八十一、部貴五宗。

魏略曰。其國本有五族。有消奴部・絶奴部・順奴部・灌奴部・（樓）桂樓部。本消奴部爲王。稍微弱。今桂樓部代之。五部皆貴人之族也。一曰内部。即後漢時桂樓部。一名黃部。（一名黃部）二曰北部。即絶奴部。（即絶奴部）一名後部。一名黒部。三曰東部。即順奴部。一名左部。一名上部。一名青部。四曰南部。即灌奴部。一名前部。一名赤部。五曰西部。即消奴部（也）。一名右部。其内部如燕内部。姓高即王族也。高麗無稱姓者。皆内部也。又内部雖爲王宗。列在東部之下。

其國從事。以東爲首。故東部居上。

○『魏略』その他より引く。『太平御覽』七八三引『魏略』・『魏志』東夷高句麗傳・『寰宇記』一七三では、「消奴部」の消を、捐或は涓にしているものもあるし、「桂樓部」の樓はみな婁に作る。「一曰内部。即後漢時桂樓部……一名右部」は、『後漢書』高句麗傳の李注と『寰宇記』一七三にも見える。五部を五方と五色とにあてはめているのは、中國の五行思想によることで、『寰宇記』が、この記事を、唐初の武德四年から七年までの間に入れて注意すべきである。「高麗無稱姓者」は、原鈔本では「無稱」が「稱無」となっているが、意を以って改めた。「高麗、姓を稱すること無きものは、皆な内部なり」の意である。がんらい中国では、春秋時代には男子は氏を稱し、女子は姓を稱したのであるが、戦國の頃から氏が混乱してしまい、秦漢以後は全く混一してしまった。儒学では、「最貴者國君。國君無氏、不稱氏稱國」という。『魏略』の作者は、このような儒学的発想からこの記事を書いているようである。「其内部」の内字を原鈔本は北字に誤る。「姓高即王族也」は、國號高麗の高を姓（||氏）としているのは王族だの意であるから、内部のものは王族以外は姓がないわけだの句と意味上の脈絡がとれる。即ち、「其内部如燕内部」から末尾まではひとつくりの文章である。もし北部だと、「其北部如燕内部。姓高王族也」は、完全に浮き上ってしまい、後の文章との脈絡が失われることになる。燕は、後漢三國時代の幽州をいう。春秋戦國の燕の地。東晉時代の鮮卑人宇文氏の勢力地帯。

八十二、饗帝列東盟之祠。

延神宗隧穴之醮。

魏略曰。高麗俗好歌舞。其人自喜跪拜。以十月會祭（祭）天。名曰東盟。有軍事亦各祭天。殺牛觀蹄。以占吉凶。大加主簿著幘。幘無後。小加著折風。形如弁。迎隧穴神於國東水上祭之。無牢獄。有罪則會諸加評議。便殺之。没入妻子爲奴

婢。其俗姪。多相奔誘。其死葬。有椁無棺（之）。

○『魏略』より引く。『御覽』七八三引『魏略』、『通典』一八六・『魏志』・『後漢書』の高句麗傳等を参看して校訂した。「其俗淫。多相奔誘」の多字を、原鈔本は侈としてるのはよくない。侈は、『説文』の段注に、「凡そ自ら多として以って人を凌ぐを侈と曰ふ」とあるが、ここは淫奔な男女の多いことをいう。椁と棺は、棺は屍を蔵める箱。椁は棺を入れる外ばかり。「有椁無棺」は、中国人から見ると粗略に思えるわけである。

八十三、南蘇表戍。驗容恪之先鳴。

南蘇城在國西北。十六國春秋前燕錄曰。慕容皝十二年。遣度遼將軍慕容恪攻高驪南蘇。剋之。置戍而還。即此城也。高麗記云。城在新城北七十里山上也。

○崔鴻の『十六國春秋』・『高麗記』より引く。『通鑑』胡注に、「新城。高句麗之西鄙。西南傍山。東北接南蘇・木底等城」という（晉紀、成帝咸康五年條）。正文は次の八十四の正文と対。

八十四、平郭開墪。紀馮弘之失策。

高麗記曰。平郭城。今名建安城。在國西。本漢平郭縣也。漢書地理志曰。屬遼東郡。有鐵官・鹽官。續漢書郡國志不改。十六國春秋曰。北燕馮弘。太興六年。爲魏所破。遂奔句驪。處弘于平郭。即此城（之）也。

○『續漢書』郡國志には、鹽官の二字がない。正文の墪は、住居。また麁・鄺とも書く。『周禮』麁人の注に、「麁、民居區域之稱」とある。即ち、四民の居住地区をいう。『續漢書』郡國志は、范曄の『後漢書』郡國志と同じ。

八十五、王頎逐北。銘勲不耐之城。

高麗記曰。不耐城。今名國內城。在國東北六百七十里。本漢不而縣也。漢書地理志。不而縣屬樂浪郡。東部都尉治處。後漢省。魏志曰。正始中。母丘儉征高句驪。遂東馬懸車。以登丸都。屠句驪所都。斬獲首虜以千數。六年。復征之。王宮遂奔買溝。儉遣玄菟太守王頎追之。過沃沮千有餘里。至肅慎南界。刻石紀功。刊丸都之山。銘不耐之城。

○『高麗記』と『魏志』母丘儉傳より引く。而・耐は古字通用。王宮は、句驪王宮のこと。『通鑑』は高句驪王宮位に作る（魏紀七）。肅慎は、『魏志』・『通鑑』ともに肅慎氏に作る。正文は、「王頎 北ぐるを逐ひ、勲を不耐の城に銘す」と訓み、次の八十六の正文と対。

八十六、燕皝長駟。表績丸都之嶠。

十六國春秋（曰）前燕錄曰。燕王慕容皝九年。皝伐句驪。乘勝長駟。遂入丸都。句驪王釗單騎奔竄。（竄）乃掘其父墓。載其尸。并收母妻珍寶。掠男女五萬餘口。焚其宮室。毀丸都而歸。乃不耐城也。

○『十六國春秋』より引く。慕容皝九年は晉成帝咸康八年（三四二）で、この事件は『通鑑』により詳しく見える。慕容皝は鮮卑人で、咸康三年、自立して燕王となり、晉穆帝永和元年（三四五）に至り、始めて晉の年号を用いず、十二年と自称した。よって史家はこれより逆算して皝九年というような表現をする。但し彼は元号は立てなかった。句驪は、晉初に高句驪はまた句驪といった。

八十七、淪碑尙在。耿夔播美於遼城。

范曄後漢書曰。耿夔遷遼東太守。元興元年。貊人寇郡界。夔追擊。斬其渠帥。案高驪記云。故城南門有碑。年久淪沒。出

土數尺。即耿夔碑之者也。

○『後漢書』耿夔傳・『高麗記』より引く。正文は次の八十八の正文と対。

八十八、冠石猶存。公孫創基於延里。

魏志曰。公孫度。遼東襄平人。董卓時。爲遼東太守。初平中。襄平延里社生大石。長丈餘。下有三小石爲之足。或謂度曰。此漢宣帝冠石之祥。明當有土地。乃分遼東郡爲遼西・中遼郡。置太守。越海收東萊諸縣。置營州刺史。自立爲遼東侯・平州牧。立漢二祖廟。承制設壇墠於襄平城南。郊祀天地。太祖表度爲武威將軍。封永寧鄉侯。度曰。我王遼東。何永寧也。度死。至孫淵。以景初元年。自立爲燕王。置百官。二年。遣司馬宣王征淵。累破。遂進軍造城下。爲圍塹。起土山・脩櫓。爲發石連弩射城中。淵窘。忽糧盡。人相食。死者甚多。淵遂突圍東南走。急擊之。斬其父子。遼東悉平也。

○『三國志』魏志公孫度傳より引く。原鈔本は正文の最初の句を、「冠石存」の三字句にしているが、この句は八十七の「淪碑尙存」の対であるから、尙に対応する助字が脱落している。よって猶を補ってみた。陳垣氏のいわゆる理校である。

「此漢宣帝冠石之祥」は、此は漢の宣帝の冠石と同じく瑞祥だの意。宣帝の冠石のことは、『御覽』八七三休徵部二引『漢書』に、「昭帝時。太山萊蕪山南匈奴有數千聲。民視之。有大石自立。高一丈五尺。大三十八圍。入地深八尺。三石爲足。立後。有白鳥數千集其旁。宣帝中興之瑞也」と見える。この記事は、『漢書』眭弘傳にそのままあるが、「宣帝中興之瑞也」の一句は見あたらぬ。また『漢書』楚元王傳に引く劉向の封事に、「孝昭帝時。冠石立於泰山。仆柳起於上林。而孝宣帝即位」とあり、五行志中之上にも同様の記事が見える。顔師古の注によると、三石が足となり、一石が上にかぶさっているから冠石という。度曰。我王遼東。何永寧也」は、「自分はいまに遼東の王になるぞ。何で永寧郷侯ぐらいで満足するものか」と公孫度が言ったということ。「脩櫓」は、脩は、大きな意。櫓は、『通鑑』の胡注に「櫓は、樓車。これに登りて以つ

て城中を望むなり」と。司馬宣王は、司馬懿、字は仲達。後に西晉の高祖宣帝を追贈された。原鈔本は、淵字をみな深字にしているのは、唐の高祖李淵の諱を避けたのである。

八十九、馬多[△]嶽[△]。深[△]洞穴[△]以[△]霏[△]雲[△]。

高麗記曰。馬多山在國北。高麗之中。此山最大。卅里間。唯通匹馬。雲霧歔蒸。終日不霽。其中多生人參・自附子・防風・細辛。山中有南北路。路東有石壁。其高數仞。下有石室。可容千人。室中有二穴。莫測深淺。夷人長老相傳云。高麗先祖朱蒙。從夫餘至此。初未有馬。行至此山。忽見群馬出穴中。形小疆駿。因號馬多山也。子有以下原闕。

○『高麗記』より引く。正文の「馬多は嶽^{さつげつ}として、洞穴を深くして雲を霏^{とほ}し」は、九十の正文「焉骨は嶽^{さつげつ}として、二峯を竦^{そび}かして漢を劫^{おび}かす」と対。多・深の二字を補った。嶽^{さつげつ}は、山の高いさまをいう語。「形小疆駿」は、馬の形はちいさいが強^{ちい}くすばしこいことをいう。原鈔本は「形小向酸^{△△}」とする。『集韻』によると、向^向は許亮切、疆^疆は居亮切、國音ともにキョウ、聲近くして誤。駿^駿と酸^酸とは形似て誤。向^向を而^而の形訛とすれば、「形小而駿」、これでも通ずる。

九十、焉骨嶽[△]。竦[△]二峯[△]而[△]劫[△]漢[△]。

高麗記云。焉骨山在國西北。夷人言屋山。在平壤西北七百里。東西二嶺。壁立千仞。自足至頂。皆是蒼石。遠望嶽^嶽狀。類荆門三峽。其上別無草木。唯生青松。幹擢雲表。高驪於南北峽口築段爲城。此即夷藩樞要之所也。

○『高麗記』より引く。「築段」を原鈔本は築斷とする。段・斷は同音にして誤。峽^峽は、『水經注』淮水注にも見える。陝^陝の異體字か。

九十一、珣玕挺耀。授色重巒。

周禮職方曰。東北曰幽州。其山鎮曰醫無閭。爾雅曰。東北之美者。有醫無閭之珣・玕・琪焉。郭璞注云。醫無閭。山名。今在遼東。續漢書曰。遼東無慮縣。有醫無閭山也。

○『周禮』夏官職方民・『爾雅』釋地・『續漢書』より引く。『續漢書』からの引用は司馬彪の續志、即ち范史の地理志ではなく、『漢書』地理志に、「東北曰幽州。其山曰醫無閭」と見える。醫と鑿とは竝に聲の借字。珣・玕・琪は、ともに玉の類。因に玕を珣に作るは誤。阮元の十三經校勘記に見える。玕は『說文』には珣に作る。石の玉に似たるものと云う。正文は「珣玕耀を挺んで、色を重巒に授く」と訓み、次の九十二の正文と対。

九十二、銀礫涵輝。凝鮮疊嶠。

齊書東夷傳曰。銀山在國西北。高麗採以爲貨。高麗記云。銀山在安市東北百餘里。有數百家。採之以供國用也。

○『南齊書』・『高麗記』より引く。今本『南齊書』はすでに高麗傳の後半が佚亡して伝わらぬ。この引用はその缺葉中の佚文であろう。ただ、唐の許嵩撰『建康實錄』十六南齊高麗傳にも、「……拜則申一脚。坐則跪。行則走。以爲恭敬。國有銀山。採爲貨。并人參・貂皮。重中國綵纈。丈夫衣之。亦重虎皮」とあるのは、やはり『南齊書』高麗傳の缺葉中の佚文で、この引用と同一の個所ではあるまいか。正文は「銀礫輝きを涵み、鮮を疊嶠に凝す」と訓む。「小石は銀色に輝き、重なれる山はだは目もさめるばかり鮮か」の意である。因に、『南齊書』の南は、唐の李百葉の『北齊書』の北に対する語。がんらい兩者ともに『齊書』と言ったが、南・北を加えて区別するに至ったのは殆ど宋人に始まる。

九十三、波騰碧瀲。鶩天險以浮刀。

(後)漢書地理志曰。玄菟郡。西蓋馬縣。(馬縣)馬訾水西北入鹽難水。西南至西安平入海。過郡二。行二千一百里。應劭曰。馬訾水西入鹽澤。高麗記曰。馬訾水。高麗一名淹水。今名鴨淥水。其國相傳云。水源出東北靺鞨國白山。色似鴨頭。故俗名鴨淥水。去遼東五百里。經國內城南。又西與一水合。即鹽難水也。二水合流。西南至安平城入海。高麗之中。此水最大。波瀾清澈。所經津濟。皆貯大船。其國恃此以爲天塹。今案。其水闊三百步。在平壤城西北四百五十里也。刀。小船也。(船)毛詩曰。誰謂河廣。曾不容刀也。

○『漢書』からの引用の後に在る應劭の注は今本には無いようである。『高麗記』からの引用は、『太平寰宇記』一七三高麗國土俗物産條の記事と、『新唐書』高麗傳の記事とによって校訂できる。『寰宇記』には『高麗記』と『高麗秘記』との書名を挙げて引用している個所があるが、此の夾注に引く『高麗記』とはほぼ一致する個所は、何に拠ったか明らかでない。なお、杜佑『通典』邊防典一八六高句麗傳の記事にも、ここに引く『高麗記』の記事と殆ど同じものがある。「今案」の下二句は、『通典』邊防典にも見える。「誰謂河廣。曾不容刀」(誰か河を広しと謂う、曾て刀を容れず)は、『毛詩』衛風河廣の詩句。鄭箋に「刀を容れずとは、亦た狹きに喩ふ。小船を刀と曰ふ」と。「刀、小船也」以下は、正文の「浮刀」の刀を説明するために入れたのであって、夾注中の上の文章とは全然つづかない。正文の「波は碧激を騰げ、天險を驚せて刀を浮ぶ」は、次の九十四の正文と対。

九十四、浪接黃川。藹樓雉而驚箭。

漢書地理志曰。遼東郡。望平縣。大遼水。(其水發源西南山。流合契丹國黃水。又西南經遼東城西八十里。又南入海。闊百餘步。)高麗記云。其水闊百餘步。平流清深。又多灣潭枝派。西岸生長柳。家密可藏兵馬。兩畔彌望。總名遼澤。多生細草萑蒲。毛群羽族。朝夕相霧。須叟卷斂。狀若樓雉。即漢書所謂蜃氣是也。

○『漢書』地理志の記事は、「大遼水」までであって、大遼水の沿岸の様子は、『高麗記』の記事を引いて描写したのである。「……」は、後人が大遼水について、何かを引用し覚え書きとして恐らく細字で書き込んでおいたのが、本文中にまぎれ込んでしまったのであろう。河幅をいう「闊百餘歩」が重複しているのはこのためである。雍公叡の注とも考えられる。「朝夕相霧。須臾卷斂」は、「朝夕霧がかかるが、すぐに収まってしまふ」意。「樓雉」は、城をいう。雉は、古代の度制の名称。長さ三丈、高さ一丈を雉という。「都城過百雉」(『左傳』)の如く、城のかきの大きさをいうに用いる語。正文は、「黄川に波がぶつかり合うと、樓雉は藹(藹)にかすんで見えかくれし、ふと箭が飛んでくるのではないかと驚かさるる」意。蜃氣樓をいう。『漢書』天文志に、「海旁蜃氣象樓臺。廣壑氣成宮闕然」と。

九十五、獸珍文豹。器重良弓。

高麗記曰。今高麗國兼有朝鮮・穢貊・沃沮之地也。後漢書曰。高句驪。多大山深谷。人隨而爲居。句驪一名貊。有別種。依小水而居。名曰小水貊。出好弓。所謂貊弓是也。東沃沮。土地肥美。背山向海。宜五穀。善田種。穢出檀弓。又多文豹。有果下馬。又有馬甚小。登山履險不疲。以粟米和水飲之。便得經日也。

○「又有馬甚小」以下の四句は、今本の『魏志』にも『後漢書』にも無い。これは果下馬以外の馬について述べているようだ。「果下馬」は裴松之の注に、「果下馬高三尺。乘之可于果樹下行。故謂之果下。見博物志・魏都賦」と。即ち、『御覽』八九七獸部九馬五に引く『博物志』と左思の「魏都賦」(『文選』所収)とに見える。また『寰宇記』一七三には、「有馬皆小。便登山。本朱蒙所乘馬種。即果下也」とある。これに従うと、此の夾注の「又有馬」の三字は衍文と解され、『寰宇記』の記述と内容的に近くなるが、文献足らず是非をきめかねる。

九十六、佩刀礪而見等威。

△插金羽以明貴賤。

魏收後魏書東夷傳曰。高麗。頭著折風。其形如弁。傍插鳥羽。貴賤有差。立則反拱。蕭子顯齊書東夷傳曰。高麗俗服窮袴。冠折風一梁。謂之幘。知讀五經。使人在京師。中書郎王融戲曰。「服之不衷。身之災也。頭上定是何物。」答曰。「此即古弁之遺象也。」其俗。拜則伸一脚。受令則跪。行必走。以爲恭敬。梁元帝職貢圖云。高麗。婦人衣白。而男子衣紅錦。鈿以金銀。貴者冠幘。而後以金銀爲鹿茸。加之幘上。賤者冠折風。穿耳以金環。上衣白衫。下曰長袴。腰有銀帶。左佩礪。而右佩五子刀。足履豆禮鞮。高麗記云。其人亦造錦。紫地纈文者爲上。次有五色錦。次有雲布錦。又造白疊布。青布而尤佳。又造鄣日。華言接籬。其毛即靺鞨猪髮也。

○魏收『後魏書』・蕭子顯『齊書』・『梁元帝職貢圖』・『高麗記』等より引く。『南齊書』から引く部分は、高麗俗云々より「此則古弁之遺象也」までは今本に見えるが、それ以下は、九十二で説明したように、高麗傳の缺葉中の佚文で、『建康實錄』十六東夷高麗國傳には、「拜則申一脚。坐則跪。行則走。以爲恭敬」とある。又、『寰宇記』一七三には、「跪拜伸一足。行步皆如走」とまとめている。また『魏書』には「跪拜曳一脚。行步如走」とする。「服之不衷。身之災也」は、『左傳』僖公二十四年條に見える「君子曰。服之不衷。身之災也」の語を用いて、「窮袴（窮くつな袴）をはいている高麗の使人をからかったのである。衷は、杜注に適なりという。「服のサイズが身に合はぬのは、身の災難です」の意。鹿茸は、鹿の牡の角が初めて生えた時の毛茸で、貴重な薬とされた。ここは金銀で鹿のわかづのの形に造り、飾りとして幘の上につけたものと思う。病を防ぐといった呪術的な意味をもっていたのであろう。「紫地纈文」の紫は、わが国でいう真紅色。「男子衣紅錦」の紅に近い色で、上品な色とされた。原鈔本は紅錦を結錦としているので、意を以って改めた。「造鄣日。華言接籬」は、高麗では「鄣日」を造っているが、中国でいう「接籬」のことだの意となり、「鄣日」は高麗語の音譯らしく理解され

るが、『御覽』六八七服章部四では、「接離」と「鄣日」と二つの子目を立て、鄣日の条で、「晉八王故事曰。初趙王倫將篡位。洛下童謡曰。屠蘇鄣日覆兩耳。當有瞎兒。作天子。于時。商農通著大裁障日。倫實眇目也」と、「孫楚謝賤曰。大恩賜鄣日。其器雖小。而禮遇甚弘。云々」との二例を挙げている。障と鄣とは互に借用され同字の如く用いる。前者の文によると、晉の趙王倫の時代に商人や農夫がかぶっていた廣はばの笠で、日よけに用いたようである。後者も、天子からの下賜品にしては貧弱なものだから、「其器雖小」と言ったのであろう。「接離」については、『世説』任誕篇の、山簡が白接離を著けていた故事を引いている。「鄣日」も「接離」或は「屠蘇」と同じくそれぞれ一種の帽子又は笠のことで、晉代には広く普及していたのかも知れぬ。そして恐らく「鄣日」は、高麗より伝来のものであつたらう。ただ、障には「隔つ」の意味があり、隄障・堡障・屏障・帷障・障泥等の如く、用いて防堵又は遮蔽の具とするものを障と言うから、障日も「日をよける」意味から来た帽子の意とも取れる。そうすると、外来の字音語ではなく、外来の帽子につけた漢語の名称となる。いづれが是か、疑問を存しておく。正文は、「刀礪を帯びて等威を見し、金羽を挿さみて貴賤を明かにす」と訓む。等威は、身分や等級に応じた威儀をいう。刀礪は、夾注に見える礪といしと五子刀。「拜則曳一脚」の曳は、伸字に訂正すべきものと思う。

新羅

九十七、開源拓構。肇基金水之年。

括地志云。案宋書。元嘉中。倭王珍△自稱使持節・都督倭百濟新羅任那秦韓慕韓六國諸軍事。此則新羅有國。在晉宋之間。且晉宋齊梁（普普）並無正傳。故其有國所由。靡得詳也。金水在晉宋之間也。

○唐の魏王李泰の『括地志』より引く。『唐志』に、「括地志五百五十卷、又序略五卷」とあるが、宋代には既に佚し伝わ

らぬ。唐の太宗の貞觀十六年正月の「魏王泰上括地志賜物」詔が伝わっているから、これ以前の作である。「倭王彌」は恐らく「倭王珍」の誤であろうと思う。「宋書」倭國傳・「南史」倭國傳はともに「元嘉二年、讚死、弟珍立、遣使貢獻」とする。但、珍と彌とは誤り易く底本が既に彌字に誤っていたかも知れぬ。俗字では珍を珎、彌を弥とするからだ。「南史」天竺毗黎國傳に、「宋明帝泰始二年、又遣使貢獻、以其使主竺扶大・竺阿珍並爲建威將軍」とある。「阿珍」を、「宋書」は「阿彌」に作るのは、珍・彌混用の例。「且晉宋齊梁並無正傳」は、「晉書」・「宋書」・「南齊書」・「梁書」には、みな新羅傳が無いの意。(ただ「梁書」には極めて簡単な傳あり。)金水は、晉宋の間に在位した新羅王の姓名を漢文で「金水と書き、恐らく中國に朝貢していたのであろう。『通典』一八五新羅傳に、「至隋文帝時。遣使來貢。其王姓金名眞平」と。また『隋東蕃風俗記』を引き、「金姓相承三十餘葉」という。『北史』新羅傳にも、「傳世三十、至眞平。以隋開皇十四年、遣使貢方物」とあり、『隋書』新羅傳にも、「傳祚至金眞平、開皇十四年、遣使貢方物」とある。これらの史によると、新羅王はもと百濟人であるが、海より逃れて新羅に入り、遂にその國の王となったという。これが金氏で、三十世を経て金眞平に至った。金水は晉宋の間に在位した王であらう。正文は、「源を開き構を拓き、基を金水の年に肇む」と訓み、次の九十八の正文「壤を托き疆を疏ち、趾を下辰の域に創む」と對。托は、拓に同じ。

九十八、托壤疏疆。創趾下辰之域。

括地志曰。新羅冶金城。本三韓之故地。范曄後漢書曰。韓有三種。魏志曰。韓在帶方之南。東西以海爲限。南與倭接。方可四千里。馬韓在西。辰韓在馬韓之東。其耆老傳言。古之亡人避秦役韓國。韓割東界地與之。今案。新羅・百濟共有三韓之地。百濟即在馬韓之地。新羅在東。即辰韓・下辰之地也。

○『括地志』・『後漢書』東夷三韓傳・『魏志』東夷傳より引く。「今案」以下は、著者張楚金の案語。下辰は、『魏志』・

『後漢書』ともに弁辰に作る。「其耆老傳言」の言字を、今本『魏志』は世字に作る。

九十九、國苞資路。

魏志曰。辰韓亦名秦韓。始有六國。稍分爲十二國。下辰亦十二國。有己私國・不斯國・下辰彌離彌陳國・下辰樓塗國。勤耆國・難彌離彌陳國。下辰古資彌陳國・下辰古淳是國・冉爰國・下辰半路國・下辰樂奴國・軍彌國・下辰彌焉邪馬國・如湛國・下辰甘路國・戸路國・州鮮國・馬延國・下辰狗邪國・下辰走漕馬國・下辰安邪國・下辰續盧國・斯盧國・優由國。下辰韓合二十四國。大國四五千（處）家。小國六七百家（之）。

○『魏志』東夷傳より引く。、印をつけた字は、現に通行の百衲本・殿本等と異同のある字。字音又は字形が似てをり、何れが是か未詳。なお、今本では、軍彌國の次に弁軍彌國があり、馬延國が重複してをり、合計二十六國となる。原鈔本は二十二國、これに不斯國と斯盧國を加えて合二十四國とした。正文は「國資路を苞み」と訓み、次の百の正文「地任那を總す」と対。資は、下辰古資、彌陳國の資。路は、下辰甘路國の路。資路で二十四國を代表させている。苞は、包と通じ、つつむ意。

百、地總任那。

齊書曰。加羅國。三韓種也。今訊新羅耆老云。加羅・任那昔爲新羅所滅。其故地。今並在國南七八百里。此新羅有辰韓・下辰二十四國及任那・加羅・慕韓之地也。

○『南齊書』東南夷傳より引く。加羅傳はごく一部分しかのこっていない。「今訊新羅耆老云」以下は、『南齊書』の缺葉中の佚文であろう。張氏の自注ではあるまい。加羅・任那については、『日本書紀』欽明紀二十三年春正月「新羅打滅任那

百一、擁叛卒以稱強。承附金而得姓。

括地志曰。新羅王姓金氏。其先所出未之詳也。隋東藩風俗記云。金姓相承卅餘世。其先附庸於百濟。征高麗。高麗民不堪役。相率歸之。遂致強盛。其官有十七等。一曰伊罰于。二曰伊尺于。三曰迎于。(西)四曰波珍于。五曰大阿尺于。六曰阿尺于。七曰乙吉于。八曰沙咄于。九曰級伏于。十曰大奈摩于。十一曰奈摩。十二曰大舍。十三曰小舍。十四曰吉士。十五曰大鳥。十六曰小鳥。十七曰造位(之)。

○『括地志』と『隋東藩風俗記』より引く。『太平寰宇記』一七四にも、『風俗記』から同じ個所を引いているが、文字に異同がある。ことに十七等級の官階について、波珍于を破彌于に、乙吉于を吉于に、級伏于を及伏于に、奈摩を奈摩于に、大舍を大吉に、小舍を小吉としている。又、『通典』一八五新羅傳・『北史』新羅傳にも見えるが、『北史』は「于」をすべて「干」に作るほか、文字に若干の異同あり。又、『梁書』新羅傳には、「其官名。有子賁早支、齊早支、謁早支、壹告支、奇貝早支」と、全く別な名称を載せている。「其先附庸於百濟。……相率卒歸之」は、「金氏の先祖は百濟の附庸であつた。百濟が高麗を征伐した時、高麗の人々は軍役の苦痛に堪へかね、相ひきいて金氏に歸服し、かくして金氏の新羅國は強盛となつた」の意。正文の対句は、「叛卒を擁して強を稱し、附金を承けて姓を得たり」と訓む。附金は、金氏に附趨する人々。金氏に附趨する人々を承けついで新羅國を強盛にし、その姓は知れわたるようになったことをいう。『舊唐書』新羅傳に、「國人多金・朴兩姓。異姓不爲婚」という。

百濟

百二、國鎮馬韓。地苞狗素。

東夷記曰。百濟治建居狄城。本馬韓之地。范曄後漢書東夷傳曰。韓有三韓。凡七十八國。百濟是其(爲)一國。魏志曰。馬韓有羊皮國・狗素國(有)也。

○『東夷記』の「建居狄城」を、『寰宇記』では、「建居拔城」とする(『太平寰宇記』一七二百濟)。但し、『寰宇記』には、「俱尸拔城」とするテキストもある。「羊皮國」は、今本『三國志』魏志東夷傳には無い。正文の対句は、「國は馬韓を鎮め、地は狗素を苞む」と訓む。『東夷記』は、未詳。

百三、陵楚山而廓宇。帶桑水以疏驪。

魏志曰。馬韓在西。散在山海間。無城郭。有奚襄國・牟襄水國・桑水國・小石索國・大石索國・優休牟淥國・臣漬沾國・伯濟國・速盧不斯國・日華國・古誕者國・古雜國・怒藍國・自支國・資離牟盧國・素謂乾國・古受國・英盧國・卑離國・古卑離國・臣疊國・支侵國・支句盧國・卑彌國・監奚卑離國・古滿國・致利鞠國・冉路國・兒林國・駟盧國・内卑離國・感奚國・邁盧國・群卑離國・田斯烏且國・一離國・不彌國・棲盧國・牟盧離國・臣薛塗國・莫盧國・古櫛國・臨素半國・臣雲新國・如來卑離國・楚山塗卑離國・一難國・狗奚國・不雲國・不斯潰邪國・爰他國・乾馬國・楚離國。凡五十餘國。大國萬餘家。小國數千家。又島上有州胡國也。

○『魏志』東夷三韓傳より引く。今本『魏志』とかなり文字の異同があり、今本では重複する莫慮國の一つを、英慮國に作る。正文は、「楚山を陵て宇を廓き、桑水を帶して驪を疏つ」と訓む。楚山は「楚山塗卑離國」の楚山。桑水は「桑水國」

の桑水。

百四、奉仇台之祠。纂夫餘之曹。

後魏書曰。百濟國。其先出自夫餘。又百濟王上表於魏曰。臣與高麗源出夫餘。宋書曰。晉義熙十二年。以百濟王餘暎。爲使持節・都督百濟諸軍事・鎮東將軍。高祖踐祚。進號鎮東大將軍。元嘉七年。以餘暎爵號。授百濟王餘毗。毗死。子慶代立。括地志曰。百濟城立其祖仇台之廟。四時祠之也。

○百濟王餘暎を、今本『宋書』は餘暎とし、『南史』も同じ。『通典』一八五は、百濟王夫餘暎とし、暎の音注に陀典反という。『周書』百濟傳には、「王姓夫餘氏。號於羅瑕。民呼爲韃吉支、夏言竝王也」とあり、『舊唐書』百濟傳にも、「武德四年。其王扶餘璋遣使來獻果下馬」とあるから、百濟王の姓は夫餘であるが、『三國遺事』には、姓扶氏という（學習院景印本一五三頁）。正文の対句は、「仇台の祠を奉じ、夫餘の曹を纂む」と訓む。仇台のことは『隋書』百濟傳・『通典』一八五、その他に見える。夫餘は扶餘とも書くが、本稿では夫餘に統一しておいた。纂は、原鈔本が草かんむりに作るのは六朝時代の碑文に見える別字。

百五、八族殊胤。五部分司。

括地志曰。隋開皇中。其于昌。昌死。子餘宣立。死。子餘璋立。其国有沙氏・燕氏・劬氏・解氏・眞氏・國氏・木氏・苜氏。此八族。其大姓也。其官有十六等。左平五人第一等。達率卅人第二。恩率以下無常員第三。德率第四。扞率第五。奈率第六。六等以上冠飾銀花。將德第七。紫帶。施德第八。皂帶。固德第九。赤帶。季德第十。青帶。對德第十一。以下皆黃帶。文督第十二。武督第十三。以下皆白帶。佐軍第十四。振武第十五。尅虞第十六。又其内官有前内部・穀部・肉

部・内掠部・外掠部・馬部・刀部・功德部・藥部・木部・法部・後宮部。又有將長。外官有司軍部・司徒部・司空部・司寇部・點口部・客部・外舍部・綢部・日官部・市部。凡此衆官各有宰。官長在任皆三年一代。王所都城內。又爲五部。皆達率領之。又城中五巷。士庶居焉。又有五方。若中夏之都督。方皆達率領之。每方管郡。多者郡十。少者六七。郡將皆德率爲之。郡縣置道使。亦名城主。

○『括地志』からの引用であるが、十六等級の官品や五部のことは、『北史』・『周書』・『隋書』・『寰宇記』・『通典』等の百濟傳に見える。扞率第五は、宋版『通典』は扞率。「每方管郡。多者郡十。少者六七」の郡とした字は、原鈔本は何という字かよく分らぬ。この文は、どの方にも郡が置れており、多いもので一方に十郡があり、すくないもので六七郡ある、の意であるから、郡字を入れてみた。『北史』・『隋書』の本傳は、「方有十郡」とする。「郡將皆德率爲之」の德率を、原鈔本は恩率としているが、『北史』その他が、「郡有將三人、以德率爲之」とあるのによって德率に改めた。八族の苜氏を原鈔本は首氏に作るが、『通典』一八五によって苜氏に改めた。苜、音白。尚お、内官の「穀部・肉部」は『周書』に拠ったが、『北史』には「穀内部」とある。姑く前者に隨う。

百六、西據安城。南隣巨海。

括地志曰。百濟王城。方一里半。北面。累石爲之城水。可萬餘家。即五部之所居也。一部有兵五百人。又國南二百六十里。有古沙城。城方百五十(里)步。此其中方也。方繞兵千二百人。國東南百里。有得安城。城方一里。此其東方也。國南三百六十里。有下城。城方一百卅步。此其南方也。國西三百五十里。有力光城。城方二百步。此其西方也。國東北六十里。有熊津城。一名固麻城。城方一里半。此其北方也。其諸方之城。皆憑山險爲之。亦有累石者。其兵多者千人。少者七八百人。城中戸多者至五百家。諸城左右亦各有小城。皆統諸方。又國南海中。有大島十五所。皆置城邑。有人居之。

○『括地志』より引く。中国の『正史』には見えない、かなり詳しい諸城の地理が分る。最後の個所を、『北史』は、「國西南。人島居者十五所。皆有城邑」とする。熊津城は、百八の正文の熊水即ち熊津河のほとりに在った城であろう。唐代には都督が置かれた。

百七、雞山東峙。貫四序以同華。

括地志曰。鳥山在國北界。大山也。草木鳥獸。與中夏同。又國東有雞藍山。山南又有祖粗山。又國南界有霧五山。其山草木。冬夏常榮。又有旦那山在國西界。又有山且山・禮母山・並石山在國南（之）也。

○『括地志』より引く。正文は、「雞山東に峙ち、四序を貫ぬきて華を同じうす」と訓み、次の百八の正文と対。

百八、熊水西流。侶百川而齊鶩。

括地志曰。熊津河源出國東界。西南流。經國北百里。又西流入海。廣處三百步。其水至清。又有基汶河在國。源出其國（源出其國）南山。東南流入大海。其中水族與中夏同。

○『括地志』より引く。水族は、水中に産する動物魚介類をいう。正文は、「熊水西に流れ、百川を侶ひて鶩ことを齊うす」と訓む。原鈔本は而字を誤って百とする。

百九、因四仲而昭敬。隨六甲以標年。

括地志曰。百濟。四仲之月。祭天及五帝之神。冬夏用鼓角秦歌舞。春秋秦歌而已。解陰陽五行。用宋元嘉曆。其紀年無別號。但數六甲爲次第。亦解醫療・著龜・占相。婚姻之禮。略同於華。喪父母及夫者。皆制服三年。餘親。葬訖即除。其葬

亦有置屍於山中者。亦有埋殯之者[△]。

○『括地志』より引く。「醫療」の醫は、醫に同じ。この記事は、ほぼ、『周書』・『北史』・『隋書』等の本傳に見える。正文の対句は、「四仲に因つて敬を昭かにし、六甲に随つて年を標す」と訓む。「略同於華」は、ほぼ中華と同じだの意。同字を補った。

百十、文吏兼能。碁射雙美。

括地志曰。百濟俗。尙騎射。有文字。能吏事。以兩手據地爲敬。有僧尼。無道士。甚多寺塔。其戲有投壺・圍碁・檮蒲・握槊[△]・雙陸[△]・弄珠等雜戲也。

○『括地志』より引く。「檮蒲」の下は、原鈔本には「厄雙反弄珠等雜戲也」とあり、意味をなさぬ。よって『隋書』・『北史』等の百濟傳を参照して改めた。握槊は、すぐろく的一種で、槊はその馬(さいころ)をいう。唐の劉禹錫の「觀博」に、「握槊之器。其制用骨。觚稜四均。鏤以朱墨。耦而合數。取應期月。視其轉止。依以爭道。是制也通行之久矣」と。がんらい胡戲で、六朝時代に中国でも流行した。なお、『冊府元龜』九五九百濟傳にも、「投壺・圍碁・檮蒲・握槊・弄珠之戲」としている。

肅慎

百十一、彎弧縱毒。帶巨壑以偷安[△]。

禦吹塗膏。穴幽巖而自逸。

後漢書曰。挹婁。古肅慎之國也。在夫餘東北千餘里。濱大海。種衆雖少。而多勇力。(處力)處山險。又善射。發能入人目。弓長四尺。力如弩。矢用楛。長一尺八寸。青石爲鏃。鏃皆施毒。中人即死。便乘船。好寇盜。鄰國畏患。而卒不能服。東夷飲食類皆用俎豆。唯(患)挹婁獨無。法俗最無綱紀。人形似夫餘。而言語各異。有五穀麻布。出赤玉。好貂。無君長。其邑落各有大人。處於山林之間。土氣極寒。無城郭。依山林穴居。穴以深爲貴。大家至接九梯。好養豬。食其肉。衣其皮。冬則以膏塗身。以扞風寒。夏則裸袒。以尺布蔽其前後。(之也)

○「挹婁。古肅慎之國也」から「法俗最無綱紀」までは、劉宋の范曄の『後漢書』に見える。その後は、順序が違っているが、やはり范史に見える。ただ「無城郭」の三字はない。長方形に線で囲った部分は、穴居生活に就いて述べているのであるから、「依山林穴居」のすぐ次に続くべき句である。原鈔本では夾注の最後に置かれていたので改めた。これは転写の際、書き落したものが後で気づき、左側の行間にこの二句を書き入れておいたのを、次にこれを底本として書写したものが、誤って左側の行に入れてしまったのであろう。かくて訛をもって訛を伝える結果となったものと思う。北宋の眞宗朝に勅撰された『冊府元龜』九五九には、何から引用したか分らぬが、本章の後半に當る部分が引かれており、「嘗爲穴居。以深爲貴。大家至接九梯」となっているのを参照するがよい。「以尺布蔽其前後」の蔽は、蔽と同じで、おほう意。原鈔本は敬字としているので改めた。正文の対句は、「弧を彎て毒を縦ち、巨壑を帶して儉安し、吹を禦ぐに膏を塗り、幽巖に穴して自逸す」と訓めばよい。

百十二、北窮弱水。南界沃沮。

魏略曰。肅慎氏。其地在夫餘國北六十日行。東濱大海。西接冠漫行國。北極弱水。其土界廣袤數千里。居深山窮谷。夏則巢居。冬則穴處。父子世爲君長。無文墨。以言語爲約束。績貂毛以爲布。以足挾肉而噉之。得凍肉。坐其上令暖。土地無

鹽鐵。燒木作灰。灌取汁食之。

○『魏略』より引く。殆ど同じ文章が、『晉書』本傳・『御覽』七八四引『肅慎國記』・『冊府元龜』九五九等に見えるので、これによって校訂できる。「燒木作灰。灌取而食之」は、鹽を取るわけである。「冠漫行國」は、『晉書』には冠漫汗國とする。

百十三、插羽申交。婚姻之道爰適。

肅慎國記曰。肅慎俗。嫁娶之法。男以毛羽插女頭。女和則持歸。然後致禮娉之。婦貞女姪。貴壯而賤老。寡居終身不嫁。性凶悍。以無憂哀相尙也。

○『肅慎國記』より引く。『御覽』七八四引『肅慎國記』と同じ。又、『晉書』本傳及び『冊府』九五九にも見える。「以無憂哀相尙也」は、父母の死にも平気で、鄭重な喪儀を行わないことをいう。憂哀は、父母の喪。尙は、たつとぶ意。中国では鄭重な喪儀を行い、子は三年の喪に服する。正文は、「羽を插して交を申ね、婚姻の道爰に適ふ」と訓み、次の百十四の正文と対。因に婦と女とを対用すると、婦はひとつま、女はむすめ。

百十四、灌繩知止。送終之禮攸陳。

肅慎記曰。肅慎俗。父母死。男子不哭泣。有泣者謂之不壯。死。即日便葬於野。以繩繫於椁頭。出土上以酒灌。繩腐而止。無四時祭祀之也。

○『御覽』七八四引『肅慎國記』にも見えるから、『肅慎記』も『肅慎國記』も、同じものかも知れぬ。正文は、「繩に灌いで止るを知る、送終の禮の陳ぶ攸なり」と訓む。攸は、所。助字で、百十三の正文の助字爰と相対する。

百十五、周業斯隆。姬誦銘其入賀。

肅慎記曰。昔武王克商。通道九夷百蠻。使各以其方[△]賄來貢。使無忘職業。於是肅慎貢楛矢石砮。其長尺有咫。先王欲昭其[△]令德之致遠也。以示後人。使永監焉。故銘其栝曰。肅慎氏之貢矢。王又賜陳胡公。成王時復入賀。王使榮伯作賄肅慎之命也。誦成王名。(之)

○『肅慎記』より引くが、『御覽』に引く『肅慎國記』には見えぬ。「昔武王克商」から「王又以賜陳胡公」までは、『國語』魯語下に本づき、殆ど同じ文章である。其次の二句は、『尚書』周官篇の後に附載する亡書即ち賄肅慎之命篇の序である。魯語の文は、また『説苑』辨物・『孔子家語』辨物にも見える。方[△]賄は、韋昭の注に、「各おの其の居る所の方の出す所の貨賄を以つて貢となすなり」と。職業は、その分としてまさに爲すべき事をいう。栝[△]は、韋注に、「箭羽之間也」と。矢のはねとはねとの間に「肅慎氏之貢矢」と刻んだのである。末尾の句「誦は成王の名」は、雍公勸の注であろう。正文の二句は、次の百十六の正文と対。

百十六、漢風尙阻。劉徹嗟其未通。

肅慎記曰。漢武帝時。肅慎不至。策詔慷慨。恨不能致之也。徹武帝名。

○『肅慎記』より引く。武帝が策詔して慷慨したというのは、『漢書』武帝紀に、「元光元年五月。詔賢良曰。朕聞……周之成康。刑錯不用。德及鳥獸。教通四海。海外肅奮。北發渠搜。氏羌徠服。……鳴^あ虜。何施而臻此與」とあるのを指す。「徹武帝名」は、雍注であろう。肅奮は肅慎に同じ。

百十七、馬首知歸。明大邦之可謁。

陸翽鄴中記曰。肅慎在鄴之東北。去鄴五萬里。遣使四年乃達。獻石罽楛矢。問使者。何緣來此。答云。牛馬西南向。眠三年。則知有大國所在。故來耳。恒以此爲候也。

○晉の陸翽の『鄴中記』から引く。翽は、呼會切、クワイ。候は、事物の情状を候という。ここは方角を知るてだての意。正文は次の百十八の正文と対。

百十八、雜常入用。驗聖道之逾隆。

山海經曰。大荒之中有山。曰不咸山。有肅慎國。肅慎國在白民北。有樹。名曰雜常。先人代帝於此取之。璞曰。其俗無衣服。中國有聖帝代立者。則此木生皮(也)可衣也。

○『山海經』より引く。最初の三句は、大荒北經より、次の四句は、海外西經より引く。「璞曰」以下は、「先人代帝於此取之」に対する郭璞の注。原鈔本には、「大荒之中有山」が脱落してをり、意味をなさぬので補った。白民國のことは、海外西經と大荒東經とに見える。また『淮南子』地形訓にも見える。原鈔本は「先人代帝……」の代を伐とするが、郭注をみれば代字の訛である。『御覽』七八四に此の經を引いて正に代に作る。

倭國

百十九、憑山負海。鎮馬臺以建都。

後漢書曰。倭在韓東南大海中。依山島爲居。凡百餘國。自武帝滅朝鮮。使譯通於漢者卅餘國。稱王。其大倭王治邪馬臺。樂浪郡徼。去其國萬二千里。其地大較在會稽東。與朱崖・儋耳相近。魏志曰。倭人在帶方東南。參問倭地。絶在海中洲島。

之上。或絶或連。周旋可五千餘里。四面俱拒海。自營州東南經新羅。至其國也。

○『後漢書』及び『魏志』の東夷傳より引く。『魏志』の末尾の「四面俱拒海。自營州東南經新羅。至其國也」は、今本には無い。拒は、抵に同じ、至る意。張楚金の自注かも知れぬ。正文は次の正文と対。大倭の大は衍字。作者自身の禄仕している王朝について以外には、大字は用いないのが文章の正軌である。大字は我が國家に対する美称。例えば隋の人は「大隋」と書くが、唐の人は隋とか勝國と書く。

百二十、分職命官。統女王而列部。

魏略曰。從帶方至倭。循海岸水行。歷韓國。到拘耶韓國。七千餘里。始度一海。千餘里至對島國。其大官曰卑拘。副曰卑奴。無良田。南北市糶。南度海至一支國。置官同對馬。地方三百里。又度海千餘里。至末廬國。人善捕魚。能浮没水取之。東南五百里。至伊都國。戶萬餘。置官曰爾支。副曰洩溪觚。柄渠觚。其國王皆屬女王也。

○『魏略』より引く。伊都國の「戶萬餘」は、『魏志』では「有千餘戶」となっている。萬では多すぎるようだ。末尾の句は、『魏志』では、「世有王。皆統屬女王國」となっている。「一支國」は、「壹岐國」であろう。『魏志』は『魏略』に本づくが、それだけにより整っている。正文は、「職を分ち官を命づけ、女王に統べられ部を列す」と訓む。

百二十一、卑彌娥惑。翻叶群情。

臺與幼齒。方諧衆望。

後漢書曰。安帝永初元年。有倭面上國王師升至。桓靈之間。倭國大亂。更相攻伐。歷年無主。有一女子名曰卑彌呼。死。更立男王。國中不服。更相誅殺。復立卑彌呼宗女臺與年十三爲王。國中遂定。其國官有伊支馬。次日彌馬升。次日彌馬

獲。次曰奴佳靺(之也)。

○『後漢書』より引くが、今本『後漢書』に見えるのは、最初の句から「有一女子名曰卑彌呼」までであって、後半は『魏志』倭人傳に散見する。『通典』一八五倭國傳の記事と部分的に一致するが、唐初の『後漢書』がこのようになっていたとは、とうてい考えられぬ。ここで『後漢書』というのは、范史以外の後漢史のことかも知れぬ。「有倭面上國王師升至」は、このままだと、「倭の面上國王師升至るあり」と訓めるが、面上の二字は范史にはない。卑彌呼の宗女臺與を、『魏志』は臺與とする。〔次曰彌馬獲〕の獲字の下に、『魏志』では支字がある。正文の対句は、「卑彌の娥惑は、翻つて群情に叶い、臺與の幼齒は、方に衆望に諧う」と訓む。「卑彌の娥惑」は、『魏志』の「……名曰卑彌呼。事鬼道。能惑衆。年已長大。無夫壻。有男弟佐治國」を指すのであるから、この一段を注に入れるべきであった。幼齒は、年のおさないことをいう。

百二十二、文身黥面。猶稱太伯之苗。

魏略曰。女王國之南。又有狗奴國。(女)男子爲王。其官曰拘右智卑狗。不屬女王也。自帶方至女王國萬二千餘里。其俗。男子皆黥面文身。聞其舊語。自謂太伯之後。昔夏后小康之子封於會稽。斷髮文身以避蛟龍之害。今倭人亦文身以厭水禽也。

○『魏略』から引く。前半の「其俗男子皆黥面文身」までは、『魏志』倭國傳に、それ以下は、『晉書』倭國傳に見える。『魏志』も『晉書』も、『魏略』に本づいているのだろう。官名の「拘右智卑狗」は、『魏志』は、狗古智卑狗としている。末尾の「今倭人また文身して水禽を厭く」は、身體に入墨していると、蛟のような水禽の害が避けられるという呪術信仰があったのであろう。厭は、禳う・懾伏する・絶つ等の意。正文は次の百二十三の正文と対。

百二十三、阿輩雞彌。自表天兒之稱。(宋死弟)

宋書曰。永初中。倭國有王曰讚。至元嘉中。讚死。弟珍立。自稱使持節・都督・安東大將軍・倭國王。順帝時。遣使上表云。自昔祖禰。東征毛人五十五國。西服衆夷六十六國。渡平海北九十五國。今案。其王姓阿每。其國號爲阿輩雞彌。華言天兒也。父子相傳王。有宮女六七百人。王長子號和哥彌多弗利。華言太子。

○『宋書』夷蠻倭國傳から引く。今案以下は、雍公勸の案語であろう。珍は、原鈔本は珍とする。六朝時代から行なわれた俗字。「其王姓阿每」の下は、原鈔本には「國號爲阿輩雞」とあるが、宋本『通典』一八五には、「隋文帝開皇二十年。倭王姓阿每。名自多利思比孤。其國號阿輩雞彌。華言天兒也」とあるのによって、國字の上に其字を補った。「其の國では阿輩雞彌と號っている」の意味であろう。名字の下の自字は、自名の倒置であろう。通行本にはない。『北史』や『隋書』の倭國傳では、「開皇二十年。倭王姓阿每。字多利思比孤。號阿輩雞彌。遣使詣闕」としている。「華言太子」は、「王長子」とあるところから、雍氏が自己の解釈を加えたのであって、『通典』にはない。この所は、『隋書』は、「名太子爲利歌彌弗利」とする。『通志』一九四も同じ。(宋死弟)は何の誤か未詳。

百二十四、因禮義而標秩。即智信以命官。

括地志曰。倭國。其官有十二等。一曰麻卑兜吉寐。華言大德。二曰小德。三曰大仁。四曰小仁。五曰大義。六曰小義。七曰大禮。八曰小禮。九曰大智。十曰小智。十一曰大信。十二曰小信。

○『括地志』より引く。『隋書』倭國傳にも内官十二等の名称は載せているが、國號は見えない。マヒトキミ以下、國語の呼称があったはずである。正文の対句は、「禮義に因つて秩(＝秩)を標はし、智信に即いて官に命く」と訓む。秩は、官の品級をいう語。

百二十五、邪屈伊都。傍連斯馬。

廣志曰。倭國東南陸行五百里。到伊都國。又南至邪馬臺國。自女王國以北。其戶數道里可得略載。次斯馬國。次巴百支國。次伊邪國。案。倭西南海行一日。有伊邪分國。無布帛。以革爲衣。蓋伊耶國也。

○『廣志』より引く。郭義恭の『廣志』二卷は、『隋志』及び『唐志』に見える。ここに引用の部分は、『魏志』倭人傳と殆ど同文。郭氏は陳壽より後輩か、未詳。「巴百支國」を、『魏志』は已百支國とする。正文の対句は、「邪に伊都に屈り、傍ら斯馬に連なる」と訓む。

百二十六、中元之際。賜紫綬之樂。

漢書地理志曰。(夫餘)樂浪海中有倭人。分爲百餘國。以歲時來獻見。後漢書曰。建武中元二年。倭國奉貢朝賀。使人自稱大夫。光武賜以印綬。安帝永初元年。倭王師升等獻生口百六十人。

○『漢書』地理志・『後漢書』東夷傳より引く。「建武中元二年」を、原鈔本は「光武中元年二」としている。年二は二年が倒置されただけで問題はないが、光武中元は原鈔本の底本がすでに誤っていたのかも知れぬ。この年号について胡三省の有名な考證があるから念のため引いておく。「洪氏隸釋曰。成都有漢蜀郡太守何君造尊健閣碑。其末云。建武中元二年六月。按范史本紀。建武止三十一年。次年改爲中元。直書爲中元元年。觀此所刻。乃是別雖爲中元。猶冠以建武。如文・景中元後元之類。又祭祀志載封禪後赦天下詔。明言云改建武三十二年爲建武中元元年。東夷倭國傳。建武中元二年。來奉貢。證據甚明」と。因に言う。原鈔本は光武の中元二年の意にも取れそうであるが、そう解することは妥当でない。『後漢書』の書き方として、東夷傳の「自中興之後。四夷來賓。云々」以下このあたりの記事は、光武の治世の事件を軸として述べているのであるから、光武の治世中の元号の上に「光武」の二字を冠する必要はない。最初に現われる元号にのみ廟号を冠する。

『後漢書』の義例のひとつだ。夫餘國の条で、「建武中。云々」とか、弁辰國の条で、「建武二十年。韓人廉斯人蘇馬提等詣樂浪貢獻」とあるのを見るがよい。正文は「中元の際に、紫綬の榮を賜ふ」と訓み、次の百二十七の正文「景初の辰ときに、文錦の獻を恭たてまつる」と対。原鈔本は「紫授」上の一字を落しているので、夾注を探まって「賜」字を補った。陳氏の所謂理校だ。

百二十七、景初之辰。恭文錦之獻。

魏志△曰。景初三年。倭女王遣大夫難升・未利等。獻男生口四人。女生口△六人。班布二匹二丈△。詔以爲親魏倭王。假金印紫綬。正始四年。倭王復遣大夫伊聲耆・振邪拘等八人。上獻生口也。

○『魏志』倭人傳より引く。景初三年は、『御覽』七八二引『魏志』は「景初三年」であるが、殿本その他は二年としている。難升・未利は、殿本は難升米と市牛利とする。振邪拘は、掖邪狗としている。假は、給與する意。

南蠻

百二十八、犬戎縱暴。克展槃瓠之功。

帝女降嬪。仍構蠻方之緒。

范曄後漢書曰。昔高辛氏有犬戎之寇。帝患其侵暴。而征伐之不尅。乃訪募天下。有能得犬戎將吳將軍頭者。購黃金千鎰。邑萬家。又妻以少女。時帝有畜狗。其毛五采。名曰槃瓠。下令之後。槃瓠遂銜人頭造闕下。群臣恠而診之。乃吳將軍首也。帝大喜。而計槃瓠不可妻之以女。又無封爵之道。議欲有報而未知所宜。女聞之。以爲帝皇下令。不可違信。因請行。

帝不得已。乃以女配槃瓠。槃瓠得女。負而走入南山石室中。所家險絕。人跡不至。於是女解去衣裳。爲僕監之髻。著獨力之衣。帝悲思。遣使尋求。輒(愚)遇風雨震晦。使者不得進。經三年。生子十二人。六男六女。槃瓠死後。因自相夫婦。織績木皮。染以草實。好五色衣服。製裁皆有尾形。其母後歸。以狀白帝。於是使迎致諸子。衣裳班蘭。語言侏離。好入山壑。不樂平曠。帝順其意。賜以名山廣澤。其後滋蔓。號曰蠻夷。

○『後漢書』南蠻傳より引く。「僕監之髻」を今本は、「僕監之結」に作る。監は、鑑又は鑿と疊韻字で仮借されるから、僕監と僕鑿は同義語。朱起鳳の『辭通』は、「樸屬」の屬字が先づ訛して鑿となり、また鑿と訛したのであろうとしている。『周禮』冬官考工記総目に、「凡察車之道。欲其樸屬而微至」とあり、鄭注に「樸屬、猶附著、堅固貌也」という。「僕監之髻」とは、髻が頭に密著して固く、活動してもくずれぬように結うていることであろう。(樸・僕は、形声相近くして通ずる。)'獨力之衣'の獨力は、獨俛・獨速に同じ。『廣韻』一屋獨字注に、「獨俛、短醜貌」と。朱起鳳の按語に、「力・束雙聲字。古多通段」という。従うべきであろう(『辭通』二十一、二沃・一屋)。「班蘭」は、斑爛とも書く。文采あるさまをいう。「侏離」は、李賢の注に、「蠻夷語聲也」という。

百二十九、獺冠表飾。精夫之號斯傳。

後漢書曰。蠻。外癡內黠。安土重舊。以先父有功。母帝之女。田作賈販。無關渠符傳。租稅之賦。有邑君長。皆賜印綬。冠用獺皮。名渠師曰精夫。相呼爲婁徒。今長沙武陵蠻是也。

○『後漢書』南蠻傳より引く。「婁徒」は、李注に「説文曰。婁、女人自稱。我也」と。『爾雅』釋詁に、「印、我也」。郭注に、「印猶婁也。語之轉耳」という。婁・印・我は一音の通轉である。正文は次の百三十の正文と対。

百三十、賓(〓踪)布申誠。武陵之部爰置。

後漢書曰。吳起相悼王。南并蠻越。遂有洞庭・蒼梧。秦昭王使白起伐楚。略取蠻夷。始置黔中郡。漢興。改爲武陵。歲令大人輸布一匹。小口二丈。是謂賓布。雖時爲寇盜。而不足爲患也。

○『後漢書』南蠻傳より引く。「賓」は、『説文』に「南蠻賦也。從貝宗聲」と。南蠻のみつきものである。又、『廣雅』釋詁に、「踪、税也」と。賓と踪とは同じ。「小口」は、大人に対する語で、細民をいう。正文は「賓布もて誠を申(〓伸)べ、武陵の部爰に置かる」と訓む。因に、吳起が楚の悼王の相として蠻越を平げたことは、『史記』本傳に見える。

百三十一、武威鞠旅。阻危徑以亡軀。

後漢書曰。光武中興。武陵蠻夷特盛。建武廿三年。精夫相單程等據其險隘。大寇郡縣。遣武威將軍劉尚發南郡・長沙・武陵兵萬餘人。乘船泝沅水入武谿擊之。尙輕敵入隘。山深水疾。舟船不得上。蠻知尙糧少入遠。又不曉道徑。遂屯聚守隘。尙食盡引還。蠻緣路徼戰。尙軍大敗。悉爲所沒。

○『後漢書』より引く。前章のつづき。「悉爲所沒」は、原鈔本には無いが、正文に「危徑に阻まれて軀を亡ふ」とあるからには、この一句は缺かせない。正文の鞠旅は、軍隊に出陣を告げた意。『詩』小雅采芑の「陳師鞠旅」の鄭箋に、「陳列其師旅。誓告之。陳師告旅。亦互言之」という。鞠は告、師も旅も軍隊の意。武威は、武威將軍。正文は次の百三十二の正文と對。

百三十二、伏波臨武。因炎雲而致命。

後漢書曰。建武廿四年。相單程等下攻臨沅。明年。遣伏波將軍馬援・中郎將劉匡・馬武等。將兵至臨沅。擊破之。單程等

飢困乞降。會援病卒。謁者宗均聽悉受降。爲置吏司。群蠻遂平。

○『後漢書』より引く。前章のつづき。正文の「炎雲」は、南方を炎天と言うから、南方の瘴癘の気を「炎雲」と言ったのであろう。「伏波臨武」は、原鈔本は臨式としているが、それだと車の前の横木によりかかって敬礼の動作をしていることとなる。よって臨武に改めた。戦いのぞみの意。

百三十三、詹山旅拒。尙銜應奉之恩。

後漢書曰。桓帝時。武陵蠻詹山等四千餘人反。拘執縣令。屯結深山。永興元年。太守應奉以恩信招誘。皆悉降散。

○『後漢書』南蠻傳より引く。原鈔本は正文の上の句を「詹山振拒」とするのは誤りで、旅拒に改めた。違抗の義である。旅と振とは、くづし字が似ているので誤ったのであろう。『北史』九四の四夷傳序に、「至於貪而無厭。狠而好亂。強則旅拒。弱則稽服。其揆一也」とか、『北史』九五獠傳に、「軍吏等曰。此獠旅拒日久。部衆甚強」とは、その例である。正文は次の百三十四の正文と対。

百三十四、象林越起。猶感祝良之惠。

後漢書曰。順帝時。日南・象林徼外蠻夷區憐等數千人燒城寺。殺長吏。用李固議。拜祝良爲九眞太守。張喬爲交阯刺史。喬到。開示慰誘。並皆降散。良到九眞。單車入賊中。設方略。招以威信。降者數萬人。皆爲良築起府寺。由是嶺外復平也。

○『後漢書』南蠻傳より引く。正文の「越起」は、進まぬさま、行なやむさまにいう語。越趣・次睢・次且とも書く。皆、聲近く義通ずる字。「燒城寺」の城寺は、縣城の役所。嶺外は、嶺南・嶺表ともいう。五嶺の南の地。後の兩粵及び安

南の地をいう。

百三十五、雕題列徼[△]。傍帶甘人之郷。

後漢書曰。禮記稱南方曰蠻。雕題交趾。其俗男女同川而浴。故曰交趾。其西有儼人之國。生首子輒解而食之。謂之宜弟。味旨。則以遺其君。君喜而賞其父。取妻美。則讓其兄。今烏潞人是也。楚詞招魂曰。彼皆甘人。魂往必適也。

○『後漢書』南蠻傳、及び『楚詞』招魂より引く。『禮記』の句は、王制篇に見える。李賢の注に、「題、額也。雕之、謂刻其肌以丹青涅也」と。雕、題は、額に入れ墨していることをいう。交趾は、交趾に同じ。『禮記正義』は、蠻人は、臥時に頭は外に嚮い、足は内に在って相交る故に交趾というとしているが、『後漢書』の解釈は、男女が川で混浴し、趾と趾とが交るから交趾というと解している。首子は、はじめての子。烏潞については、李注に萬震の『南州異物志』を引き、「烏潞は地名なり。廣州の南、交州の北に在り。恒に道間より行旅を伺候し、輒ち出でて之を撃つ。人を得て之を食うを利とし、その財貨を食らず、並びにその肉を以つて肴茹となし、又その髑髏を取りて之を破り以つて酒を飲む。人の掌趾を以つて珍異となし、以つて長老に食はしむ」という。『楚詞』は『楚辭』とも書く。引用の句は、「彼皆な人を甘しとす。魂往けば必ず適かん」と訓む。「彼等、即ち四方のはてに住む怪物たちは皆な人間を好んで食う。(だから魂よ、帰り来れ、)御身が往けば、彼等もついてゆくだらう」の意。『楚詞』招魂に引用の通りの句はないが、だいたいこの通りの意味のことは歌われている。『楚詞』に曰う、「魂兮帰来。南方不可以止些。雕題黒齒。得人肉以祀。以其骨爲醢些」と。『楚詞』の引用は、正文に「傍ら人を甘しとするの郷を帶す」とある所から入れたのであろうが、この注としては、儼人國の記事で充分で、蛇足に類する。雍公叡の加えた注であらう。正文は次の百三十六の正文と対。

百三十六、交趾開邊。前贍獻雉之國。

後漢書曰。交趾之南有越裳國。周公居攝六年。制禮作樂。天下和平。(本)越裳以三象重譯而獻白雉。曰。道路悠遠。山川阻深。音使不通。故重譯而朝。成王以歸周公。公曰。德不加焉。則君子不饗其質。賢政不施焉。則君子不臣其遠人。吾何以獲此賜也。其使請曰。吾受命吾國之黃耆曰。久矣。天之無烈風雷雨。意者中國有聖人乎。有則盍往朝之。周公乃歸之於王。稱先王之神致。以薦于宗廟也。

○『後漢書』南蠻傳より引く。李注によれば、「事見尙書大傳」という。『尙書大傳』は、既に散佚して伝わらぬが、清儒の輯本がある。例えば、皮錫瑞『尙書大傳疏證』五の七葉左参照。「賢政」の賢字は今本『後漢書』にはない。衍字かも知れぬ。

百三十七、玄犀薦祉。通譯元始之年。

後漢書曰。逮王莽輔政。元始二年。日(亡)南之南黃支國來獻犀牛。凡交趾所統。雖置郡縣。而言語各異。重譯乃通。人如禽獸。長幼無別。項髻徒跣。以布貫頭而著之。後頗徙中國罪人。使雜居其間。乃稍知言語。漸見禮化也。

○『後漢書』南蠻傳より引く。正文の薦祉は、社を薦る意。「項髻」は、李注に、「髻を項の上に爲るなり」という。くびのうしろのあたりで髪をたばねていることをいふのであろう。正文は次の百三十八の正文と対。

百三十八、白菟初祥。懷仁建武之歲。

後漢書曰。光武中興。錫光爲交趾。任延守九真。於是教其耕稼。制爲冠履。初設媒娉。始知姻娶。建立學校。導之禮義。建武十二年。九真徼外蠻里張游(蠻)率種人。恭慕化內屬。封爲歸漢里君。明年。南越徼外蠻夷獻白菟也。

○『後漢書』南蠻傳より引く。「錫光爲交阯」は、錫光が交阯の刺史となった意。「任延守九真」は、任延が九真郡の太守を兼理することになった意味である。「九真徼外蠻里張游」の里とは、李注に「里、蠻之別號、今呼爲俚人」と。白菟、白雉、白鹿等の白いけものは瑞祥とされた。

百三十九、徼側叛換合浦。申馬援之功。

後漢書曰。建武十六年。交阯女子徼側及其妹徼貳反。徼側者。菴[△](浴)[△]冷縣[△]雒[△]將之女[△]。嫁爲朱戴人[△]詩索妻。甚雄勇。交阯太守蘇定以法繩之。側忿。故反[△]。於是九真・日南・合浦[△]蠻里皆應之。凡略六十五城。自立爲王。交阯刺史及諸太守僅得自守。十八年。乃遣伏波將軍馬援・樓船將軍段[△]志。發長沙・桂陽・零陵・蒼梧兵萬餘人討之。明年四月。援破交阯。斬徼側・徼貳等。餘皆降散。進擊九真賊都陽等。破降之。徙其渠師三百餘口於零陵也。

○『後漢書』南蠻傳より引く。正文の「叛換」は、『文選』左思魏都賦李注に、「叛換、猶恣睢也」と。又、「絆換」とも書き、『玉篇』上手部換字注に、「絆換、跋扈也」と。『詩』大雅皇矣に、「無然畔援」の鄭箋に、「畔援、猶拔扈也」という。叛・絆・畔は同音。援・換は古くは同声に讀む。「菴冷縣雒將之女」は、『通鑑』胡注に、「菴冷、音麋^{びれい}零。交州外域記曰。交阯昔未有郡縣之時。土地有雒田。民墾食其田。因名爲雒民。設雒王・雒侯。主諸郡縣。縣有雒將。銅印青綬」という(『通鑑』四十三、建武十五年)。雒將とは、縣の民政と軍事とを司る縣知事の如きものであろう。因に言う。雒はがんらい鳥名であるが、洛と同じに用いるのは、『漢書』地理志の河南郡雒陽の顔師古の注に、「魚豢云う、漢は火行、水を忌む。故に洛の水を去つて佳を加ふと。魚氏の説の如くなれば、則ち光武以後改めて雒字と爲すなり」と。「以法繩之」は、法に依つて糾し調べようとしたことをいう。繩は繩索ではなく繩正の意なり。正文は、「徼側は合浦に叛換し、馬援の功を申ぬ」と訓み、次の百四十の正文、「朱達は日南を憑凌し、夏方の績を著す」と對。

百四十、朱達憑凌日南。著夏方之績。

後漢書曰。桓帝永壽三年。居風令貪暴無度。縣人朱達等及蠻夷相聚。(娶)攻殺縣令。進攻九真。屯據日南。衆轉強盛。延熹三年。詔拜夏(侯)方爲交阯刺史。威惠素著。日南宿賊聞之。二萬餘人相率詣方降。方開恩招誘之也。

○『後漢書』南蠻傳より引く。正文の「憑凌」は、勢を恃んで人をしのぐこと。憑陵・瀕陵とも書く。

百四十一、土舟既驚。用興巴氏之宗。

後漢書曰。巴郡南郡蠻。本有五姓。巴氏・樊氏・暉氏・相氏・鄭氏。皆出於武落鍾離山。其山有赤黑二穴。巴氏之子生於赤穴。四姓之子皆生黑穴。未有君長。俱事鬼神。乃共擲劍於石穴。約能中者。奉以爲君。巴氏子務相乃獨中之。衆皆歎。又令各乘土船。約能浮者。當以爲君。餘姓悉沈。唯務相獨浮。因共立之。是爲(是)廩君也。

○『後漢書』南蠻傳より引く。「暉氏」は、「御覽」三七地部二に引く『世本』に廩君のことがでており、そこでも「暉氏」であるが、『後漢書』(景紹興本その他)は暉氏となっており、「音審」の注がある。正文は、「土舟すでに驚せ、用つて巴氏の宗を興す」と訓み、次の百四十二の正文と対。

百四十二、鹽神且亡。寔啓夷城之祚。

後漢書曰。廩君乃乘土船。從夷水下至鹽水。有神女。謂廩君曰。此地廣大。魚鹽所出。願留共居。廩君不許。鹽神暮輒來宿。且即化爲蟲。與諸蟲群飛。掩蔽日光。天地晦冥。積十餘日。廩君伺其便。因射殺之。天乃開明。廩君於是君乎夷城。四姓皆臣之。廩君死。魂魄爲白虎。巴氏以虎飲人血。故遂以人祠焉。及秦惠王并巴中。以巴氏爲蠻夷君長。世尙秦女。其民爵比不更。有罪得以爵除。

○前章のつづき。李賢の注によると、「廩君於是君乎夷城」以上は、『世本』に見えるという。「魂魄爲白虎、巴氏以虎飲人血」の虎を、原鈔本はともに獸とする。唐室の祖李虎の虎字を避けたのである。「遂以人祠焉」の人祠は、人の如く祠ったの意。「世尙秦女」は、「よよ秦女に尙す」と訓む。巴氏の子孫は、よよ秦の皇女を娶ったことをいう。公主（||帝王の女）を娶る時は、相手を尊んで娶と言わず、尙と言った。原鈔本は、世字を避けて代字を書くべきところを伐字に誤る。「其民爵比不更」の民字は、例によって李世民の民を避けて、原鈔本は人字とする。但し、『集解』に引く劉放の説に、「巴氏之君、可有爵耳。民何故輒得之。明衍民字」と。もったもなことで、民は衍字であろう。正文は、「鹽神旦に亡び、寔に夷城の祚を啓く」と訓む。祚は、天から授かる福祿。さいわい。ここは阼と通用し君主の位の意に用いる。

百四十三、登樓騁伎。方呈白虎之功。

刻石銘勲。爰表黃龍之誓。

後漢書曰。板楯蠻夷者。秦昭襄王時有一白虎。常從群虎遊秦・蜀・巴・漢之境。傷害千餘人。昭王乃重募國中有能殺虎者。賞邑萬家。金百鎰。時有巴郡閬中夷人。能作白竹之弩。乃登樓射殺白虎。昭王嘉之。而以夷人不欲加封。乃刻石盟要。復夷人頃田不租。十妻不筭。傷人者論。殺人者得以俸錢贖死。盟曰。秦犯夷。輸黃龍一雙。夷犯秦。輸清酒一鍾。夷人安之。至高祖爲漢王。發夷人還伐三秦。秦地既定。乃遣還巴中。復其渠帥羅・朴・督・鄂・度・夕・龔七姓。不輸租賦。餘戶乃歲入資錢。口卅。世號爲板楯蠻夷。（之也）

○『後漢書』南蠻傳より引く。殆ど同じ記事が、晉の常璩の『華陽國志』巴志に見える。原鈔本は、既にしばしば述べたように、虎字を避けて獸字としている。「賞邑萬家。金百鎰」は、一萬戸のある邑と黄金百鎰とを賞として与えることをいう。盟要は、盟約に同じ。「復夷人頃田不租。十妻不筭」は、夷人一戸ごとにその一頃の田の税を免除し、妻が十人居て

も、人頭税は取らなかつた意。復は、除の意。七姓のことは『華陽國志』に、「板楯七姓。以射白虎爲業。立功先漢。本爲義民。復除徭役。但出資錢。口歲四十」といふ。——七姓は白虎を射ることを業とした。前漢の時代に功を立て、義民としてあつかわれ、徭役を免除され、ただ資錢をおさめたが、それは一人が一年に四十錢であつた意。資はすでに百三十で説明した。倭は、李注に何承天の『纂文』を引いて、「倭は、蠻夷が罪を贖ふの貨なり」といふ。睽とも書く。

西南夷

百四十四、夜郎啓構。爰契流竹之靈。

後漢書曰。西南夷者。皆在蜀郡徼外。有夜郎國。東接交阯。西有滇國。(慎國)北有邛都國。各立君長。其人皆椎髻左衽。邑聚而居。能耕田。其外又有僇・昆明諸落。西極同師。東北至葉榆。地方數千里。無君長。辮髮。隨畜遷徙無常。自僇東北有苻都國。苻都國東北有冉駝國。或土著。或隨畜遷徙。自冉駝東北有白馬國。氏種也。此三國亦有君長。夜郎者。初有女子浣於遯水。有三節大竹流入足間。聞其中有號聲。剖竹視之。得一男兒。歸而養之。及長。有才武。自立爲夜郎侯。以竹爲姓。武帝元鼎六年。平南夷。爲牂柯郡。夜郎侯迎降。天子賜其王印綬。後遂殺之。

○『後漢書』西南夷傳より引く。『御覽』七九一の四夷部一二夜郎條引『後漢書』、『御覽』九六二竹部一竹條引『華陽國志』、『華陽國志』四南中志(顧廣圻校勘本)を参照して校訂した。「僇」が二度でてくるが、原鈔本はいづれも「布僇」の二字にしている。このことについて李賢の注に、「臣賢案前書曰。『西自同師以東、北至葉榆、名爲僇・昆明。』今流俗諸本並作『布舊昆明』。蓋僇字誤分爲布舊也」と。これによれば、がんらい「僇」に作るべきを、誤って「布舊」の二字にするテキストが、既に唐代にあつたことが分る。原鈔本は、「布僇」をさらに「布僇」に誤つたのであろう。「僇」は、『集韻』に「玄圭切」、即ち國音はケイであるが、地名のときは音隨に読んだということが、『漢書』西南夷傳の顔師古の注

に見える。正文は、次の百四十五の正文と対。

百四十五、哀牢[△]創基。寔符沈木之胤。

後漢書曰。哀牢[△]夷者。其先有婦人名沙壹。居于牢山。嘗捕魚水中。觸沈木若有感。因懷妊[△]。十月。産子男十人。後沈木化爲龍。出水上。沙壹忽聞龍語曰。若爲我生十子。今悉何在。九子見龍驚走。獨小子不能去。背龍而坐。龍因舐之。其母鳥語。謂背爲九。謂坐爲隆。因名小子曰九隆。及後長大。諸兄以九隆能爲父所舐而黠。遂共推以爲王。

○『後漢書』西南夷傳より引く。李注に『風俗通』に見えるという。この説話は、『華陽國志』四南中志永昌郡條、『水經注』三七葉榆河條等にも見える。「背龍而坐」の背龍は、『華陽國志』は陪龍とする。陪坐は、より添って坐ること。ここはがらう「陪龍」であつのが、陪が同音で形の似た倍と訛し、倍龍が背龍となつたのであろう。暗誦する意味の倍文を背文とも書くように、倍・背は古くは通用された。鳥語は、鳥のさえずりを聞くような言葉の意。秦の伯翳が鳥語を解し、介國の葛盧が牛鳴を辯じたという話が、『史記』や『左傳』に見える。牢を原鈔本は牢とする。牢の仮借字であらう。

百四十六、三侯並建。既配饗於牂柯。

後漢書曰。夜郎侯竹王也。夷獠咸以竹王非血氣所生。甚重之。求爲立後。牂柯太守吳霸以聞。天子乃封其三子爲侯。死。配食其父。今夜郎縣有竹王三郎神是也。初。楚頃襄王時。遣將莊豪從沅水伐(之)夜郎。軍至且蘭。楸船於岸而步戰。既滅夜郎。以且蘭有楸船牂柯處。(處)乃改其名爲牂柯。

○百四十四の正文のつづき。『水經注』六溫水注、『華陽國志』南中志等にも見える。「楸」は、『説文』に「擊也」、『廣雅』釋詁に「椎也」とあるが、これから引伸されて、くいを打って船を繋ぎとめることをいうのであろう。「牂柯」は、船

を繋ぐ杙くわいのことであるから、船を繋いだ処を牂柯と改名したのである。莊豪のことは百四十八の夾注にもでてくる。正文は次の百四十七の正文と対。

百四十七、十子分曹。竟馳誠於越嶲△。

後漢書曰。牢山△下有一夫一婦。復生十女子。哀牢夷九隆兄弟十人皆取以爲妻。後漸相滋長。種人皆刻畫其身。象龍文。衣皆著尾。九隆死。世世相繼。乃分置小王。往往邑居。散在谿谷△。絕域荒外。山川阻深。生人以來。未嘗交通中國。建武廿三年。其王賢栗遣兵。擊附塞夷鹿芴△。鹿芴人弱。爲所禽獲。於是震雷疾雨。南風飄起△。水爲逆流。翻涌二百餘里。哀牢之衆。溺死者數千人。賢栗復遣其六王將萬餘人攻鹿芴。鹿芴王與戰。殺其六王。哀牢耆老共埋六王。夜虎復出其尸而食之。餘衆驚怖引去。賢栗乃惶恐。謂其耆老曰。我曹入塞△。自古有之。今攻鹿芴。輒被天誅。中國其有聖帝乎。天祐助之。何其明也。賢栗遂率種人。詣越嶲太守鄭鴻降。求內屬。光武封賢栗等爲君長。

○『後漢書』西南夷傳より引く。百四十五の夾注のつづきである。「建武廿三年」以下は、『華陽國志』南中志の「永昌郡古哀牢國」条にも見える。越嶲郡は前漢の武帝の時置かれた郡で、今の四川省の西南の西昌縣の東南の地。鹿芴は、この事件の当時すでに中國に内屬していた小數民族であろう。『水經注』三七にもこの記事が見える。

百四十八、莊豪之將楚卒。遂王滇池。

後漢書曰。滇王者。莊豪之後也。初。楚頃襄王時。遣將莊豪從沅水伐夜郎△。滅之。因留王滇池。元封二年。武帝平之。以其地爲益州郡。割牂柯・越嶲各數縣配之。(後之)後數年。復并昆明地。皆以屬之此郡。有池。周廻二百餘里。水源深廣。而末更淺狹。有似倒流。故謂之滇池。河土平敞。多出鸚鵡・孔雀。有鹽池田漁之饒。金銀畜産之富也。

○『後漢書』西南夷傳より引く。百四十六の夾注の後に、數行とばしてつづく文章である。今本『後漢書』では、「初。楚頃襄王時。遣將莊豪、從沅水伐夜郎。……滇王者。莊躄之後也。云々」と、莊豪と莊躄と二名の如くなっているが、『史記』西南夷傳・『漢書』西南夷傳・『華陽國志』南中志は、すべて莊躄である。朱起鳳の『辭通』は、「豪躄聲之侈弁、實即一人」——即ち、発声の際の開口の大小程度の差で、或は豪と躄音され、或いは躄と躄音されるが、同一人であるとしているのは、妥当な見解であろう。因に、『通典』一八七滇國の条でも同一人であることを弁じている。正文は次の百四十九の正文と対。

百四十九、長貴之戮枚根。乃君邛澤。

後漢書曰。邛都夷者。武帝所開。以爲邛都縣。無幾而地陷爲汙澤。因名爲邛池。南人以爲邛河。後復反叛。元鼎六年。漢兵自越巂水伐之。以爲越巂郡。其地平原。有稻田。青蛉縣禺同山有碧雞金馬。光景時時出見。俗多遊蕩。而喜謳歌。略與牂柯相類。豪帥放縱。難得制御。王莽時。郡守枚根調邛人長貴。以爲軍候。更(史)始二年。長貴率種人攻殺枚根。自爲邛穀王。領太守事。光武封長貴爲邛穀王。後又授越巂太守印綬。(之也)

○『後漢書』西南夷傳より引く。碧雞金馬のことは、李注に王褒の碧雞頌を引く。「持節使王褒謹拜南厓。敬移金精神馬。縹碧之鷄。處南之荒。云々」と。また『漢書音義』を引いて、「金形似馬。碧形似雞」という。

百五十、仇池汶郡。(浪和仇池没部)餐和於元鼎之年。

後漢書曰。白馬氏者。武帝元鼎六年開。分廣漢西部。合以爲武都郡。土地險阻。有麻田。出名馬・牛・羊・漆・蜜。氐人勇戇抵冒。貪貨死利。居於河池。一名仇池。方百頃。四面斗絕。數爲邊寇。

冉駹夷者。武帝所開。元鼎六年。以爲汶山郡。(王)至地節三年。夷人以立郡賦重。宣帝乃省并蜀郡爲北部都尉。其山有六夷・七羌・九氐。各有部落。其(留)王侯頗知文書。而法俗嚴重。貴婦人。黨母族。死則燒其尸。土氣多寒。夏猶水凍也。

○『後漢書』西南夷傳より引く。正文の「餐和」は、原鈔本は飡和とする。飡は、餐の俗字。「餐和」は見かけぬ語であるが、『文選』に収める謝瞻の「張子房」詩に、「餐和忘微遠。延首詠太康」という句のあるところから思いついたのである。唐初には、漢書學と選舉とが盛んで、『文選注解』六十卷を著した李善にはまた、『漢書辨惑』三十卷があり、彼は『文選』を講義することを業としていたという(『舊唐書』本傳)。杜甫の詩にも、「熟精文選理」(「宗武生日」詩)とか、「續兒誦文選」(「水閣朝霽奉簡雲安嚴明府」詩)という句があるが、蓋し幼少の頃から『文選』の詩文を暗誦させたのである。『餐和』の李善の注に、「莊子曰。聖人其於人也。故或不言而飲人以和。郭象曰。各自得。斯飲和矣。豈待言哉」とあるから、餐和とは、共に飲食して自然に親しみ合う如くに和親する意である。「宣帝乃省并蜀郡爲北部都尉」は、『漢書』宣帝紀に、「地節三年十二月。省汶山郡、并蜀」とあるのを指す。汶山郡を廢して、その地を蜀郡に隸屬させ、その地区に北部都尉を置いた。「黨母族」の黨は親しむ意。正文は次の百五十一の正文と對。

百五十一、槃木白狼。慕化於永平之際。

後漢書曰。苻都夷者。武帝所開。以爲苻都縣。其人皆被髮左衽。言語多好譬類。居處略與汶山夷同。土出長年神藥。仙人山圖所居焉。元鼎六年。以爲沈黎郡。至天漢四年。并蜀爲西部。置兩都尉。一治旄牛。主徼外夷。一治青衣。主漢人。永平中。(平)益州刺史梁國朱輔。好立功名。在州數歲。宣示漢德。威懷遠夷。自汶山以西。前世所不至。正朔所未加。白狼・槃木・唐敢等百有餘國。戶百三十餘萬。口六百萬以上。舉種奉貢也。

○『後漢書』西南夷傳より引く。

百五十二、懷仁動詠。覃帝澤於夷都。

後漢書曰。益州刺史朱輔上疏。稱苻都夷慕化歸義。作詩三章。

一曰。大漢是治。與天合意。吏譚平端。不從我來。聞風向化。所見奇異。多賜繪布。甘美酒食。昌樂肉飛。屈申悉備。蠻夷貧薄。無所報嗣。願主長壽。子孫昌熾。

二曰。蠻夷所處。日入之部。慕義向化。歸日出主。聖德深恩。與人富厚。冬多霜雪。夏多和雨。寒溫時適。部人多有。涉危歷險。不遠萬里。去俗歸德。心歸慈母。

三曰。荒服之外。土地境埆。食肉衣皮。不見鹽穀。吏譚傳風。大漢安樂。攜負歸仁。觸冒險陝。高山岐峻。緣崖礧石。木薄發家。百宿到洛。父子同賜。懷抱匹帛。傳告種人。長願臣僕。

○『後漢書』西南夷傳より引く。百五十一の夾注のつづき。ここに引く「遠夷樂德歌詩」以下の三章は、夷言を華語に訳したのである。正文は次の百五十三の正文と対。

百五十三、沐德興謠。漸皇猷於倉水。

後漢書曰。明帝永平十二年。置哀牢・博南二縣。割益州郡西部都尉所領六縣。合爲永昌郡。始通博南山。度蘭倉水。行者苦之。歌曰。漢德廣。開不賓。度博南。越蘭津。度蘭倉。爲他人。哀牢人皆穿鼻儋耳。其渠師自謂王者。耳皆下肩三寸。凡民則至肩而已。土地沃美。宜五穀・蠶桑也。

○『後漢書』西南夷傳より引く。歌の「度博南。越蘭津」は、博南山を越え、蘭蒼水を度りの意味である。賓・津・人の

三字が一句おきに韻をふむ。穿、鼻は、鼻に穴をあけ、金環などを通していたのであろう。僮耳は、耳が垂れ下がっていることをいう。僮は瞻に同じ、「説文」に「瞻、垂耳也」という。「凡民」は、原鈔本は凡人に作る。李世民の民字を避けたのであろう。

百五十四、楊竦高績。託像於丹青。

後漢書曰。安帝元初六年。永昌・益州夷皆叛。乃遣從事蜀郡楊竦將兵至牁榆擊之。賊盛未敢進。先以詔書告示。重其購賞。乃進與封離等戰。大破之。斬首三萬餘級。獲資財四千餘萬。悉以賞軍士。封離等惶怖。斬其同謀渠帥。詣竦乞降。竦厚加慰納。其餘三十六種皆來降附。竦因奏長吏姦猾侵犯蠻夷者九十人。州中論功未及上。會竦病瘡卒。益州刺史張喬深痛惜之。刻石勒銘。圖畫其像焉。

○『後漢書』西南夷傳より引く。「會竦病瘡卒」の瘡は、かき、できもの。今本『後漢書』は、創に作る。創ならぎず。正文は、百五十五の正文と対。

百五十五、張翕深仁。表靈於祠宇。

後漢書曰。張翕爲巴郡太守。政化清平。得夷人和。在郡十七年。卒。夷人愛慕。如喪父母。蘇祈(斯)叟二百餘人。齎羊送喪。至翕本縣安漢。起墳祭祀。詔書嘉美。爲立祠堂。云々。

○『後漢書』西南夷傳より引く。蘇祈は、縣。越巂群に属す。安漢は、縣。張翕の出身地で巴郡に属す。

兩越

百五十六、南浦開基。趙佗構其暹緒。

漢書曰。南越王趙佗。眞定人也。秦并天下。略定揚越。置桂林・南海・象郡。秦末。南海尉任囂病且死。召龍川令趙佗語曰。聞陳勝等作亂。豪傑叛秦相立。南海辟遠。恐盜兵侵此。吾欲興兵絕新道。自備待諸侯變。會病且甚。故召公告之。即被書。行南海尉事。囂死。佗即移檄告橫浦・陽山・湟谿關曰。盜兵且至。急絕道聚兵自守。秦滅。佗即擊并桂林・象郡。自立爲南越武王。高帝已定天下。遣陸賈立佗爲南越王。與剖符通使。使和輯百越。毋爲邊害也。

○『漢書』兩越傳より引く。兩越は兩粵とも書く。今の廣東・廣西の地は、百越と称した種族の雜処する地であつたから百越とも言つた。「吾欲興兵絕新道」は、兵をさしむけて秦の時代に開かれた越に通ずる道を絶つことをいう。「被書」の被は、加える。書を与えたことをいう。正文は次の百五十七の正文と対。『史記』南越傳も参照せよ。

百五十七、東甌闢壤。句踐疏其濬源。

漢書曰。閩越王無諸及越東海王搖。其先皆越王句踐之後也。姓騶氏。秦并天下。廢爲君長。以其地爲閩中郡。及諸侯叛秦。無諸及搖率越歸番陽令吳芮。從諸侯滅秦。擊項籍。無諸・搖帥越人佐漢。漢復立無諸爲閩越王。王閩中故地。立搖爲東海王。都東甌也。

○『漢書』兩越傳より引く。越王句踐は、春秋時代の越の王。今の浙江・江蘇の地を領有した。閩は、今の福建省をいうが、閩越國は、秦の閩中郡の地で、ほぼ今の福建省の地である。『史記』東越傳も参照せよ。

百五十八、陸子馳軒。僭擬之名斯替。

漢書曰。高后時。有司請禁南越關市鐵器。趙佗乃自尊號爲南武帝。發兵攻長沙。東西萬餘里。乃乘黃屋左纛。稱制。與中

國倂。文帝元年。初鎮撫天下。乃爲佗親冢在眞定置守邑。召其從昆弟。尊官厚賜寵之。乃召陸賈爲太中大夫。使賜佗(乃)書。佗乃頓首謝。願奉明詔。(之也)

○『漢書』兩越傳より引く。高后は、姓は呂、名は雉、高祖の皇后。惠帝崩じ、高后臨朝稱制、在位凡そ八年。代王劉恆が諸呂を誅し、皇帝の位に即く。これが文帝。「關市鐵器」は、國境の關所で、中國の鐵器と南越の物産とを交易していたのであろう。正文の「馳軒」は、飛ぶように馬車を走らせることであらう。「使賜佗書」の使字は無くてもよい。恐らく衍字であらう。

百五十九、□□□□。□□□□。原闕

○案ずるに、百五十八の正文と對になる正文の句とその夾注とが缺けている。

西羌原闕

西域

百六十、□□□□。□□□□。原闕

○案ずるに、百六十一の正文「眩人獻表。安息遐通」の對になる正文の句とその夾注とが缺けているかも知れぬ。

百六十一、眩人(入)獻表。安息遐通。

漢書曰。安息國。王治番兜城。去長安一萬一千六百里。北與康居。東與烏弋山離。西與條支接。武帝始遣使至安息。王令將將二萬騎迎於東界。東界去王都數千里。行比至。過數十城。人民相屬。因發使隨漢使者來觀漢地。以大鳥卵及犂軒眩人獻於天子。天子大說也。

○『漢書』西域傳より引く。犂軒眩人は、西域地方より伝来の幻術を行なうもの。犂軒は、大秦國、即ちローマ帝國をいう。『漢書』張騫傳の顔師古の注に、「眩讀與幻同。即今吞刀・吐火・植瓜・種樹・屠人・截馬之術皆是也。本從西域來」と。幻術とは、今わが国でいう奇術又は魔術。幻人は奇術師。

百六十二、婚降烏孫。泣對旃裘之俗。

漢書曰。烏孫國。大昆彌治赤谷城。去長安八千九百里。東與匈奴。西北與康居。西與大宛。南與城郭諸國相接。本塞地也。武帝令張騫齎金幣往。致賜。元封中。以江都王建女細君爲公主。以妻焉。賜乘輿服御物。昆莫年老。言語不通。公主悲愁。自爲作歌曰。吾家嫁我兮天一方。遠託異國兮烏孫王。穹廬爲室兮旃爲牆。以肉爲食兮酪爲漿。居常土思兮心内傷。願爲黃鵠兮歸故鄉。

○『漢書』西域傳より引く。昆莫は、烏孫の王號。匈奴の單于の如し。細君は、江都王劉建むすめの女であるが、公王（天子の皇女）と詐って烏孫へ嫁がせたのである。元封六年のことであった。以字は、王念孫によると、もと無かったのを、上下の文がみな八字一句としていたので、後人が加えたのであろうと疑っている（『讀書雜誌』漢書十五）。宋本『玉臺新詠集』。『北堂書鈔』樂部二・『藝文類聚』樂部三・『文選』答蘇武書注所引みな以字が無い。『御覽』樂部八所引已に誤る。正文は次の百六十三の正文と對。

百六十三、夢傳天竺。欣觀金色之容。

後漢書曰。天竺國一名身毒。在月氏東南（至西）數千里。俗與月氏同。脩浮圖道。不殺伐。遂以成俗。從月氏・高附國以西。南至西海。東至般起國。皆身毒之地。身毒有別城數百（城）。（宜數百）別國數十。國置王。雖各小異。而俱以身毒爲名。土出犀・象・瑇瑁・金・銀・銅・鉛・錫。西與大秦通。明帝夢見金人。長大。頂有光明。以問群臣。或曰。西方有神。名曰佛。其形長丈六尺而黃金色。帝於是遣使天竺問佛道法。遂於中國圖畫形象焉。楚王英始信其術。中國因此有奉道者。

○『後漢書』西域傳より引く。『御覽』七九二、四夷部十三の天竺條を参照するとよい。浮圖は、仏である。

百六十四、綏撫有方。龜茲以之入賀。

漢書曰。龜茲國。王治延城。去（城）長安七千四百八十里。元康元年。龜茲王來朝賀。王及夫人皆賜印綬。夫人號稱公主。賜以車騎旗鼓。歌吹數十人。綺繡雜繪琦珍凡數千萬。留且一年。厚贈送之。後數來朝賀。樂漢衣服制度。歸其國。治宮室。作徼道周衛。出入傳呼。撞鐘鼓。如漢家儀。外國胡人皆曰。驢馬龜茲王。所謂羸也。王死。其子承德自謂漢外孫。成。哀時往來尤數。漢遇之亦甚親密也。

○『漢書』西域傳より引く。「王治延城」・「治宮室」は、張楚金は唐の高宗朝の人であるから、高宗の諱治を避けて、「王理延城」「修宮室」と祖本はなっていたと思われるが、転写をくり返すうちに後人が改めたのであろう。旗鼓の鼓字を、原鈔本は鼓に、又、琦珍の珍を、珍としているのは、いづれも俗字である。徼道は、警備のための道路。周衛は、王宮をめぐる守る衛兵。「驢馬龜茲王。所謂羸也」は、今本『漢書』では、「驢非驢。馬非馬。若龜茲王。所謂羸也」となっている。羸は、『説文』に、「驢父馬母」とある。即ち、父が驢、母が馬のあいのが羸である。『漢書』の句の意味は、「驢のやうで驢

でもない、馬のやうで馬でもない、龜茲王のごときは所謂贏だ。因に『漢書』の句は、『戰國策』（鮑氏本楚策、姚氏本韓策）の、「此烏不爲烏。鵠不爲鵠也」と同意。正文は次の百六十五の正文と対。

百六十五、招携以禮。疏勒於是來王。

後漢書曰。疏勒國。去洛陽萬三百里。順帝時。王臣盤遣使奉獻。帝拜臣盤爲漢大都尉。兄子臣勲爲守國司馬。五年。臣盤遣侍子與大宛・莎車使俱詣闕貢獻。陽嘉二年。臣盤復獻師子・封牛等。

○『後漢書』西域傳より引く。携は、攜の俗字。招攜は、招きよせること。來王は、『詩』商頌殷武に、「莫敢不來王」とか、『尙書』偽大禹謨に、「四夷來王」とあるように、來朝することをいう。鄭玄の『詩』箋に、「世見曰來王」、即ち、天子一世の間に一度來朝謁見するのを來王としているが、これは『周禮』秋官に、「九州之外。謂之蕃國。世壹見。各以其所貴寶爲贄」に基づく説である。封牛は、『漢書』西域屬賓國傳の顔師古の注に、「封牛、項上隆起者也」という。

叙曰。余以大唐顯慶五年三月十二日癸丑。晝寢于并州太原縣之廉平里焉。夢先聖孔丘被服坐於堂皇之上。余伏於座前而問之曰。「夫子胡爲而制春秋乎。」余兄越石在側。曰。「夫子感麟而作耳。」余對曰。「夫子徒以感麟爲名耳。其深旨何必在麟耶。」子曰。「然。于時政道陵夷。禮樂交喪。故因時事。褒善貶過。以示一王之法。豈專在於麟乎。」余又問。「論語云。浴乎沂。風乎舞雩。詠而歸。敢問何謂也。」子曰。「亦各言其志也。」余又問曰。「人之生也。有天壽乎。」子曰。「爾。謂古之聖・今之愚。爲壽乎。爲夭乎。」對曰。「古今一死也。孰知其天壽。」子曰。「然。夫不死不生者。自云絕住在生死之域。則彭祖與殤子亦無以異也。」余又問曰。「夫子周人也。奚爲尙也存乎。」夫子軼然而笑曰。「非爾所及也。」余又問曰。「夫子聖者也。亦有居止之所乎。」乃指東牖下曰。「吾居是矣。」余顧東牖前。有玄纁朱裏床上似鋪緋褥。有二侍者立於前。言終而

寤。懼焉而興。喟然而歎曰。「昔夫子大聖也。尚稱曰。吾衰也。久矣不復夢見周公。余小子何知焉。而神交於將聖。」感而有述。遂著是書焉。

○唐人の傳奇文のやうな幻設の語を借りて、孔子に莊子風な生死觀を語らせている。六朝時代の莊学の餘風であらう。唐代には、朝廷では文儀上は儒教を尊重しているが、儒学そのものは萎靡して振はず、實際には三教が共存し、むしろ釋老二教の盛行した時代である。

「晝寢」は、『論語』公冶長篇の「宰予晝寢」によっている。「先聖」は孔子の追諡。唐の太宗の貞觀二年、孔子を尊んで先聖とした。高宗の永徽中、周公を先聖となし、孔子を改めて先師としたが、顯慶二年になって、孔子を號して先聖となし、先聖の稱が確定した（『新唐書』禮樂志五）。「堂皇」は、『漢書』胡建傳の顔注に、「室無四壁曰皇」と。間じきりのしでない建物が堂皇である。堂皇とも書く。「沂に浴し、舞雩に風し、詠じて歸らん」は、『論語』先進篇の句。「亦各言其志也」も同所に見える孔子の語。「嘖然而笑」は、『莊子』達生篇の語。「吾衰也。久矣不復夢見周公」は、『論語』述而篇の語。「余小子何知焉」は、「余れ小子、何ぞ焉を知らんや」と訓む。「余小子」は、經傳では「予小子」と書いている、自謙の語。「將聖」は、孔子を指す。『論語』子罕篇に、「大宰問於子貢曰。夫子聖者與。何其多能也。子貢曰。固天縱之將聖。又多能也」とあるのによる。この序文は『史記』太史公自序の、上大夫壺遂と太史公との問答を模倣している。「尚也」の也は衍字であらう。

【補注】

(1) 『史記』劉敬傳に、「取家人子名爲長公主」とあるから、形式上は高祖の長公主を單于が妻ったことになる。故に、高祖と單于とは、舅甥となつただから、「爲舅甥也」と注すべき所だが、『史記』匈奴傳には、「高帝乃使劉敬奉宗室女公主爲單于閼氏。……約爲昆弟以和親」と書いている。即ち、兄弟の約束をしたのである。因に、妻の父を舅といひ、舅は女婿を甥という。

(2) 『漢書』の今本では、「從解圍隅角直出」が、「從解角直出」となっており、顔師古の注に「從解圍之隅角直以出去」とある。原鈔本はこの顔師古の注と殆ど同じ書き方をしていることから考へると、「從解角直出」では分りにくいので、張楚金が顔注に本づいて書き直したのかも知れぬ。

(3) この章に引く『後漢書』は、唐初にはまだ世に存在していた、范曄の『後漢書』以外の、『後漢書』かも知れぬ。兩『唐書』經籍・藝文志には范史のほか次の數家の後漢史が見える。どちらともきめかねる。

謝承『後漢書』一三三卷

薛瑩『後漢記』一〇〇卷

司馬彪『後漢書』(『續漢書』) 八三卷

劉義慶『後漢書』五八卷

華嶠『後漢書』三一卷

謝沈『後漢書』一〇二卷

袁山松(『袁崧』)『後漢書』一〇二卷

(4) これも司馬彪の『續漢書』とは限らない。

(5) 中國の正史で「契丹國」の名稱が現はれるのは、恐らく北齊の魏收の『魏書』が最初であらう。『太平寰宇記』一七三高句驪傳には、「大遼水。源出靺鞨國、西南山。南流至安市」とする。『漢書』に契丹國の呼稱は有り得ない。

(6) 『通典』一八五倭國傳には、「正始中。卑彌呼死。立其宗女臺輿爲王。其後復立男王」とあり、『御覽』七八二引魏志には、「女王死。……更立男王。國中不伏。更相殺數千人。於是復更立卑彌呼宗女臺舉、年十三爲王。國中遂定」としている。『北史』倭國傳は、「復立卑彌呼宗女臺與爲王」という。

夏期休業に入った七月朔から書き初め、今日、九月十三日に漸く業を畢へた。途中、二週間ばかり書齋を離れたほかは、ほぼ毎日少しづつ書き続け、恰好な銷夏のよすがとなった。業を畢って感ずることは、初めに漠然と期待していたやうな目新しい史料とでも言ふべきものには、殆ど出くわさなかつたといふことである。これに取りかかつた時、史漢以下の正史、『類聚』、『御覽』、『冊府元龜』等の類書、『通典』、『通志』等の政書のほか、『建康實錄』、『太平寰宇記』、『高麗圖經』、『三國遺事』、『三國史記』等を座右に用意したのであるが、こうした云はば職業的な

カンがほぼ適中したことは、幸運であった。いはゆる佚書からの引用も、その多くをこれらの用意した典籍の中に見出すことができたのである。ただ唐の李泰の『括地志』のみは、同じ地方を描いた地志がなく、いはゆる他校の手だてが無かった。古地志の中で、今の四川の歴史地理をあつかった『華陽國志』のやうに、まとまった部分が後世に傳はっているのは、むしろ稀な例である。なほ、『後漢書』からの引用の中には、今本范史には見えない用字用語が見出されるが、その故に、今本とは異なる范史の別本があったとは速断できない。引用の仕方にも、ただ『後漢書曰』と『范曄後漢書曰』と、二通りあることも注意すべきである。既に述べておいたことであるが、唐初にはまだ范曄の『後漢書』以外に、いくつかの『後漢書』が存在していたからである。六朝時代の記録に、『三史』と言っているのは、『史記』・『漢書』・『東觀漢記』の三つであるが、唐に入って東觀その傳を失ひ、范史がこれに代り、他の後漢史を壓倒して、獨り范史が用いられることとなったのである。このことを考慮に入れる必要があらう。最後に、この稿を執筆中、某生に「翰苑」とは、如何なる意味かと問はれたので一言する。翰苑は、翰林と同義語で、文苑、詞壇の意である。初唐の駱賓王の「疇昔篇」に、「潘陸詞鋒絡驛飛。張曹翰苑縱橫起」の翰苑を、一に文苑に作ると『全唐詩』七七に言ふが、もっともなことである。翰林という語は、すでに漢の揚雄の「長楊賦」に見えるが、翰苑は唐人によって用いられるやうになった語であるらしく、『翰苑』はその早い例とみうけられる。唐に入って、始めて翰林院という官署が設けられたが、この時代の翰林院は、明清時代のそれと異つて、エリート官僚の入る清華の地ではなく、『唐會要』五七によると、「蓋天下以藝能技術見召者之所處」であつたという。宋代の翰林院も尚ほ唐制に沿っている。かくて、翰苑も翰林院の意にも用いられることになり、宋の葉廷珪の『海錄碎事』臣職部には、翰苑門を設け、翰林院の掌故や瑣事を集録している。

以上、短期間に書いたため缺點と錯誤とが多からうと思う。讀者の指正を得ば幸甚。

附録

この原稿を係りに渡して後、久しく文学部會計掛が保管していたが、十一月中旬に入って、他の執筆豫定の方が執筆不能となつたため、もし書き加へることが有れば、かき足してほしいとのことであつた。大学紛争の餘波である。しかし私は、既に別の事に取りかかり、もはや『翰苑』について何か書くという興味を失つた。少年の頃讀んだ『平家物語』の一節に、

「今はなんの用にか逢ふべき。六日の菖蒲會にあはぬ花、いさかひ果てのちぎりきかなとぞ思はれける」とあつたが、げせわにも「六日の菖蒲、十日の菊」とはよく言ったものだ。そこで竹内博士にあやかつて校訂文の國讀を加へ編輯子に協力することにした。

譯文

一、周に獫狁と称し、焦穫に三捷の功を致す。

毛詩に云う、「文王の時、西に昆夷の患あり、北に獫狁の難あり。天子の命を以て、将率に命ず。(采微)室なく家なき、

獫狁の故なり、啓居するに違あらざる、獫狁の故なり。戎車既に駕し、四牡業業たり。豈敢て定居せんや、一月に三たび捷たん」と。注に云う、「将率の志、往きて征戍の地に至れば、則ち一月の中、三たび勝功あらんことを庶ふ。侵と戦とを謂うなり」と。又曰く、「獫狁孔だ熾んなり、我是を用て急なり。焦穫に整居し、鎬及び方を侵す」と。注に云う、「焦穫は周の地にして、獫狁に接するものなり。獫狁の來り侵すは、乃ち自ら整齊して周の焦穫に處るを言うなり」と。

二、漢に匈奴と曰い、平城に七重の暈を表はす。

漢書に曰く、「匈奴は、その先は夏后氏(禹)の苗裔にして、淳維と曰う。唐虞以上には、山戎、獫允、薰粥ありて、北邊に居る。草に随つて畜牧し轉移す」と。史記天官書に曰く、「昴を髦頭と曰い、胡星なり。高祖の平城に圍まるや、月、參と畢とに暈すること七重なり」と。時に出卒七日食はず。

三、涇陽盡く晦きは、胡塵に掩はるるが爲なり。

毛詩に曰く、「周の宣王の時、獫狁孔だ熾んなり、鎬及び方を侵し、涇陽に至る。元戎十乘、以て先づ行を啓く。薄か獫狁を伐ち、太原に至る」と。周の幽王の時、「涇渭の間に居り」、胡塵もて盡く晦きなり。

(薄は、發語の辭であるが、いささか・しばらくと訓み習はしている。)

四、甘泉の夜明らかなるは、朔燧を通ずるに由る。

漢書に曰く、「軍臣單于立つて四歲、匈奴復た和親を絶ち、大いに上郡・雲中に入ること各おの三萬騎、殺略する所甚だ衆し。是に於て漢は三將軍の軍をして北地に屯し、代は句注に屯し、趙は飛狐口に屯せしめ、緣邊も亦た各おの堅守して以て胡寇に備う。又三將軍を置き、長安の西の細柳・渭北の棘門・霸上に軍し以て胡に備へしむ。胡騎代の句注の邊に入り、烽火は甘泉・長安に通ず。数月、夜皆な明かなり。漢兵邊に至り、匈奴も亦た塞を遠ざかり、漢兵も亦た罷む」と。

(※ 三將軍をして、一人は北地郡に駐屯し、一人は代郡の句注に駐屯し、一人は趙國の飛狐口に駐屯させた意なり。詳は『通鑑』十五、文帝後六年條に見へる。)

五、百金列を成し、李牧勲を鴈門に收む。

史記に曰く、「李牧は趙の北邊の將と爲り、常に代の鴈門に居り、匈奴に備う。便宜を以て吏を置き、市租は皆な莫府に輸入し、士卒の費と爲す。日に數牛を殺して士を饗し、烽火を謹み、間謀を多くす。匈奴即し入盜せば、即ち急ぎ入保し、與に戦はざること數歲、亡失せず。時に皆な以て怯と爲す。趙王怒り、人をして代り將たらしむ。歲餘、戦つて利あらず、亡失多し。乃ち復た李牧を遣ること舊の如し。數歲、乃ち百金の士五萬を選び、大いに匈奴を破る」と。漢書に云う、「百金の士十萬を選ぶ」と。注に云う、「良士は直百金なり」と。

(※ 入保は、家畜を塞の中に入れ自ら保つこと。敵の食糧となるのを防ぐ。)

六、二部分駢し、耿譚聲を鹿塞に馳す。

范曄の後漢書に曰く、「南單于復た〔書を〕上つりて北庭を滅せんことを求め、是に於て左谷蠡王等をして左右の部八千騎を將ゐて雞鹿塞に出で遣め、中郎將耿譚は從事をして之を將護せ遣む。涿耶山に至り、乃ち輜重を留め、分ちて二部と

爲し、各おの輕兵を引き、兩道より之を襲う。左部は北のかた西海を過りて河雲の北に至り、右部は匈奴河の水西より天山を繞り、南のかた甘微河を渡り、二軍俱に會して、夜北單于を圍む。單于大いに驚き、精兵千餘人を率ゐて合戦す。單于創を被り、馬より墮ちて復た上り、輕騎數十を將めて遁走し、僅に免れ脱す。その玉璽を得、闕氏及び男女五人を獲たり。耿譚は新に降るもの多きを以て、「書を」上り従事を十二人に増す」と。

七、連題上望、十角を帯て名を飛し、須卜豪宗、四姓を參へて稱を標す。

范曄の後漢書に曰く、「匈奴の俗、歲に三龍祠あり、常に正月・五月・九月の戊日を以て天神を祭る。南單于既に内附し、兼て漢帝を祠り、因りて諸部を會し、國事を議し、走馬及び駱駝を樂と爲す。その大臣の貴なるものは左賢王、次は左谷蠡王、次は右賢王、次は右谷蠡王、之を四角と謂う。次は左右日逐王、次は左右温禺鞮王、次は左右漸將王、是を六角と爲す。皆單于の子弟にして、次第してまさに單于と爲るべきものなり。異姓の大臣は左右骨都侯、次は左右尸逐骨都侯、その餘の日逐・且渠・當戸の諸官號は、各々權勢の優劣と部衆の多少とを以て高下次第を爲す。單于の姓は虚連題。異姓に呼衍氏、須卜氏、丘林氏、蘭氏の四姓ありて、國中の名族たり、常に單于と婚姻す。呼衍氏、左たり、蘭氏、須卜氏、右たり、治獄聽訟を主どり、輕重を決するに當つては、單于に口白し、文書簿領なし」と。

八、和親して好を結び、事は劉敬の謀を藉る。

漢書に曰く、「高祖の時、匈奴の冒頓の兵彊し、控弦三十萬騎、數しば北邊を苦しむ。帝、敬に問う。敬曰く、天下初めて定まり、士卒は兵革に罷れ、いまだ武を以て服す可からず。陛下誠に能く適長公主を以て單于に妻して、闕氏と爲し、辯士をして風諭するに禮節を以て使めよ。冒頓在りては、固より子掣たり、死せば、外孫單于と爲らん。豈に外孫大父と亢禮するを聞かんや。戦ふこと毋くして漸を以て臣とす可しと。帝、長公主を遣らんと欲す。呂氏泣きて諫め、乃ち止む。家人の子をして公主と爲さしめ、單于に妻す。敬をして和親の約を結ばしむ」と。「兄弟と爲すなり。」

九、塞に備へて農を勧め、本は朝錯ちようそくの策を資とる。

漢書に曰く、「文帝の時、匈奴しほ數しば邊に寇す。太子家令朝錯、兵事三章を上たてつる。又邊を守り塞に備へ、農を勧め本を力つとむる、當世の急務二事を言ひて曰く、夫れ胡貉の地は、積陰の處、木皮は三寸、氷は厚きこと六尺、肉を食ひ酪を飲み、その人は密理にして寒に能たう。胡人は城郭土宅の歸居あるに非ず、飛鳥走獸の廣墜やに放たるが如く、美草甘水には則ち止とどまり、草盡き水竭くれば則ち移る。此れ胡人の生業にして、中國の南畝（||耕種の處）を離るる所以なり。今、胡人をして塞下に轉牧行獵せ使しめば、親附を之れ歡ばん」と。班固の議に曰く、「漢興りて以來、曠世歷年、兵は夷狄に纏まつり、尤も匈奴を事とす。綏御の方、その塗一ならず、或は文を脩めて以て之を和し、或は武を用いて以て之を征し、或は卑下して以て之に就き、或は臣服せしめて之を致す。屈申（||伸）すること常なく、因る所ところ時に異ると雖も、然れども未だ拒絶奔放して、與に交接せざることを有らざるなり。臣愚おもへ以爲らく宜しく故事に依り、復た使者を遣やるべし。虜使再び來り、然る後に一たび往けば、既に中國の主は忠信に在るを明かにし、且つ聖朝の禮義は常あるを知り、豈に詐まがを逆ひかへ猜さいを示し、その善意を孤にす可けんや。之を絶つも未だその利を知らず、之を通ずるもその害を聞かず。設使たとへ北虜稍や強く、能く風塵を爲すも、方に復た求めて交通を爲し、將に何の及ぶ所かあらん」と。

（※ 欺かれるのではないかとあやしみ、疑ひを示すことをいう。）

十、戰車 塞に臨み、九世の逾いよいよ疆つよきを驗す。

後漢書に曰く、「光武の廿五年、左賢王莫つかはを遣し、兵萬餘人を將ひきるて、北單子の弟莫いんげん鞬左賢王を撃ち、之を生獲す。又、北單子を帳下に破り、并せてその衆合萬餘人、馬七千餘匹、牛羊萬頭を得たり。北單子震怖し、地を却くこと千里なり。初め、帝戰車を造り、數牛を駕す可く、上に樓櫓を作り、塞上に置き、以て匈奴を拒ぐ。時人の見るもの或は相謂いて曰く、讖に漢の九世まさに北狄を却くこと地千里なるべしと言う。豈に此を謂うかと。是に及び、果して地を拓く」と。

十一、文馬 閑に伏し、五侯の慕い化するを知る。

後漢書に曰く、「建武廿六年、詔して乃ち南單于の入りて雲中に居るを聽す。使を遣し書を上り、駱駝二頭、文馬十匹を獻ず。夏、南單于獲る所の北虜いっけん左賢王、その衆及び南部五骨都侯合三萬餘人を將ひきめて畔そむき歸る。北庭を去ること三百餘里、共に奠韃左賢王を立てて單于となす。月餘、日に更こもごも相攻撃し、五骨都侯皆な死し、左賢王遂に自殺し、諸骨都侯の子は各おの兵を擁して自ら守る。云々と。

(※ 五骨都侯は、韓氏、當于、呼衍、郎氏、栗藉の五骨都侯。)

十二、西河に部を置き、骨都の陣營猶ほ屯す。

後漢書に曰く、「南單于既に西河に居り、亦た諸部王を列置し、助けて扞戍となす。韓氏骨都侯をして北地に屯し、右賢王をして朔方に屯し、當于骨都侯をして五原に屯し、呼衍骨都侯をして雲中に屯し、郎氏骨都侯をして定襄に屯し、左南將軍をして鴈門に屯し、栗藉骨都侯をして代郡に屯せ使め、皆な部衆を領し、郡縣の偵羅耳目となる。北單于惶恐し、頗や略する所の漢人を還し、以て善意を示す。兵を鈔かすめとり南部の下に到る毎に、還また亭候を過よぎり、輒ち謝して曰く、自ら亡虜奠韃日逐を撃たんのみ、敢て漢民を犯すに非ず」と。

(※ 此より前、さきに畔いた五骨都侯の子は、復たその衆を將めて南部に歸っていたのである。)

十三、朔方に隊を列ね、温禺の氣氛自ら解く。

後漢書に曰く、「明帝永平十六年、乃ち大いに縁邊の兵を發し、諸將をして四道より塞を出で、北のかた匈奴を征せ遣む。南單于、左賢王信をして、太僕祭彤及び呉棠に随つて朔方の高闕を出でて、皋林の温禺犢王を涿耶山に攻め遣む。虜、漢兵來ると聞き、悉く漠を度わたつて去る」と。

十四、逢侯暴を縦にし、滿夷に敗ぶ取る。

後漢書に曰く、「永元六年、諸もろの新に降れる胡遂に相い驚動し、十五部廿餘萬人皆な反叛し、前の單于屯屠何の子右
藁鞬日逐王逢侯を脅立して單于と爲し、遂に吏人を殺略し、郵亭廬帳を燔燒して、車重を將ゐて朔方に向い、漠北を度ら
んと欲す。是に於て烏桓校尉任尚、鮮卑大都護蘇拔廬・烏桓大人勿柯の八千騎を率ゐて、逢侯を滿夷谷に要撃し、復た大
いに之を破る。前後凡そ萬七千餘級を斬る。逢侯遂に衆を率ゐて塞を出づ」と。

十五、藁鞬抗衡し、凶を美稷に延く。

後漢書に曰く、「伊陵戸逐就單于の居車兒は、建和元年立つ。永壽元年、匈奴の左藁鞬臺耆・且渠伯徳等復た叛き、美稷
に寇鈔す。安定屬國都尉張奐は繫破して之を降す」と。

十六、柏城に備へあり、杜崇の效克く宜ぶ。

後漢書に曰く、「中郎將杜崇・渡遼將軍朱徽等上言すらく、南單于安國は、疏遠の故胡なり。右部の降者は共に安國を迫脅
して、兵を起し背叛せんと謀る。請う之が爲に儆備せんと。帝これに従う。是に於て崇・徽遂に兵を發してその庭に造
る。安國、夜、漢軍至ると聞き、大いに驚き、帳を棄て去り、因りて兵を擧げて反し、將に左賢王師子を誅せんとす。師
子先に知り、乃ち悉く廬落を將ゐて曼柏城に入る。安國追つて城下に到る、門閉ち、入ることを得ず。杜崇等吏を遣し曉
譬して之を和せしむも、安國聽かず。城既に下らず、乃ち兵を引いて五原に屯す。崇・徽因りて諸郡の騎を發し之を追赴
すること急なり、安國の舅骨都侯嘉爲等并せて誅せ被るを慮り、乃ち安國を格殺す」と。

十七、涿耶に疑を懷くは、龐奮の功の著はる攸なり。

後漢書に曰く、「永元七年、鴈門太守龐奮を以て度遼將軍を行しむ。逢侯塞外に於て分つて二部と爲し、自ら右部を領し
て涿耶山下に屯し、左部は朔方の西北に屯し、相去ること數百里なり。八年冬、左部の胡自ら相疑ひて叛き、還た朔方の
塞に入り、龐奮迎へ受けて之を慰納す。その勝兵四千人と、弱小萬餘口と悉く降り、以て北邊に分處す」と。

十八、句龍首を傳へられ、方に馬寔の威を申ふ。

後漢書に曰く、「永和五年、句龍吾斯等、句龍王車紐を立てて單于と爲す。東のかた烏桓を引け、西のかた羌戎及び諸胡等數萬人を收め、攻めて京兆の虎牙營を破り、上郡都尉及び軍司馬を殺し、遂に并・涼・幽・冀の四州に寇す。中郎將馬寔、句龍吾斯を募殺し、首を洛陽に送る。建康元年、進んで餘黨を撃ち、首を斬ること二千餘級。烏桓十七萬餘口皆な寔に詣りて降り、車重、牛羊、數ふるに勝ふ可からず」と。

(※ 中郎將は、使匈奴中郎將をいう。司馬彪續漢書百官志に、「使匈奴中郎將一人、比二千石。本注曰、主護南單于。置從事二人、有事隨事增之、掾隨事爲員」と。)

十九、單于跣足し、始めて韓琮の策を驗す。

後漢書に曰く、「永初三年夏、漢人韓琮は南單于の侍子に隨つて入朝して、既に還り、單于に説いて云へらく、關東は水潦あり、人民飢餓して死に盡きんとす、撃つ可きなりと。單于その言を信じ、遂に兵を起して反叛し、中郎將耿种を美稜に攻む。行車騎將軍何熙・副中郎將龐雄・西域校尉梁懂・遼東太守耿夔等をして之を撃破せ遣む。單于は諸軍の並び進むを見て、大いに恐怖し、顧みて韓琮を讓めて曰く、汝、漢人死に盡きんとすと言へり、今これ何等の人ぞと。乃ち使を遣はし降を乞う、之を許す。單于は脱帽して徒跣し、龐雄等に對して拜陳し、死罪を道う。是に於て之を赦し、遇待すること故の如し、乃ち鈔むる所の漢民の男女及び羌の略めて轉賣し匈奴中に入る所のもの合萬餘人を還す」と。

二十、擊鞬統を承け、寔に廣大の名を標す。

漢書に曰く、「淳維より以て頭曼に至るまで千有餘歳、時に大、時に小、別散分離すること、尚し。その世よの傳は得て次す可からず。然れども冒頓に至りて、匈奴最も強大、盡く北夷を服従し、南は諸夏と敵國となり、その世よの姓と官號とは得て記す可し。單于姓は擊鞬氏、その國これを稱して撐犁孤塗單于という。匈奴は天を謂いて撐犁となし、子を謂い

て孤塗となし、單子は廣大の貌なり。その天に象どり單子然たるを言う。左右賢王、左右谷蠡、左右大将、左右大都尉、左右大當戸、左右骨都侯を置く」と。

二十一、屠耆體を繼ぎ、允に賢良の寄に屬す。

漢書に曰く、「匈奴は賢を謂いて屠耆といい、故に常に太子を以て左屠耆王となす。左右賢王より以下當戸に至るまで、大は萬餘騎、小は數千、凡そ廿四長、號を立てて萬騎という。その大臣は皆な世官なり。呼衍氏、蘭氏あり、その後須卜氏あり、此の三姓は、その貴種なり。諸もろの左王將は東方に居り、上谷以東に直つて、穢貉・朝鮮に接し、右王將は西方に居り、上郡以西に直つて、氐・羌に接し、單子の庭は代・雲中に直る。各おの分地あり、水草を逐うて移徙す。左右谷蠡は最も大國、左右骨都侯政を輔く。諸もろの廿四長、亦た各おの自ら千長・百長・什長・裨小王・相・都尉・當戸・且渠の屬を置く」と。

二十二、林を繞つて課校し、龍城の敬逾いよ深し。

漢書に曰く、「匈奴は歳の正月を以て、諸もろの長小は單子の庭に會し、祠あり。五月、大いに龍城に會し、その先・天地・鬼神を祭る。秋、馬肥え、大いに蹕林に會し、人畜の計を課校す。〔注に云う、秋社は八月中皆な會祭する處なり。又曰く、蹕は、繞なり。林木を繞りて祭るを言ふと。〕その法は、刀を抜くこと尺なるものは死し、盜に坐するものはその家を没入す。臯あれば、小なるものは軋し、大なるもの死す。獄久しきものも十日に満たず、一國の囚は數人に過ぎず。單子朝に營を出て、日の始生を拜し、夕に月を拜す。その坐は、左を長び北向す。日は戊己を上ぶ。その死を送るに、棺椁金銀衣裳ありて、封樹喪服なし」と。

二十三、月を候つて兵を稱げ、鳥集の機爽ふなし。

漢書に曰く、「匈奴事を擧なうに常に月に随ひ、盛壯なれば以て攻戰し、月虧くれば則ち兵を退く。その攻戰するに、斬

首・虜には一扈酒を賜い、得る所の鹵獲は因りて以て之に予へ、人を得れば以て奴婢と爲す。故にその戦ふや、人人自ら利に趨くを爲し、善く兵を誘いて以て敵を包むを爲す。故にその利を逐ふこと、鳥の集るが如く、その困敗すれば、則ち瓦解雲散す。戦って死者を扶輦すれば、盡く死者の家財を得」と。

(※) 斬首虜は、敵の首を斬ったり、捕虜とすればの意。「斬首虜〇〇人」といった表現は史漢に屢見する。首はその頭を斬ること、虜はその人を捕獲することをいう。本書の四十二章にも、「首虜廿餘萬人」という句がある。

二十四、駝驪疊躍し、蟻衆を白登に結む。

漢書に曰く、「漢初、高帝兵を悉し、歩兵多く、卅二萬、北に匈奴を逐ふ。高帝先づ平城に至り、歩兵未だ盡くは到らず、冒頓精兵卅餘萬騎を縦って高帝を白登に圍む、七日、「白登は平城の東南に在り、平城を去ること十餘里。」漢兵は中外より相い救餉することを得ず。匈奴の騎、その西方は盡く白、東方は盡く駝、北方は盡く驪、南方は盡く駢馬なり。「駝は、青馬。驪は、深黒。駢は、赤馬なり。」高帝廼ち使をして間に厚く閼氏に遣らしめ、閼氏廼ち冒頓に謂いて曰く、兩主相い困(窮)らず。今、漢地を得るも、單于終に能く之に居るに非ず。且つ漢主神あり、單于之を察せよと。冒頓廼ち圍の一角を開く。是に於て高皇帝士をして皆な滿を持し矢を傳け外に郷い、従つて圍の隅角を解きて直ちに出で令め、大軍と合する得たり」と。

二十五、金貝駢羅して、蕃情を新望に叶はす。

漢書に曰く、「文帝の時、單于書を奉りて請い、橐佗一、騎馬二、駕二駟を獻ず。皇帝即し匈奴の塞に近づくを欲せざれば、則ち且に吏民に詔して舍を遠ざけよ。使者至らば、即ち之を遣れと。六月中、來りて新望の地に至る。書至り、漢は撃つと和親と孰れか便なりと議し、公卿皆な曰く、和親便なりと。乃ち書を遣り、云々。服の繡袷綺衣・長襦・錦袍各おの一、比疏一、黄金の飭具帶一、黄金の犀毗一、繡十匹、錦廿匹、赤綈・綠繪各おの四十四、單于に遣る」と。

二十六、眩雷とらてと爲り、陸梁りくりようの迹すて已に衰う。

漢書に曰く、「烏維單于立ち、武帝始めて出でて巡狩し、親しく朔方に至り、兵十八萬騎を勒し以て武節を見す。是の時漢東は濊貉・朝鮮を抜き以て郡と爲し、西は酒泉郡を置き以て胡と羌と通ずるの路を隔絶す。又西のかた月氏・大夏と通じ、公主を以て烏孫王に妻し、以て匈奴西方の援國より分つ。又北のかた益ます田を廣め眩雷に至りて塞を爲り、匈奴終に敢て以て言を爲さず」と。

二十七、浚稽まことに且に登らんとして、歙附あらはの誠允まことに著る。

漢書に曰く、「漢、貳師將軍をして西のかた大宛を伐たしめ、因杆將軍をして受降城を築か令む。その冬、匈奴大いに雪雨り、畜多く飢寒して死し、兒單于年少にして新に立ち、殺伐を好み、國中多く安んぜず。左大都尉、單于を殺さんと欲し人をして間に漢に告げ使めて曰く、我、單于を殺し漢に降らんと欲するも、漢遠し、漢即ち兵を來らし我に近づけば、我即ち發たんと。初め漢はこの言を聞き、故に受降城を築くも、猶ほ以て遠しと爲す。その明年春、漢、浞野侯破奴をして二萬騎を將ひきりて朔方の北二千里に出で使め、浚稽山に至りて還らんと期す」と。

二十八、侯應の十策は、利害の旨の陳べらるる攸ところなり。

漢書に曰く、「元帝の時、甘延壽等、郅支單于を誅す、呼韓邪單于且つ喜び且つ懼れ、上書して謁見を願ひ、又、塞を上谷以西より敦煌に至るまで保り、之を無窮に傳へ、邊に塞に備ふるの吏卒を罷むるを請ひ、以て天子の人民を休ませんと願ふ。有司に下し議せしむに、議者皆な以て便と爲す。郎中侯應以て許す可からずと爲す。上、狀を問う、應曰く、邊の長老言へらく匈奴陰山を失ふの後、之を過りて未だかつて哭せずんばならず。如し塞に備ふる成卒を罷むれば、夷狄の大利を示さん、不可なるの一なり。今聖徳廣被し、匈奴を天覆し、匈奴は全活の恩を蒙るを得て、稽首して來臣す。夫れ夷狄の情、困くるしめば則ち卑順し、疆つよければ則ち驕逆するは、天性然るなり。前に已すてに外城を罷め、亭隧を省き、今裁わづかに以て

侯望して、烽火を通ずるに足るのみ。古者安に危を忘れず、復た罷む可からず、二なり。中國には禮義の教、刑罰の誅あるも、愚民は猶尚禁を犯す、又況んや單于をや、能く必ずその衆は約を犯さざらんや、三なり。中國尚た關梁を建てて自ら以て諸侯を制するは、臣下の覬欲を絶つ所以なり。塞徼を設け、屯戍を置くは、獨り匈奴の爲めのみならず、亦た諸もろの屬國の降民は本は故の匈奴の人、その舊を思ひて逃亡せんことを恐るるが爲めなり、四なり。近ごろ西羌は塞を保り、漢人と交通し、吏民の利を貪るもの、その畜産妻子を侵盜し、此を以て怨恨し、起つて背畔し、世世絶へず。今、塞に乗るを罷むれば、則ち嫚易分争の漸を生ぜん、五なり。往者に軍に従い没して還らざるもの多く、子孫貧困、一旦亡出すれば、その親戚に従う、六なり。又た邊人の奴婢愁苦、亡げんと欲するもの多く、匈奴中に樂しむを聞けば、侯望の急なるを奈何ともするなし、と曰う。然して時に亡げて塞を出づるものあり、七なり。盜賊桀黠、群輩法を犯し、その窘急なるが如きも、亡徒北出せば、則ち制す可からず、八なり。塞を起してより以來百有餘年、皆な土垣を以てするに非ず、或は山巖、石、木、柴、僵落、谿谷、水門に因り、稍稍平（||平坦）にならば、卒徒築治するも、功費久遠にして、計るに勝ふ可からず。臣の恐るるは議者その終始を深慮せず、以て一切に繇戍を省かんと欲す、十年の外、百年の内、卒に他變あり、障塞は破壊し、亭隧は滅絶し、當更は屯を發し繕治するも、累世の功卒に復す可からず、九なり。如し戍卒を罷め、侯望を省き、單于自ら塞を保り守御せば、必ず深く漢を徳とし、請求すること已むなからん。小しくその意を失せば、則ち測る可からず。夷狄の隙を開き、中國の固を虧かん、十なり。永く至安を持し、百蠻を威制する所以の長策に非ずと。對奏し、天子詔あり、邊塞を罷るの事を議す勿れと。車騎將軍をして單于に口諭せ使む。云々と。

(※ 僵落は、山上の樹木が切り倒されたり、立ち故れして地上に落ちてゐるもの。 ※※ 當更は、交代で邊戍の役に服してゐるもの。一年一更代であつたという。)

二十九、嚴尤の五難は、得失の機斯に在り。

漢書に曰く、「王莽の位を篡ふや、卅萬の衆を發し、三百日の糧を齎らし、同時に十道より並び出で、匈奴を窮追す。將嚴尤諫めて曰く、今、天下陽九の阨に遭い、比年飢饉、西北の邊尤も甚し。三十萬の衆を發し、三百日の糧を具へ、東は海岱を授き、南は江淮を取り、然る後に乃ち備れり。その道里を計るに、一年尚ほ未だ集合せず、兵の先づ至るもの聚居暴露し、師は古い械は弊れ、勢用ふべからず、此れ一難なり。邊既に空虚、軍糧を奉ずる能はず、内郡國に調ふも、屬るに相い及ばず、此れ二難なり。一人三百日の食を計るに、糒十八斛を用い、牛力に非ざれば勝ふる能はず。牛又た當に自ら食を齎すべく、甘斛を加ふ、重し。胡地は沙鹵にして、多く水草に乏し、往事を以て之を揆るに、軍出でて百日に滿たず、牛必ず物故して且ど盡き、餘糧尚ほ多きも、人負ふ能はず、此れ三難なり。胡地は秋冬甚だ寒く、春夏甚だ風あり、多く糒・薪炭を齎し、重きこと勝ふ可からず、糒を食い水を飲み、四時を歴て、師に疾疫の憂あり。是の故に前世の胡を伐つや、百日に過ぎず、久を欲せざるに非ず、勢力能はざるなり、此れ四難なり。輜重自ら隨へば、則ち輕銳なるもの少く、疾行するを得ず、虜徐に遁逃し、勢及ぶ能はず、幸にして虜に逢ふも、又た輜重に累せられ、如し險阻を過ぐれば、銜尾相い隨い、虜要して前後を遮り、危殆測られず、此れ五難なり。大いに民力を用い、功必ずしも立つ可からず、臣伏して之を憂う。今既に兵を發す、宜しく先づ至るものを縦ち、臣尤等をして深く入りて蹙撃し、且に以て胡虜を創艾すべしと。莽は尤の言を聴かず、天下騒動す」と。

三十、崇基夙に樹ち、遠孫を強胡より疏ざけ、餘類尚ほ南し、雄名を桓嶠に創む。

范曄の後漢書に曰く、「烏桓は、本と東胡なり。漢初、匈奴の冒頓その國を滅し、餘類は烏桓山を保ち、因りて以て號と爲す」と。漢書に曰く、「初め東胡強盛、冒頓を輕んじ、従つて閼氏・寶馬を索め、匈奴皆な之を與ふ。而して備を爲さず、冒頓之を破滅す」と。

三十一、穹廬に寢息して、日を拜するに資りて恭を訓う。

後漢書に曰く、「烏桓の俗は騎射を善くし、禽獸を弋獵するを事と爲す。水・草に随つて放牧し、居は常處なし。穹廬を以て舎と爲し、東に開き日に向ふ。〔注に云く、皆東のかた日を拜するなりと。〕肉を食ひ酪を飲み、毛毳を以て衣と爲す。少を貴び老を賤しみ、その性は悍塞なり。怒れば則ち父兄を殺し、終にその母を害せざるは、母には族類あり、父兄には相い仇報するもの無きを以ての故なり」と。

三十二、邑落に徴科して、木を刻むに因りて信を昭らかにす。

後漢書に曰く、「烏桓の俗、その勇健にして能く鬪訟を理決するもの有れば、推して大人と爲し、世業は相い繼ぐなし。邑落各おの小帥ありて、數百千落自ら一部と爲る。大人の招呼する所有れば、則ち木を刻みて信と爲し、文字なしと雖も、部衆敢て違犯せず。氏姓常無く、大人の健なるものの名字を以て姓と爲す。大人以下、各おの自ら畜牧營産し、相い徭役せず」と。

三十三、韋を刺して繡を成し、爰に女功を示し、鐵を鍛へて兵を爲り、用て男伎を標す。

後漢書に曰く、「烏桓の俗、計謀は婦人に從用し、戰鬪の事は乃ち自ら之を決す。父子男女相い對して踞蹲し、髡頭を以て輕便と爲す。婦人は嫁時に至れば乃ち髪を養い、分ちて髻を爲り、句決を著け、飾るに金碧を以てすること、猶ほ中國に櫛步搖有るがごとし。婦人は能く韋を刺して文繡を作り、氈毼を織る。男子は能く弓矢鞍勒を作り、金鐵を鍛へて兵器を爲る」と。

三十四、馬牛を饋りて二族を交ふ。

後漢書に曰く、「烏桓の俗、その嫁娶は則ち先づ女を略して情を通じ、或は半歳百日、然る後に牛馬羊畜を送り、以て媾幣と爲す。聾は妻に随つて家に還り、妻家に尊卑と無く、且且に之を拜し、自らその父母を拜せず。妻家の僕役たること、一二年間、妻家乃ち厚く女を遣送し、居處財物一に皆な爲に辨ず。その俗後母を妻とり、寡嫂に報ず」と。

三十五、鳥獸を觀て四時を別つ。

後漢書に曰く、「烏桓の土地は稼及び東牆に宜し。東牆は蓬草に似て、實は稼子の如く、十月に至りて熟す。鳥獸の孕乳を見て、以て四時を別つ。耕種は布穀の鳴くを用て候と爲す」と。

三十六、族白山に茂り、脩蛇を假りて謹を示す。

後漢書に曰く、「烏桓は上谷塞外の白山に在るもの、最も強富爲り」と。又た曰く、「その約法、大人の言に違ふものは、罪死に至り、若し相い賊殺するものは、部落をして自ら相い報い令め、相い報いて止まざれば、大人に詣りて之を告げ、馬牛羊を出して以て死を贖ふを聽す。その自ら父兄を殺すも則ち罪なし。若し亡叛して大人の捕ふる所と爲るものは、邑落は之を受くるを得ず、雍狂の地、沙漠の中に徙し逐ふ。その土蝮蛇多く、丁令の西南、烏孫の東北に在り」と。

三十七、魂赤嶺に遊び、護犬に資りて邪を攘う。

後漢書に曰く、「烏桓の俗、兵死を貴び、屍を斂むるに棺を以てし、哭泣の哀あり、葬に至れば則ち歌舞相い送る。一犬を肥養し、綵繩を以て牽き、乘馬衣服を并せ取りて、焼きて之を送り、以て犬に屬累して、死者の神靈を護り赤山に歸ら使むと言う。赤山は遼東の西北數千里に在り、中國人の死者の魂神は岱山に歸るが如し。鬼神を敬し、天地日月星辰山川及び先大人の健名あるものを祠る。祠に牛羊を用い、畢れば皆な之を焼く」と。

三十八、建武の中、郝且闕に詣る。

後漢書に曰く、「建武廿五年、遼西の烏桓大人郝且等九百廿二人衆を率ゐて化に向い、闕に詣って朝貢し、奴婢牛馬及弓虎豹貂皮を獻ず。是の時四夷朝賀し、駱驛して至り、天子乃ち大いに會して勞饗し、賜ふに珍寶を以てす。烏桓或は宿衛に留ることを願ひ、是に於てその渠帥を封じて侯王君長と爲すもの八十一人、皆な塞内に居り、縁邊の諸郡に布き、種人を招來せ令め、その衣食を給し、遂に漢の偵候と爲す」と。

三十九、永初の際、無何誠を獻ず。

後漢書に曰く、「永初三年秋、鴈門の烏桓の率衆王無何と鮮卑大人兵倫等と、五原に寇し、太守と九原高渠谷に戦い、漢兵大いに敗れ、郡長吏を殺す。乃ち車騎將軍何熙・度遼將軍梁懂等をして撃た遣め、大いに之を破る。無何は降を乞い、鮮卑は走げて塞外に還る。是の後烏桓稍や復た親附し、その大人戎末廐を拜して親漢都尉と爲す」と。

四十、耿曄威を申（＝伸）し、翻かへって蘭池くろしみの窘くろしみを致す。

後漢書に曰く、「順帝の時、烏桓雲中に寇し、道上の商賈の車牛千餘両を遮截し、度遼將軍耿曄二千餘人を率ゐて追撃し、利あらず、又た沙南に戦い、首五百級を斬る。烏桓遂に曄を蘭池城に圍み、是に於て積射の士三千人、度遼の營の千人を發し、上郡に配して屯せしめ、以て烏桓を討ち、烏桓乃ち退く」と。

四十一、劉虞購募し、遂に力居くたの謀を摧く。

後漢書に曰く、「靈帝の初、烏桓大人に上谷に難樓なるもの有り、衆九千餘落、遼西に丘力居なるもの有り、衆五千餘落、皆な自ら王と稱す。又た遼東の蘇僕延、衆千餘落、自ら峭王と稱す。右北平の烏延、衆八百餘落、自ら汗魯王と稱す。並に勇健にして計策多し。中平四年、前の中山太守張純叛し、丘力居の衆中に入り、自ら彌天安定王と號し、遂に諸郡の烏桓元帥と爲り、青・徐・幽・冀の四州に寇掠す。五年、劉虞を以て幽州の牧と爲し、虞購募して純の首を斬り、北州乃ち定まる」と。

四十二、魏武旌を揚げて、先づ蹋頓たふとんを梟し、孫康節を持して、遽に樓班を斬る。

後漢書に曰く、「獻帝の初平中、丘力居死し、子樓班年少にして、從子蹋頓武略有り、代りて立ち、三郡を總攝し、衆皆なその號令に従う。後、難樓・蘇僕延その部衆を率る樓班を奉じて單于と爲し、蹋頓王と爲る。時に袁紹の子尚敗れ、蹋頓に奔る。幽・冀の吏人烏桓に奔るもの十萬餘戸。建安十二年、魏武自ら烏桓を征し、大いに蹋頓を柳城に破り、之を斬

り、首虜廿餘萬人。袁尚と樓班・烏延等と皆な遼東に走り、遼東の太守公孫康並に斬りて之を送る。その餘衆萬餘落、悉く中國に徙居すと云う」と。

四十三、山に依って緒を構へ、派を東胡の源に接す。

司馬彪の續漢書に曰く、「鮮卑は、亦た東胡の支なり、別に鮮卑山に依る、故に因りて號す。その言語習俗は烏桓と同じ」と。

四十四、塞に附して枝を疏ち、徳を左賢の胄に嗣ぐ。

王琰の宋春秋に曰く、「赫連昌は鮮卑の別種にして、本と匈奴の左賢王の後なり。祖衛辰は苻堅に塞表に仕う」と。

四十五、地は遼碣に隣り、境は燉煌に接す。

續漢書に曰く、「鮮卑は、その地東は遼水に接し、西は西域に當る。匈奴の冒頓の破る所と爲りし自り、遠く遼東の塞外に竄れ、烏桓と相い接し、未だ嘗て中國に通ぜず。光武の時、南北の單于更ごも相い攻伐し、匈奴損耗し、鮮卑遂に盛んなり、燉煌・酒泉より以東の邑落の大人、皆な遼東に詣りて賞賜を受く」と。

四十六、弓は角端を貴とび、裘は羆毳を珍とぶ。

後漢書に曰く、「鮮卑の地、禽獸の中國に異なるものは、野馬・原羊・角端牛あり。角を以て弓を爲る、俗に之を角端弓と爲す。又た貂・豹・羆子あり、皮毛柔輒、故に天下以て名裘と爲す」と。

(※ 輒は、汝變切、音レンであるが、通音はナン。俗に軟と書く。柔の意。)

四十七、歡を饒浦に結び、素髣頭の姿を尚ぶ。

後漢書に曰く、「その言語習俗は、鮮卑は烏桓と同じ。唯だ婚姻先づ髣頭し、季春の月を以て大いに饒樂水の上に會し、飲宴畢りて、然る後に配合す」と。

四十八、役に長城に背き、仍て赭衣の俗を傳ふ。

漢名臣奏に曰く、「鮮卑は、秦の始皇蒙恬をして長城を築か遣むるに、始皇の人と爲り刻薄にして、徒士塞より亡出して鮮卑山に依る。鮮は少なり、卑は陋なり、その種衆少なく陋なるを言う。後稍や昌熾、東西萬有餘里なり。今その人皆な髡頭にして衣は赭く、手足瘡腫せるは、此れ徒人の狀たり」と。

四十九、鳥飛寇掠するも、猶ほ建武の仁に歸す。

應邵の風俗通に曰く、「鮮卑は數しば邊害をなし、來ること飛鳥の如く、去ること絶弦の如く、國家深く以て憂と爲す」と。後漢書に云く、「光武の建武卅年、鮮卑の大人於仇賁・滿頭等、種人を率ゐて闕に詣り朝賀し、義を慕いて内屬す。帝、於仇賁を封じて王と爲し、滿頭を侯と爲すと。」

五十、蛾聚食殘なるも、尚ほ永平の化に感ず。

風俗通に曰く、「應邵以爲へらく秦の始皇蒙恬をして長城を築か遣め、徒士亡出して鮮卑山に依り、後遂に繁息し、因りて以て號と爲す。遼東より起り、西は燉煌に至る、萬二千餘里、蟲のごと熾んに蛾のごと聚り、天性忿鷙、恩に報ゆるに惡を以てし、廬落の居なく、君長の帥なし」と。後漢書に曰く、「明帝の永平元年、鮮卑大人皆な來り歸附し、並に遼東に詣りて賞賜を受け、青・徐の二州錢を給すること歳に二億七千萬を常と爲し、明・章の二世、塞を保りて事なし」と。

五十一、祭彤鎮を作り、誠款を納れて功を收む。

後漢書に曰く、「建武廿一年、鮮卑と匈奴と遼東に入り、遼東の太守祭彤これを擊破し、斬獲殆ど盡き、是より震怖す。南單于漢に附するに及び、北虜孤弱、廿五年、鮮卑始めて驛使を通ず。その後都護偏何等祭彤に詣り自ら功を效さんことを求め、因りて北匈奴の左伊育皆部を撃た令め、斬首すること二千餘級。その後偏何連歲兵を出して北虜を撃ち、輒ち首級を持して遼東に詣る」と。

五十二、張顯邊に臨み、直言に違いて敗を致す。

後漢書に曰く、「延平元年、鮮卑復た漁陽に寇し、漁陽太守張顯數百人を率ゐて塞を出て之を追ふ。兵馬掾嚴授諫めて曰く、前道は險阻なり、賊勢量り難し、宜しく且らく結營し、先づ輕騎をして之を偵視せ令めよと。顯の意甚だ銳なり、怒りて授を斬らんと欲す。因りて復た兵を進め、虜の伏の發るに遇い、士卒悉く走げ、唯だ授は力戰し、身に十創を被り、手づから數人を殺して死す。顯は流矢に中り、主簿衛福・功曹徐咸皆な自ら顯に投赴し、俱に陣に歿す」と。

五十三、永初に二部を築き、醜類猶ほ逼る。

後漢書に曰く、「安帝の永初中、鮮卑大人燕荔陽闕に詣り朝賀し、鄧太后は燕荔陽に王の印綬・赤馬・驂駕を賜ふ。烏桓校尉治する所の甯城下に止まら令め、胡市を通じ、因りて南北兩部の質館を築く。鮮卑の邑落百二十部各おの遣して質を入る。是の後或は降り或は叛き、匈奴・烏桓と更ごも相い攻撃す。遼東の鮮卑無慮縣を圍み、州郡兵を合せて固く清野を保ち、鮮卑得る所なし。復た扶黎營を攻めて、長吏を殺す」と。

五十四、建光に兩路を分ち、重圍僅に解く。

後漢書に曰く、「建光元年、鮮卑大人烏倫・其至鞬復た叛き、居庸に寇し、雲中太守成嚴之を撃ち、兵敗れ、鮮卑是に於て烏桓校尉徐常を馬城に圍む。度遼將軍耿夔と幽州刺史龐參と廣陽・漁陽・涿郡の甲卒を發し、分つて兩道と爲りて之を掇く。常は夜潛に出づるを得て、夔等と力を并せて並び進み、賊圍を攻めて、之を解く」と。

五十五、慶隆くして雹を呑み、方て彈領の儀を脩む。

後漢書に曰く、「桓帝時、鮮卑の檀石槐なるもの、その父投鹿侯、初め匈奴の軍に従ふこと三年、その妻家に在りて子を生む。投鹿侯歸り、恠しみて之を殺さんと欲す。妻言へらく嘗て晝行くに雷震を聞き、天を仰いで視るに雹その口より入り、因りて之を呑み、遂に妊身み、十月にして産む、此の子必ず奇異あらん、且に宜しく長視すべしと。投鹿侯聽かず、

遂に之を弃つ。妻私かに家令に語りて焉を收養し、檀石槐と名づく。年十四五、勇健にして智略あり。異部の大人外家の牛羊を抄取す、檀石槐單騎もて之を追撃し、向ふ所前なく、悉く亡ふ所のものを還さしめ、是れより部落畏服す。乃ち法禁を施し、曲直を平にし、敢て犯すものなく、遂に推して以て大人と爲す。檀石槐乃ち庭を彈干山、獸仇水の上に立て、高柳の北を去ること三百餘里、兵馬甚だ盛んにして、東西部の大人皆な焉に歸す。因りて南は緣邊を鈔め、北は零丁を拒ぎ、東は夫餘を却け、西は烏孫を撃ち、盡く匈奴の故地に據り、東西萬四千餘里、南北七千餘里、山川水澤鹽池を網羅す」と。

五十六、績表はれて魚を觀、自ら秦池の網を頓ふ。

後漢書に曰く、「光和元年、鮮卑酒泉に寇し、緣邊毒を被らざるなし。「鮮卑の」種衆日に多く、田畜射獵するも食を給するに足らず、檀石槐乃ち自ら徇行し、烏侯秦水廣縱數百里、停まりて流れず、その中魚有るを見るも、之を得る能はず。倭人善く網捕すと聞き、是に於て東のかた倭國を撃ち、千餘家を得、徙して秦水の上に置き、魚を捕りて以て糧食を助け令む。光和中、檀石槐死し、孫騫曼年少、兄の子魁頭立つ。騫曼長大にして、魁頭と國を争い、衆遂に離散す」と。

五十七、氣清長より降り、橐離に入りて結孕し、祥穢地に流りて、沛水に躍りて以て疆を開く。

後漢書に曰く、「夫餘國は、本と穢の地なり。初め、北夷の橐離國王出でて行き、その侍兒後に於て妊身し、王還りて、之を殺さんと欲す。侍兒曰く、前に天上に氣有るを見る、大きさ雞子の如く、來りて我に降り、故に身むありと。王之を囚へ、後遂に男を生む。王豕牢に置か令め、豕は口氣を以て之に嘘け、死せず。復た馬蘭に徙す、馬亦た之の如し。王以て神と爲し、乃ち母の收養するを聽し、名を東明と曰う。東明長じて射を善くし、王その猛を忌み、復た之を殺さんと欲す。東明奔走し、南のかた淹滯水に至り、弓を以て水を撃ち、魚鼈皆な水上に浮び、東明之に乗りて度るを得、因りて夫餘に至りて之に王たり」と。

五十八、南は句驪に接し、東は肅慎に隣る。

魚豢の魏略に曰く、「夫餘國は玄菟の長城の北に在り、玄菟を去ること千餘里なり。南は句驪に接し、東は挹婁に接す〔即ち肅慎國なるものなり。〕」と。

五十九、四加は列に在り、五穀は疇に盈つ。赤玉は珍とす可く、黒貂は斯に貴し。

後漢書に曰く、「夫餘は、東夷の域に於て、最も平敞爲り、土は五穀に宜し。名馬・赤玉・貂豹、大珠の酸棗の如きを出す。員（＝圓）柵を以て城となし、宮室・倉庫・牢獄あり。その人は羸大彊勇にして謹厚、寇抄をなさず。弓矢刀矛を以て兵と爲し、六畜を以て官に名づけ、馬加・牛加・狗加・猪加あり、その邑落皆な諸加に屬す」と。魏略に曰く、「衣は白を尚び、錦繡文罽を衣、白黒の貂を裘となす。譯人辭を傳ふるに、皆跪づきて、手は地に據る。その人を殺すものは死し、その家人を没す。一を盜むものは十二を責む。男女の姪、婦人の妬は、宜しく之を殺すべし」と。

六十、樂は迎鼓を崇び、舞詠の趣方に遥なり。

後漢書に曰く、「夫餘は、食飲に俎豆を用い、會同・拜爵・洗爵に、揖讓升降す。臘月を以て天を祭り、大いに會する」と連日、飲酒歌舞し、名づけて迎鼓という。是の時刑獄を斷じ、囚徒を解く」と。

六十一、兆は占蹄に叶い、吉凶の旨斯に見はる。

魏略に曰く、「夫餘の俗、軍事あれば天を祭り、牛を殺し、牛蹄を以て吉凶を占い、蹄解くるものは凶となし、合するものは吉となす。死者は生人を以て殉葬し、喪に居れば環珮を去り、大體中國と相い髣髴す。行人は晝夜なく、歌吟を好み、音聲絶へず」と。

六十二、風を占って入貢し、印綬の榮を増す。

後漢書に曰く、「夫餘乃ち嗣子尉仇台をして闕に詣り貢獻し、天子尉仇台に印綬金帛等を賜ふ」と。

六十三、化に沐^{うるほ}うて來朝し、歌鍾の會に預る。

後漢書に曰く、「順帝の永和元年、夫餘王京師に來朝し、帝は黃門鼓吹・角抵戲^なを作して以て之^やを遣^やる」と。

六十四、境は鯤壑に連なり、地は鼉波に接す。

魏略に曰く、「韓は帶方の南に在り、東西は海を以て限と爲し、地は方四千里。一に曰く馬韓、二に曰く辰韓、三に曰く弁辰。辰韓は、古の辰國なり。馬韓その西に在り。その民は土著にして、稻を種え、綿布を作るを知る。鯤壑は、東鯤人海中の州に居り、鼉波ありて、四至俱に海なり」と。

六十五、南は倭人に屆^{いた}り、北は穢貊に隣る。

後漢書に曰く、「韓に三種あり。馬韓西に在り、五十四國有り、その北は樂浪と、南は倭と接す。辰韓東に在り、十有二國、その北は穢貊と接す。弁辰は辰韓の南に在り、亦た十有二國、その南は亦た倭と接す。凡そ七十八國、伯濟是れその一國なり」と。

六十六、職は臣智と標^{あらは}し、都は目支と號^なづく。

魏略に曰く、「三韓各々長帥あり、その官を置くに、大は臣智と名づけ、次は邑借と曰う。凡そ小國五十六あり、總じて十餘萬戸、辰王は目支國に治す。目支國官を置くこと亦た多く、臣智と曰う」と。後漢書に曰く、「大なるもの萬餘戸、小なるもの數千家、各々山海の間に在り、皆な古の辰國なり。馬韓最大、共にその種を立てて辰王と爲し、目支國に都し、盡く三韓の地に王たり。その諸國の王は先に皆な是れ馬韓の種人なり」と。

六十七、飾は綴珠を重^{たつと}び、金闕の美を珍^{たつと}ばず。

後漢書に曰く、「馬韓の人は金寶錦罽を貴ばず、牛馬に騎乘するを知らず、唯だ瓔珠を重^{たつと}び、綴衣を以て飾と爲し、頸に懸^かけ耳に垂るるに及^{いた}る。大率^{おほむ}ね皆な魁頭露紵、布袍草履なり」と。

六十八、居は仰戸を崇び、詎ぞ城郭の華に資らん。

後漢書に曰く、「馬韓の人は田蠶を知り、綿布を作る。大栗梨の如きを出す。長尾雞あり、尾の長さ五尺。邑落到雜居し、亦た城郭なし。土室を作り、形は豕の如く、開き戸上に在り。跪拜を知らず、長幼男女の別なし」と。

六十九、勇を尚び能を標し、貫背の風猶ほ扇らる。

後漢書に曰く、「馬韓の人は勇壯にして、少年に室を築き作力するものあり、輒ち繩を以て背皮を貫き、縋るに大木を以てし、嚙呼して健しと爲し、以て痛しと爲さず」と。

七十、容を矜り麗を表はし、偏首の俗仍ほ存す。

魏略に曰く、「辰韓の俗歌舞彈瑟を喜び、瑟の形は筑に似たり。兒生れば、その頭の扁なるを欲し、便ち石を以てその頭を押す。今辰韓の人皆な扁頭、亦た文身す。竈を施くは皆な戸西に在り。その瀆盧國は倭と界を接す。その人の形皆な大、衣服は潔淨なり」と。

七十一、鈴鼓既に懸り、用て接神の禮を展く。

後漢書に曰く、「馬韓の人は常に五月を以て田竟り鬼神を祭り、晝夜酒會し、群集歌舞し、舞へば輒ち數十人相い随いて地を蹋み節を爲す。十月農功畢れば、亦復之の如し。諸國の邑各おの一人を以て天神を祭るを主どり、號づけて天君となす。又た蘇塗を立て、大木を建てて以て鈴鼓を懸け、鬼神に事ふ。蘇塗の義、西方の浮圖に似たる有り」と。

七十二、鳥羽の設くる攸、方に送往の儀を盡す。

魏略に曰く、「辰韓の人常に馬韓の人を用て主と作し、世世相い承く。その地五穀を種え若は縑布を作るに宜く、服牛乗馬す。その嫁聚の俗、男女別あり。大鳥の羽を以て死を送る、その意は死者をして飛颺せ使めんと欲す」と。

七十三、城に居りて秦人の風を識り、髮を髡して州胡の俗を驗す。

後漢書に曰く、「辰韓は耆老自ら言う秦の亡人、苦役を避けて、韓國に適き、馬韓東界の地を割いて之に與ふと。その國を名づけて邦と爲し、弓を弧と爲し、賊を寇と爲し、行酒を行觴と爲し、相い呼びて徒と爲すは、秦語に似たるあり、故に或は之を謂いて秦韓と爲す。城柵屋室有り。諸もろの小別邑は、各おの渠帥あり、大なるものは臣智と名づけ、次は儉側有り、次は樊祗あり、次は殺奚あり、次は邑借あり。土地肥美にして、五穀に宜し。蠶桑を知り、縑布を作る。牛馬に乗駕す。嫁娶禮を以てし、行くもの路を讓る。國鐵を出し、濊・倭・馬韓並に従つて之を市う。諸もろの貿易、皆な鐵を以て貨と爲す。弁辰と辰韓と雜居し、城郭衣服皆な同じく、言語風俗は異なる有り。その人の形皆な長大、美髮、衣服潔淨にして、刑法は嚴峻なり。馬韓の西、海島上に州胡國あり。その人は短小、髡頭にして、衣は上ありて下なし。牛豕を好養し、乗船往來して、韓中に貨市す」と。

七十四、靈河・貺を演し、日晷を照して胎を含み、伏龍・祥を擿べて、骨城を叩うて壤を闢く。

魏收の後魏書に曰く、「高句驪は、夫餘より出で、自らその先祖は朱蒙と言う。朱蒙の母は河伯の女なり、夫餘王に室中に閉され、日の照す所と爲り、身を引きて之を避くれば、日影又た逐う。既にして孕む有りて、一卵を生む、大きき五升の如し。夫餘王之を棄てて犬に與ふ、犬食はず。之を棄てて豕に與ふ、豕又た食はず。之を路に弃つれば、牛馬は之を避く。又た之を野に弃つれば、鳥は毛を以て之を茹む。夫餘王之を剖くも、破る能はず、遂にその母に還す。その母物を以て之を裹み、暖處に置くに、一男有りて穀を破りて出づ。その長ずるに及び、之に字して朱蒙と曰ふ、その俗朱蒙と言ふは、射を善くするなり。夫餘の國人朱蒙は人の生む所に非るを以て、將に異志有らんとす、之を除んと請い、王聽かず、之に養馬を命ず。朱蒙私に〔馬を〕試みる毎に、善惡あるを知り、駿なるものは食を減じて瘦せ令め、駑なるものは善く養いて肥え令む。夫餘王は肥者を以て自ら乗り、瘦者を以て朱蒙に給す。後田に狩し、朱蒙善く射るを以て、之に一矢を限る。朱蒙一矢と雖も、獸を殪すこと甚だ多し。夫餘の臣又た之を殺さんと謀る。朱蒙の母陰に知り、以て朱蒙に告ぐ。

朱蒙は烏引・烏違等二人と、夫餘を弃て、東南に走る。中道に一大水に遇い、濟らんと欲するも梁なく、夫餘の人之を追ふこと甚だ急なり。朱蒙水に告げて曰く、我は是れ日の子、河伯の外孫なり、今日逃走し、追兵及ぶに垂とす、如何ぞ濟るを得んと。是に於て魚鼈並び浮び、之が為に橋を成し、朱蒙度るを得て、魚鼈乃ち解け、追騎渡るを得ず。朱蒙は普述水に至り、遇たま三人を見る、その一人は麻衣を著け、一人は納衣を著け、一人は水藻衣を著け、朱蒙と紇升骨城に至り、遂に焉に居り、號して高句驪と曰い、因りて以て氏と為す」と。

(※ 納衣は木綿で作った衣。)

七十五、境は穢貊に連なり、地は夫餘に接す。

魚豢の魏略に曰く、「高句驪國は遼東の東千里に在り、南は朝鮮・穢貊と接し、東は沃沮と接し、北は夫餘と接す」と。

七十六、玄菟を帶して以て疆を開く。

漢書地理志に曰く、「玄菟郡は、武帝の元封四年開く。幽州に屬す。〔應邵の注に云う、故の眞番は、朝鮮の胡國なりと。〕

高句驪・上殷台・西蓋母の三縣を領し、治は高句驪なり」と。後漢に、遼東の高顯・候城・遼陽の三縣を以て來屬す。

七十七、黏蟬を括めて邑に命く。

漢書地理志に曰く、「樂浪郡は、武帝の元封三年開く。莽に樂鮮と曰う。幽州に屬す。〔應邵の注に云う、故の朝鮮國な

り。武王箕子を朝鮮に封ずと。〕朝鮮・誹邯・沮水・含資・黏蟬・遂成・増地・帶方・駟望・海冥・列口・長岑・屯有・

昭明・鏤方・提奚・渾彌・吞列・東曉・不而・蠶台・華麗・邪頭昧・前莫・夫祖の二十五縣」と。治は朝鮮なり。

七十八、仁は萬物に随ひ、自ら九重の風を扇る。

漢書地理志に曰く、「長岑・駟望は箕子を封ずるの縣なり」と。後漢書に曰く、「王制に云ふ、東方を夷と曰う」と。夷は、柢なり、仁にして生を好み、萬物地を柢として出づるを言ふ。故に天性柔順、道を以て御し易く、君子・不死の國あ

るに至る。夷に九種あり、吠夷・于夷・方夷・黄夷・白夷・赤夷・玄夷・風夷・陽夷と曰う。故に孔子九夷に居らんと欲す。漢初、燕人衛滿地を朝鮮に避け、因りてその國に王たること、百有餘歲なり」と。

七十九、俗は三方に異り、猶ほ八條の教を祖とす。

漢書地理志に曰く、「朝鮮・穢貉・句麗は蠻夷なり。殷道衰へ、箕子去つて朝鮮に之^ゆき、その民に教ふるに礼義、田蠶織作を以てす。樂浪朝鮮の民は犯禁八條あり。相^{*}い殺せば以て當時（卽時）に殺^{つくな}を償い、相い傷けば穀を以て償い、相い盜むものは男は没入してその家奴と爲し、女子は婢となし、自ら贖^{あがな}はんと欲するものは、人ごとに五十萬なり。免れて庶民と爲ると雖も、俗猶ほ之^はを羞ぢ、嫁娶に讎^{あいて}となる所なく、是を以てその民終に相い盜まず、門戸を之れ閉ずること無し。然して天性和順、三方の外に異り、故に孔子は道の行はれざるを悼み、桴^{はしけ}を海に設け、九夷に居らんと欲す、以^{ゆえ}有るかな」と。

(※ 相殺・相傷・相盜の相に、「交互に」の意義はなく、單獨の行為を指す。)

八十、官は九等を崇ぶ。

高麗記に曰く、「その國官を建つること九等あり。その一を吐粹と曰う、一品に比し、舊名は大對盧、國事を總知し、三年に一たび代り、若し職に稱^{かな}ふものは、年限に拘らず。交替の日、或は相^{つひ}い祗みて服せず、皆な兵を勅して相い攻め、勝者之と爲る。その王^た但だ官を閉ぢて自ら守り、制御する能はず。次は大兄と曰い、正二品に比し、一名は莫何羅支。次は鬱折、從二品に比し、華言の主簿なり。次は大夫使者、正三品に比し、亦た謁奢と名づく。次は皂衣頭大兄、從三品に比し、一名は中裏皂衣頭大兄、東夷の相い傳ふる所謂皂衣先人なり。前の五官を以て、機密^{つかま}を掌どり、政事を謀り、兵馬を徵發し、官爵を選擇す。次は大使者、正四品に比し、一名は大奢。次は大兄加、正五品に比し、一名は纈支。次は拔位使者、從五品に比し、一名は儒奢。次は上位使者、正六品に比し、一名は契達奢使者、一名は乙奢。次は小兄、正七品

に比し、一名は失支。次は諸兄、從七品に比し、一名は翳屬、一名は伊紹、一名は河紹還。次は過節、正八品に比す。次は不節、從八品に比す。次は先人、正九品に比し、一名は失元、一名は庶人。又た拔古鄒加あり、賓客を掌どり、鴻臚卿に比し、大夫使者を以て之と爲す。又た國子博士・太學博士・舍人・通事・典客あり、皆な小兄以上を以て之と爲す。又たその諸大城に僭薩を置き、都督に比す。諸城に處閭區を置き、刺史に比し、亦た之を道使と謂う。道使の治所は之を名づけて備と曰う。諸小城に可邏達を置き、長史に比す。又た城に婁肖を置き、縣令に比す。その武官を大模達と曰い、衛將軍に比し、一名莫何邏繡支、一名大幢主、皂衣頭大兄以上を以て之と爲す。次は末若、中郎將に比す、一名郡頭、大兄以上を以て之と爲す。その次は領千人。以下各おの等級あり」と。

八十一、部は五宗を貴ぶ。

魏略に曰く、「その國本と五族あり、消奴部・絶奴部・順奴部・灌奴部・桂樓部あり。本と消奴部王たり、稍や微弱なり、今桂樓部之に代る。五部皆な貴人の族なり。一に内部と曰う、即ち後漢時の桂樓部、一名は黄部。二に北部と曰う、即ち絶奴部、一名後部、一名黒部。三に東部と曰う、即ち順奴部、一名左部、一名上部、一名青部。四に南部と曰う、即ち灌奴部、一名前部、一名赤部。五に西部と曰う、即ち消奴部、一名右部。その内部は燕の内部の如し、姓高は即ち王族なり。高麗、姓を称すること無きものは、皆な内部なり。又た内部は王宗為りと雖も、列は東部の下に在り。その國事に從ふに、東を以て首と爲す、故に東部上に居る」と。(どこまでが魏略からの引用か未詳。)

八十二、帝を饗して東盟の祠に列し、神を延きて隧穴の醮を宗ぶ。

魏略に曰く、「高麗の俗は歌舞を好み、その人自ら喜びて跪拜す。十月を以て會して天を祭り、名づけて東盟と曰う。軍事有れば亦た各おの天を祭り、牛を殺して蹄を觀、以て吉凶を占う。大加・主簿は幘を著け、幘に後なし。小加は折風を著け、形は弁の如し。隧穴神を國東の水上に迎へて之を祭る。牢獄なく、罪あれば則ち諸加を會して評議し、便ち之を殺

し、妻子を没入して奴婢と爲す。その俗は淫、多く相い奔誘す。その死して葬るや、椁ありて棺なし」と。

八十三、南蘇に成を表にし、容恪の先づ鳴るを驗す。

南蘇城は國の西北に在り。十六國春秋前燕録に曰く、「慕容皝の十二年、度遼將軍慕容恪をして高驪の南蘇を攻め遣め、之に剋ち、成を置きて還る」と。即ち此の城なり。高麗記に云う、「城は新城の北七十里の山上に在り」と。

八十四、平郭に壘を開き、馮弘の失策を紀す。

高麗記に曰く、「平郭城は、今名建安城、國西に在り、本と漢の平郭縣なり」と。漢書地理志に曰く、「遼東郡に屬し、鐵官・鹽官あり」と。續漢書郡國志改めず。十六國春秋に曰く、「北燕の馮弘は、太興六年、魏の破る所となり、遂に句驪に奔り、弘を平郭に處く」と。即ち此の城なり。

八十五、王頽北ぐるを逐ひ、勲を不耐の城に銘す。

高麗記に曰く、「不耐城は、今名國內城。國の東北六百七十里に在り、本と漢の而不縣なり」と。漢書地理志に、而不縣は樂浪都に屬す、東部都尉の治處と。後漢に省く。魏志に曰く、「正始中、毋丘儉高句驪を征し、遂に東馬懸車、以て丸都に登り、句驪の都する所を屠り、斬獲首虜すること千を以て數ふ。六年、復た之を征し、王宮（＝高驪王宮）遂に買溝に奔る。儉は玄菟の太守王頽をして之を追は遣め、沃沮を過ぐることに千有餘里、肅慎の南界に至り、石に刻み功を紀し、丸都の山に刊み、不耐の城に銘す」と。

（※「東馬懸車」は、險阻な道を行く時、馬を縛って引き上げ、車に綱をかけて釣り上げることという。「斬獲首虜以千數」は、敵の首を斬り、捕虜としたものが何千人とあったことをいう。）

八十六、燕皝長駟して、績を丸都の嶠に表はす。

十六國春秋前燕録に曰く、「燕王慕容皝の九年、皝句驪を伐ち、勝に乗じて長駟し、遂に丸都に入り、句驪王釗單騎奔竄

す。乃ちその父の墓を掘り、その尸を載せ、并せて母妻珍寶を收め、男女五萬餘口を掠め、その官室を焚き、丸都を毀つて帰る」と。乃ち不耐城なり。

八十七、淪碑尚は在り、耿夔美を遼城に播く。

范曄の後漢書に曰く、「耿夔遼東の太守に遷る。元興元年。貊人郡界に寇し、夔追撃し、その渠帥を斬る」と。案ずるに高驪記に云う、「故城の南門に碑あり、年久しく淪没し、出土すること數尺、即耿夔の之に碑するものなり」と。

八十六、冠石猶ほ存し、公孫基を延里に創む。

魏志に曰く、「公孫度は、遼東襄平の人なり。董卓の時、遼東の太守と爲る。初平中、襄平の延里の社に大石を生ず、長さ丈餘、下に三小石ありてこれが足と爲る。或るひと度に謂いて曰く、此れ漢の宣帝の冠石の祥、まさに土地を有つべきを明らかにすと。乃ち遼東郡を分つて遼西・中遼郡と爲し、太守を置く。海を越えて東萊の諸縣を收め、營州の刺史を置く。自ら立って遼東侯・平州の牧と爲る。漢の二祖の廟を立て、制を承け壇墀を襄平城南に設け、天地を郊祀す。太祖（||魏武帝曹操）度を表して武威將軍と爲し、永寧郷侯に封ず。度曰く、我れ遼東に王たらん、何ぞ永寧ならんやと。度死す。孫淵に至り、景初元年を以て、自ら立って燕王と爲り、百官を置く。二年、司馬宜王をして淵を征せ遣め、累に破り、遂に軍を進めて城下に造り、圍塹を爲り、土山・脩櫓を起し、發石連弩を爲り城中を射る。淵窘しき、忽ち糧盡き、人相い食み、死者甚だ多し。淵遂に圍を突き東南に走り、之を急撃して、その父子を斬り、遼東悉く平ぐ」と。

八十九、馬多は截辭として、洞穴を深くして雲を霏す。

高麗記に曰く、「馬多山は國の北に在り、高麗の中、此の山最大、卅里の間、唯だ匹馬を通ずるのみにて、雲霧歎蒸し、終日霽れず。その中に多く人參・自附子・防風・細辛を生ず。山中に南北路あり、路東に石壁ありて、その高さ數仞、下に石室あり、千人を容る可し、室中に二穴あり、深淺を測るなし。夷人の長老相い傳へ云う、高麗の先祖朱蒙、夫餘より

此に至り、初て未だ馬あらず、行きて此の山に至り、忽ち群馬の穴中より出づるを見るに、形は小にして彊駿なり、因りて馬多山と號なづく。子有………」と。

九十、焉骨は巉巖として、二峯を竦そびやかして漢を刼おびやかす。

高麗記に云う、「焉骨山は國の西北に在り、夷人は屋山と言ひ、平壤の西北七百里に在り、東西二嶺、壁立すること千仞、足より頂に至るまで、皆な是れ蒼石なり。巉巖の狀を遠望すれば、荆門の三峽に類す。その上別に草木なく、唯だ青松を生じ、幹は雲表に擢ぬきんづ。高麗は南北の破口けふに於いて段を築いて城と爲す。此れ即ち夷藩の樞要の所なり」と。

九十一、珣玕じゆんかう耀を挺ぬきんで、色を重巒じゆうらんに授く。

周禮の職方に曰く、「東北を幽州と曰ひ、その山鎮を醫無閭と曰ふ」と。爾雅に曰く、「東北の美なるもの、醫無閭の珣・珎きあり」と。郭璞の注に云う、「醫無閭は、山名、今、遼東に在り」と。續漢書に曰く、「遼東の無盧縣に、醫無閭山あり」と。

九十二、銀磔輝きを涵ふくみ、鮮を疊嶂じゆうじやうに凝す。

齊書東夷傳に曰く、「銀山は國の西北に在り、高驪採りて以て貨と爲す」と。高麗記に曰く、「銀山は安市の東北百餘里に在り、數百家あり、之を採りて以て國用に供す」と。

九十三、波は碧激へきれんを騰あげ、天險を驚おどせて刀ふね(二刃)を浮ぶ。

漢書地理志に曰く、「玄菟郡、西蓋馬縣。馬訾水は西北して鹽難水に入り、西南して西安平に至り海に入る、郡を過ると二、行二千一百里」と。應邵曰く、「馬訾水は西のかた鹽澤に入る」と。高麗記に曰く、「馬訾水は、高麗にて一名淹水、今名鴨淥水。その國相傳へ云う、水源は東北の靺鞨の白山より出づ。色鴨頭に似る、故に俗に鴨淥水と名づく」と。

遼東を去ること五百里、國內城の南を経て、又た西のかた一水と合す、即ち鹽難水なり、二水合流して、西南して安平城

に至り海に入る。高麗の中、此の水最大、波瀾清澈、經る所の津濟は、皆な大船を貯う。その國此を待みて以て天塹と爲す。今案ずるに、その水闊三百步、平壤城の西北四百五十里に在り」と。刀は、小船なり。毛詩に曰く、「誰か河を廣しと謂う、首て刀を容れず」と。

九十四、浪は黄川に接し、樓雉に藹（もや）（竈）かかりて箭に驚かさる。

漢書地理志に曰く、「遼東郡、望平縣。大遼水」と。「その水は源を西南山に發し、契丹國の黄水に合流し、又た西南して遼東城の西八十里を経て、又た南して海に入る、闊さ百餘步なり。」高麗記に云う、「その水闊さ百餘步、平流にして清深、又た灣潭枝派多し。西岸に長柳を生じ、家いえ密に兵馬を藏す可し、兩畔彌望、總じて遼澤と名づく。多く細草萑蒲・毛群羽族を生じ、朝夕相い霧かかり、須臾に卷斂まる。狀は樓雉の如く、即ち漢書の所謂蜃氣是れなり」と。

九十五、獸は文豹を珍び、器は良弓を重んず。

高麗記に曰く、「今、高麗國は朝鮮・穢貊・沃沮の地を兼有す」と。後漢書に曰く、「高句驪は、大山深谷多く、人随つて居を爲す。句驪一名貊。別種あり、小水に依りて居を爲し、名づけて小水貊と曰う。好弓を出す、所謂貊弓是なり。

東沃沮は、土地肥美、山を背にして海に向い、五穀に宜しく、田種に善し。

穢は檀弓を出し、又た文豹多く、果下馬あり。又た馬あり甚だ小、山に登り險を履みて疲れず、粟米を以て水と和し之を飲まし、便ち日を経るを得るなり」と。

九十六、刀礪を佩びて等威を見し、金羽を挿さみて貴賤を明かにす。

魏收の後魏書東夷傳に曰く、「高麗は、頭に折風を著け、その形弁の如く、旁に鳥羽を挿さみ、貴賤に差あり。立てば則ち反拱す」と。蕭子顯の齊書東夷傳に曰く、「高麗の俗窮袴を服し、折風一梁を冠し、之を幘と謂う。五經を讀むを知る。使人、京師に在りて、中書郎王融これに戯れて曰く、ハ服の衷ならざるは、身の災なり。頭上定に是れ何物ぞ」と。「使

人〕答へて曰く、〔此れ即ち古弁の遺像なり〕と。その俗、拜すれば則ち一脚を伸し、令を受くれば則ち跪き、行けば必ず走り、以て恭敬と爲す」と。梁の元帝の職貢圖に云う、「高麗、婦人の衣は白、男子の衣は紅錦なり。鈴は金銀を以てし、貴者は幘を冠し、而して後に金銀を以て鹿耳と爲して、之を幘上加う。賤者は折風を冠し、耳に穿つに金環を以てし、上に白衫を衣け、下を長跨と曰う。腰に銀帶あり、左に礪を佩び、右に五子刀を佩び、足に豆禮鞮を履く」と。高麗記に云う、「その人亦た錦を造り、紫地纈文なるものを上と爲し、次に五色錦あり、次に雲布錦あり。又た白疊布・青布を造りて尤も佳なり。又た鄣日を造る、華言の接籬なり、その毛は即ち靺鞨の猪鬃なり」と。

九十七、源を開き構を拓き、基を金水の年に肇む。

括地志に云う、「宋書を案するに、元嘉中、倭王珍自ら使持節・都督倭百濟新羅任那秦韓慕韓六國諸軍事と稱すと。此れ則ち新羅の國を有つは、晉宋の間に在り。且つ晉宋濟梁並に正傳なし、故にその國を有つの由る所は、詳にするを得る靡し。金水は晉宋の間に在り」と。

九十八、壤を托き疆を疏ち、趾を下辰の域に創む。

括地志に曰く、「新羅の治は金城、本と三韓の故地なり」と。范曄の後漢書に曰く、「韓に三種あり」と。魏志に曰く、「韓は帯は帯方の南に在り、東西は海を以て限と爲し、南は倭と接し、方四千里ばかり。馬韓は西に在り。辰韓は馬韓の東に在り、その耆老傳へ言う、古の亡人秦の役を韓國に避く、韓は東海の地を割きて之に與ふ」と。今案するに、新羅・百濟は共に三韓の地を有ち、百濟は即ち馬韓の地に在り、新羅は東に在り、即ち辰韓・下辰の地なり。

九十九、國資・路を苞む。

この節は、訓讀するまでもない。省略に従う。

百、地任那を總す。

省略に従う。

百一、叛卒を擁して強を稱し、附金を承けて姓を得たり。

括地志に曰く、「新羅王は姓は金氏、その先の出づる所は未だ之を詳にせず」と。隋東藩風俗記に云う、「金姓相い承くること卅餘世、その先は百濟に附庸す。〔百濟は〕高麗を征し、高麗の民、役に堪へず、相い率^{いさ}めて之に歸し、遂に強盛を致す。その官十七等あり、以下略」と。

百二、國は馬韓を鎮^{しづ}め、地は狗素を苞^つむ。

東夷記に曰く、「百濟の治は建居狄城、本と馬韓の地なり」と。范曄の後漢書東夷傳に曰く、「韓に三韓あり、凡そ七十八國、百濟は是れその一國なり」と。魏志に曰く、「馬韓に羊皮國・狗素國あり」と。

百三、楚山を陵^{こえ}て宇を廓^{ひろ}き、桑水を帶^{たい}して疆^{わか}を疏^わつ。

省略に従う。

百四、仇台の祠を奉じ、夫餘^{なかも}の曹^{あつ}を纂^{あつ}む。

後魏書に曰く、「百濟國は、その先は夫餘より出づ。又た百濟王は魏に上表して曰く、臣と高麗とその源は夫餘より出づ」と。宋書に曰く、「晉の義熙十二年、百濟王餘曠を以て使持節・都督百濟諸軍事・鎮東將軍と爲す。高祖踐祚し、號を鎮東大將軍に進む。元嘉七年、餘曠の爵號を以て、百濟王餘毗に授く。毗死し、子慶代り立つ」と。括地志に曰く、「百濟城にその祖仇台の廟を立て、四時に之を祠る」と。

百五、八族は胤を殊にし、五部は司を分つ。

括地志に曰く、「隋の開皇中、その王名は昌、昌死し、子餘璋立つ。その國沙氏・燕氏・劬氏・解氏・眞氏・國氏・木氏・苜氏あり、此の八族は、その大姓なり。その官に十六等あり。左平は五人第一等。達率は卅人第

二。思率以下常員なく、第三。德率は第四。扞率は第五。奈率は第六。六等以上は冠に銀花を飾る。將徳は第七、紫帯。施徳は第八、皂帯。固徳は第九、赤帯。季徳第十、青帯。對徳第十一、以下皆な黄帯。文督第十二。武督第十三、以下皆な白帯。佐軍第十四、振武第十五、尅虞第十六。又たその内官に前内部・穀部・肉部・内掠部・外掠部・馬部・刀部・功德部・薬部・木部・法部・後宮部あり。又た將長あり。外官に司軍部・司徒部・司空部・司寇部・黠口部・客部・外舍部・綢部・日官部・市部あり。凡そ此の衆官各おの率あり、官長は在任皆な三年に一たび代る。王の都する所の城内は、又た五部と爲し、皆な達率これを領す。又た城中は五巷、士庶これに居る。又た五方あり、中夏の都督の若く、方は皆な達率これを領し、方ごとに郡を管し、多きものは郡十、少きものは六七、郡將は皆な德率をこれと爲す。郡縣に道使を置き、亦た城主と名づく」と。

百六、西は安城に據り、南は巨海に隣る。

括地志に曰く、「百濟の王城は、方一里半、北面し、累石これが城水を爲し、萬餘家可ほがり、即ち五部の居る所なり、一部に兵五百人あり。又た國の南のかた二百六十里に、古沙城あり、城は方百五十步、此れその中方なり、方に兵千二百人を繞めぐらす。國の東南百里に、得安城あり、城は方一里、此れその東方なり。國の南三百六十里に、下城あり、城は方一百卅步、此れその南方なり。國の西三百五十里に、力光城あり、城は方二百步、此れその西方なり。國の東北六十里に、熊津城あり、一名固麻城、城は方一里半、此れその北方なり。その諸方の城は、皆な山險に憑よりてこれを爲つくり、亦た累石なるもの有り。その兵多きものは千人、少きものは七八百人、城中の戸多きものは五百家に至る。諸城の左右に亦た各おの小城有り、皆な諸方を統つらぶ。又た國の南海中に、大島十五ヶ所あり、皆な城邑を置き、人有りて之に居る」と。

百七、雞山は東に峙そはだち、四序を貫ぬきて華を同じうす。

括地志に曰う、「鳥山は國の北界に在り、大山なり、草木鳥獸、中夏と同じ。又た國の東に雞藍山あり、山南に又た祖粗

山あり。又た國の南界に霧五山あり、その山の草木は、冬夏に常に榮ゆ。又た且那山あり國の西界に在り。又た山且山・禮母山・並石山あり國の南に在り」と。

百八、熊水は西に流れ、百川を侶ともないて鶩はすることを齊ひとしうす。

括地志に曰く、「熊津河の源は國の東界より出て、西南に流れ、國の北百里を經へて、又た西流して海に入る、廣處は三百歩、その水至りて清し。又た基汝河國に在る有り、源はその國の南山より出て、東南に流れて大海に入る、その中の水族中夏と同じ」と。

百九、四仲よに因よつて敬を昭かにし、六甲むつに隨まつて年を標あらはす。

括地志に曰く、「百濟は、四仲の月、天及び五帝の神を祭り、冬夏に鼓角もつを用て歌舞を奏し、春秋は歌を奏するのみ。陰陽五行を解し、宋の元嘉曆を用う。その紀年は別號なく、但ただ六甲を數へて次第をなす。亦た醫療・著龜・占相を解し、婚姻の禮は、略ぼぼ華に同じ。父母及び夫を喪ふものは、皆な制服三年、餘親は、葬おほ訖れば即ち除く。その葬亦た屍を山中に置くもの有り、亦た之を埋殯するもの有り」と。

百十、文更能を兼ね、碁射ならび雙ならびに美なり。

括地志に曰く、「百濟の俗、騎射たつとを尙たつとび、文字ありて、吏事に能なり。兩手を以て地に據りて敬を爲す。僧尼ありて、道士なく、甚だ寺塔多し。その戲に投壺・圍碁・樗蒲・握槊・雙陸・弄珠等の雜戲あり」と。

百十一、弧ゆみを彎ひいて毒を縱はなち、巨壑こくを帶たうあんして偷安とうあんし、吹かぜを禦ふせぐに膏を塗り、幽巖ゆうがんに穴して自逸す。

後漢書に曰く、「挹婁は、古の肅慎の國なり。夫餘の東北千餘里に在り、大海に濱す。種衆少しと雖も、勇力多く、山險に處り、又た射を善くし、發すれば能く人目に入る。弓は長さ四尺、力は弩の如し。矢は楛を用い、長さ一尺八寸、青石を鏃ついでと爲し、鏃は皆な毒を施し、人に中あたれば即ち死す。乗船に便にして、寇盜を好み、鄰國は患を畏るるも、卒ついでに服する

能はず。東夷は飲食に類ね皆な俎豆を用ふるも、唯だ挹婁には獨り無く、法俗は最も綱紀なし。人形は夫餘に似て、言語は各々異なる。五穀麻布あり、赤玉を出し、貂を好む。君長なく、その邑落各おの大人あり。山林の間に處り、土氣極めて寒く、城郭無く、山林に依りて穴居し、穴は深きを以て貴と爲し、大家は九梯を接するに至る。養猪を好み、その肉を食い、その皮を衣、冬は則ち膏を以て身に塗り、以て風寒を扞ぐ。夏は則ち裸袒し、尺布を以てその前後を蔽う」と。

百十二、北は弱水を窮め、南は沃沮と界す。

魏略に曰く、「肅慎氏は、その地は夫餘國の北六十日行に在り。東は大海に浜し、西は冠漫行國に接し、北は弱水に極む。その土界は広袤數千里、深山窮谷に居り、夏は則ち巢居、冬は則ち穴處す。父子世よ君長と爲る。文墨なく、言語を以て約束を爲す。貂毛を績ぎて以て布を爲り、足を以て肉を挟みて之を噉う。凍肉を得ば、その上に坐して暖まら令む。土地に鹽鐵なく、木を燒きて灰を作り、灌して汁を取り之を食う」と。

百十三、羽を挿して交を申ね、婚姻の道爰に適ふ。

肅慎國記に曰く、「肅慎の俗、嫁娶の法、男は毛羽を以て女頭に挿し、女和すれば則ち持して歸り、然る後に禮を致して之を娉す。婦は貞にして女は姪なり。壯を貴び老を賤み、寡居して終身嫁せず。性凶悍にして、以て憂哀に相尙ぶなし」と。

百十四、繩に灌いで止るを知る、送終の禮の陳ぶ伎なり。

肅慎記に曰く、「肅慎の俗、父母死するも、男子は哭泣せず、泣くもの有れば之を不壯と謂う。死すれば、即日便ち野に葬り、繩を以て椁頭に繋ぎ、土の上に出して酒を以て灌ぎ、繩腐りて止む。四時之を祭祀することなし」と。

百十五、周の業斯に隆に、姫誦はその入賀を銘す。

肅慎記に曰く、「昔、武王、商に克ち、道を九夷百蠻に通じ、各おのをしてその方賄を以て來貢せ使め、職業を忘るること

と無ら使む。是に於て肅慎は楛矢石弩を貢し、その長さ尺有咫あり。先王その令徳の遠きを致せることを昭かにし、以て後人に示し、永くかんが監視使めんと欲す。故にその栝に銘して曰く、肅慎氏の貢矢なりと。王又た陳の胡公に賜う。成王の時復た入賀し、王は榮伯をして「賄肅慎之命」を作ら使む」と。誦は成王の名なり。

百十六、漢風尙ほ阻まれ、劉徹その未だ通ぜざるを嗟く。

肅慎記に曰く、「漢の武帝の時、肅慎至らず、策詔して慷慨し、これを致す能はざるを恨む」と。徹は武帝の名なり。百十七、馬首歸るを知り、大邦の謁す可きを明らかにす。

陸翹の鄴中記に曰く、「肅慎は鄴の東北に在り、鄴を去ること五萬里。遣使は四年にして乃ち達し、石弩楛矢を獻ず。使者に問う、何に縁りて此に來ると。答へて云く、牛馬西南に向い、眠ること三年、則ち大國の在る所を知り、故に來るのみ、恒に此を以て候と爲す」と。

百十八、雒常の入用なるは、聖道の逾いよ隆きを驗す。

山海經に曰く、「大荒の中に山あり、不咸山と曰い、肅慎國有り、肅慎國は白民の北に在り。樹あり、名を雒常と曰う、先人、帝に此に代り之を取る」と。璞曰く、「その俗、衣服なし。中國に聖帝の代り立つものあり、則ち此の木、皮を生じ衣る可きなり」と。

(※ 雒常に衣服となる皮を生じたのは、聖道のいよいよ隆き驗なりとの意。)

百十九、山に憑り海を負い、馬臺を鎮めて都を建つ。

後漢書に曰く、「倭は韓の東南大海中に在り、山島に依りて居を爲し、凡そ百餘國。武帝の朝鮮を滅して自り、使驛の漢に通ずるもの卅餘國、王を稱す。その(大)倭王は邪馬臺に治す。樂浪郡徼は、その國を去る萬二千里なり。その地は大較ね會稽の東に在り、朱崖・儋耳と相い近し」と。魏志に曰く、「倭人は帶方の東南に在り。倭地を參問するに、絶えて

海中の洲島上に在り、或は絶え或は連なり、周旋五千里ほか可りなり、四面俱に海に拓いたる。營州よ自り東南に新羅を経て、その國に至るなり」と。

(※ 参問は、問いただす意。参驗は連文で、参は驗の意なり。例えば、『荀子』解蔽篇の楊注に、「参、驗也」と。)
百二十、職を分ち官を命なづけ、女王に統べられ部を列す。

魏略に曰く、「帶方より倭に至るまで、海岸に循つて水行し、韓國を歴へて、拘耶韓國に到る、七千餘里、始めて一海を度り、千餘里にして對馬國に至る。その大官を卑拘と曰い、副を卑奴と曰う。良田なく、南北に市して羅す。南のかた海を度り一支國に至る、官を置くこと對馬に同じ、地は方三百里。又た海を度ること千餘里、末廬國に至る。人善く魚を捕へ、能く水に浮没して之を取る。東南に五百里にして、伊都國に至る。戸萬(千?)餘、官を置き爾支と曰い、副を洩溪觚・柄渠觚と曰う。その國王は皆な女王に屬す」と。

百二十一、卑彌の娥惑は、翻かへつて群情に叶かない、臺與の幼齒は、方まさに衆望に諧かなう。

後漢書に曰く、「安帝の永初元年、倭の面上國▲▲王師▲▲升至る有り。桓帝の間、倭國大いに乱れ、更こもとも相い攻伐し、歷年主なし。一女子あり名を卑彌呼という。死す。更に男王を立つるも、國中服せず、更こもとも相い誅殺す。復た卑彌呼の宗女※與年十三を立てて王と爲し、國中遂に定まる。その國の官に伊支馬あり、次は彌馬升と曰い、次は彌馬獲と曰い、次は奴佳靉と曰う」と。

(※ 宗女は、嫡長女をいう語。)

百二十二、文身黥面、猶ほ太伯の苗と稱す。

魏略に曰く、「女王國の南に、又た狗奴國あり、男子を王と爲し、その官を拘右智卑狗と曰い、女王に屬せず。帶方より女王國に至るまで萬二千餘里なり。その俗、男子は皆な黥面文身なり、その舊語を聞くに、自ら謂う、太伯の後なり、

昔、夏后小康の子會稽に封ぜられ、斷髮文身して以て蛟龍の害を避くと。今、倭人も亦た文身して水禽を厭きらく」と。
百二十三、阿輩雞彌、自ら天兒の稱を表す。

宋書に曰く、「永初中、倭國王あり讚と曰う、元嘉中に至り讚死し、弟珍立ち、自ら使持節・都督・安東大將軍・倭國王と稱す。順帝の時、使を遣はし上表して云う、昔より祖禰そでい、東は毛人の五十五國を征し、西は衆夷の六十六國を服し、渡りて海北の九十五國を平ぐ」と。今案ずるに、その王の姓は阿毎、その國、號して阿輩雞彌と爲す、華言の天兒なり。父子相い傳へて王たり、宮女六七百人あり。王長子は和哥彌多弗利と號し、華言の太子なり。

百二十四、禮義に因よつて秩（＝秩）を標あらはし、智信に即ついて官に命なづく。

括地志に曰く、「倭國は、その官十二等あり。一に曰く麻卑兜吉寐、華言の大徳。二に曰く小徳。三に曰く大仁。四に曰く小仁。五に曰く大義。六に曰く小義。七に曰く大禮。八に曰く小禮。九に曰く大智。十に曰く小智。十一に曰く大信。十二に曰く小信。

百二十五、邪ななめに伊都いたに屈いたり、傍かたわら斯馬つらに連つらなる。

廣志に曰く、「倭國の東南に陸行すること五百里、伊都國に到る。又た南して邪馬臺國に至る。女王國より以北、その戸數道里は略載するを得べし。次は斯馬國、次は巴百支國、次は伊邪國。案ずるに、倭の西南に海行すること一日、伊邪分國あり、布帛無く、革を以て衣と爲す、蓋し伊邪※國なり」と。

（※ 耶は邪の俗体字。案語は、伊邪分國は伊邪國であるという意味にとれるが、文字に何か譌脱があるかも知れぬ。）
百二十六、中元の際に、紫綬の榮を賜う。

漢書地理志に曰く、「樂浪の海中に倭人あり、分れて百餘國を爲し、歲時を以て來り獻見す」と。後漢書に曰く、「建武中元二年、倭國は貢を奉じ朝賀す、使人自ら大夫と稱す。光武賜ふに印綬を以てす。安帝の永初元年、倭王師升等、生口百

六十人を獻ず」と。

百二十七、景初の辰ときに文錦の獻たてまを恭たてまつる。

魏志に曰く、「景初三年、倭の女王は大夫難升・未利等を遣つかはし、男生口四人、女生口六人、班布二匹二丈を獻ず。詔して以て親魏倭王と爲し、金印紫綬を假あたふ。正始四年、倭王復た大夫伊聲耆・振邪拘等八人を遣つかはし、生口を上獻せり」と。

百二十八、犬戎は暴ほしいままを縦よにし、克よく槃瓠の功を展のほし、帝女は嬪よめに降りて、仍よつて蠻方の緒を構う。

范曄の後漢書に曰く、「昔し高辛氏太戎の寇あり、帝その侵暴を患い、之を征伐して剋かたず。乃ち天下に訪募し、能く犬戎の將吳將軍の頭を得るもの有らば、黄金千鎰、邑萬家を購あかひ、又た妻めあはすに少女を以てせんとす。時に帝に畜狗あり、その毛は五采、名づけて槃瓠と曰う。令を下すの後、槃瓠遂に人頭を銜ふくみて闕下いたに造る、群臣恠あやしみて之みを診れば、乃ち吳將軍の首なり。帝大いに喜び、槃瓠は之に妻はすに女を以てす可らず、又た封爵の道なきを計り、議して報ゆること有らんと欲するも未だ宜とする所を知らず。女は之を聞き、以爲おもはるく帝皇令を下す、信に違ふ可からずと、因りて行かんと請う。帝や己むを得ず、乃ち女を以て槃瓠に配す。槃瓠は女を得て、負おいて走りて南山の石室中に入る。家する所は險絶し、人跡至らず。是に於いて女は衣裳を解き去り、僕監の髻を爲し、獨力の衣きを著る。帝は悲思し、使をして尋求せ遣しむるに、輒ち風雨震晦に遇い、使者は進むことを得ず。三年を經へて、子十二人を生み、六男六女なり。槃瓠の死後、因りて自ら相い夫婦となる。木皮を織績し、染むるに草實を以てし、五色の衣服を好み、製裁するに皆な尾形あり。その母は後に歸り、狀を以て帝に白ます、是に於て迎へて諸子を致しき使む。衣裳は班蘭として言語は侏離、好みて山壑に入り、平曠を樂たします。帝その意に順い、賜ふに名山廣澤を以てす。その後滋蔓し、號して蠻夷と曰う」と。

百二十九、獯冠もて飾を表はし、精夫の號こ斯こに傳ふ。

後漢書に曰く、「蠻は、外癩内黠、土に安んじ舊を重んず。先父は功有り、母は帝の女なるを以て、田作賈販に、關梁の

符傳、租税の賦なし。邑有るの君長は、皆な印綬を賜う。冠は獺皮を用う。渠帥を名づけて精夫と曰い、相い呼びて媿徒と爲す。今、長沙の武陵蠻是れなり」と。

百三十、賓布もて誠を申べ、武陵の部爰に置かる。

後漢書に曰く、「呉起は悼王に相として、南は蠻越を并せ、遂に洞庭・蒼梧を有つ。秦の昭王は白起をして楚を伐ち、蠻夷を略取せしめ、始めて黔中郡を置く。漢興り、改めて武陵と爲す。歳に大人をして布一匹、小口をして二丈を輸せしめ、是を賓布と謂う。時に寇盜を爲すと雖も、患と爲すに足らず」と。

(※ 事は『史記』白起傳に見える。)

百三十一、武威 旅に鞠げ、危徑に阻まれて軀を亡ぶ。

後漢書に曰く、「光武中興、武陵の蠻夷特に盛んなり。建武廿三年、精夫相單程等その險隘に據り、大いに郡縣に寇す。武威將軍劉尙をして南郡・長沙・武陵の兵萬餘人を發し、船に乗じて沅水を泝り武谿に入りて之を撃た遣む。尙は敵を輕んじ隘に入り、山深く水疾く、舟船上るを得ず。蠻は尙の糧少く入ること遠く、又た道徑を曉らざるを知り、遂に屯聚して隘を守る。尙は食盡き引き還らんとし、蠻は路徼に緣りて戦い、尙の軍は大敗し、悉く没する所と爲る」と。

(※ 路徼の徼も路の意なり。)

百三十二、伏波 武に臨み、炎雲に因つて命を致す。

後漢書に曰く、「建武廿四年、相單程等下つて臨沅を攻む。明年、伏波將軍馬援、中郎將劉匡・馬武等をして兵を將ゐて臨沅に至り、之を撃破せ遣む。單程等飢困して降を乞う、會たま援病みて卒し、謁者宗均悉く降を受くるを聽す。爲に吏司を置き、群蠻遂に平ぐ」と。

百三十三、詹山旅拒せるも、尙は應奉の恩を銜む。

後漢書に曰く、「桓帝の時、武陵の蠻詹山等四千餘人反し、縣令を拘執して、深山に屯結す。永興元年、太守應奉は恩信を以て招誘し、皆な降散す」と。

百三十四、象林に越起するも、南は祝良の恵に感ず。

後漢書に曰く、「順帝の時、日南・象林の徼外蠻夷區憐等數千人は城寺を燒き、長吏を殺す。李固の議を用い、祝良を拜して九眞の太守と爲し、張喬を交趾刺史と爲す。喬到り、慰誘を開示し、並に皆な降散す。良は九眞に到り、單車もて賊中に入り、方略を設け、招くに威信を以てし、降るもの數萬人、皆良の爲に府寺を築起す。是れ由り嶺外復た平かなり」と。

百三十五、雕題して徼に列なり、傍ら人を甘しとするの郷を帶ぶ。

後漢書に曰く、「禮記に稱すらく南方を蠻と曰い、題に雕し趾を交ふと。その俗男女同川にして浴し、故に交趾と曰う。その西に徼人の國あり、首子を生めば輒ち解きて之を食い、之を宜弟と謂う。味旨ければ、則ち以てその君に遣り、君喜びてその父を賞す。妻を取りて美ならば、則ちその兄に讓る。今烏濟の人は是れなり」と。楚詞招魂に曰く、「彼れ皆な人を甘しとす。魂往けば必ず適かん」と。

百三十六、交趾邊を開き、前んで獻雉の國を贍す。

後漢書に曰く、「交趾の南に越裳國あり。周公居攝の六年、禮を制し樂を作り、天下和平、越裳は三象を以て重譯して白雉を獻じ、曰く、道路悠遠にして、山川は阻深、音使通ぜず、故に重譯して朝すと。成王は以て周公に歸る。公曰く、徳加はらざれば、則ち君子はその質を饜けず。賢政施さざれば、則ち君子はその遠人を臣とせず。吾れ何を以て此の賜を獲んと。その使請うて曰く、吾れ命を吾が國の黄耆に受け入久しいかな、天の烈風雷風なし、意者に中國に聖人有るか、有らば則ちなんぞ往きて之に朝せざる」と曰うと。周公乃ち之を王に歸り、先王の神致と稱し、以て宗廟に薦む」と。

百三十七、玄犀さいはいすは社はいすを薦め、元始の年に通譯す。

後漢書に曰く、「王莽の政を輔たすくるに速おそび、元始二年、日南の南の黄支國來りて犀牛を獻ず。凡そ交趾たすの統すぶる所は、郡縣を置くと雖も、言語各おの異り、重譯して乃ち通ず。人は禽獸の如く、長幼別なし。項髻して徒跣し、布を以て頭を貫き之を著つく。後頗やや中國の罪人を徙し、その間に雜居せ使め、乃ち稍やや言語を知り、漸く禮化せ見らる」と。

(※「交趾所統」とは、交趾、即ち越地、今のベトナムの地を支配していた刺史の管轄地。當時は南海・鬱林・蒼梧・交趾・合浦・九眞・日南等の七郡が置かれていた。「交趾」は廣義の越地と狹義の郡名との二義あることに注意。但、漢の獻帝の建安八年、越地を交州と稱することに改めたことが『宋書』州郡志に見える。史を読むもの知らざるべからず。) 百三十八、白菟は初祥にして、仁を建武の歳に懷う。

後漢書に曰く、「光武中興、錫光は交趾となり、任延は九眞を守り、是に於いてその耕稼を数へ、冠履を制爲す。初め媒娉めいひんを設け、始めて姻娶を知り、學校を立て、之を禮義に導く。建武十二年、九眞の徼外の蠻里の張游は、種人を率ゐて、恭しみて慕化内屬し、封じて歸漢里君と爲す。明年、南越徼外の蠻夷は白菟を獻ず」と。

(※初はつと始しとが使い分けられているが、「初」は事の起りをさかのぼって述べる時に用いる辞。これよりさき。「始」は事の開始を示し、今はじめて。)

百三十九、徼側は合浦に叛は換ひり、馬援の功を申まぬ。

後漢書に曰く、「建武十六年、交趾女子徼側及びその妹の徵貳反す。徼側は、菴冷縣びれいの雜將の女なり。嫁して朱載の人詩索の妻と爲り、甚だ雄勇なり。交趾の太守蘇定法を以て之を緝たさんとし、側い忿かり、故に反す。是に於いて九眞・日南・合浦の蠻里皆な之に應じ、凡そ六十五城を略し、自立して王と爲る。交趾の刺史及び諸太守僅に自ら守るを得たり。十八年、乃ち伏波將軍馬援・樓船將軍段志をして、長沙・桂陽・零陵・蒼梧の兵萬餘人を發して之を討たしむ。明年四月、援

交趾を破り、徵側・徵貳等を斬り、餘は皆な降散す。進んで九眞の賊都陽等を撃ち、破つて之を降す。その渠師三百餘口を零陵に徙す」と。

百四十、朱達は日南を憑凌し、夏方の績を著す。

後漢書に曰く、「桓帝の永壽三年、居風の令食暴にして度なし、縣人朱達等及び蠻夷相い聚り、縣令を攻殺し、進んで九眞を攻め、日南に屯據し、衆轉た強盛なり。延熹三年、詔して夏方を拜して交趾刺史と爲す。威惠素より著はれ、日南の宿賊之を聞き、二萬餘人相い率ゐて方に詣りて降る、方は恩を開き之を招誘す」と。

百四十一、土舟既に驚せ、用て巴氏の宗を興す。

後漢書に曰く、「巴郡の南郡蠻、本と五姓あり。巴氏・樊氏・暉氏・相氏・鄭氏。皆な武落の鍾離山より出づ。その山に赤黒二穴あり、巴氏の子は赤穴に生れ、四姓の子は皆な黒穴に生る。未だ君長あらず、俱に鬼神に事へ、乃ち共に劍を石穴に擲ち、能く中るものは、奉じて以て君と爲さんと約す。巴氏の子務相乃ち獨り之に中つ、衆皆な歎ず。又た各おのをして土船に乗せ令め、能く浮ぶものは、まさに以て君爲るべしと約す。餘姓は悉く沈み、唯だ務相のみ獨り浮ぶ。因りて共に之を立て、是を廩君と爲す」と。

百四十二、鹽神且に亡び、寔に夷城の祚を啓く。

後漢書に曰く、「廩君乃ち土船に乗り、夷水從り下つて鹽水に至る。神女あり、廩君に謂いて曰く、此の地廣大なり、魚鹽の出づる所、願はくは留りて共に居れと。廩君許さず。鹽神暮に輒ち來りて宿り、且に即ち化して蟲と爲り、諸蟲と群飛し、日光を掩蔽し、天地晦冥なり。積むこと十餘日、廩君その便を伺い、因りて之を射殺し、天乃ち開明なり。廩君是に於て夷城に君たり、四姓皆な之に臣となる。廩君死し、魂魄白虎と爲る。巴氏は虎人血を飲むを以て、故に遂に以て人のごと祠る。秦の惠王の巴中を并せるに及び、巴氏を以て蠻夷の君長と爲し、世よ秦女に尚し、その(民の)爵比は更ら

ず、罪あるも爵を以て除くを得たり」と。

百四十三、樓に登つて伎を騁せ、方に白虎の功を呈し、石に刻みて勲を銘し、爰に黃龍の誓を表す。

後漢書に曰く、「板楯蠻夷は、秦の昭襄王の時一白虎あり、常に群虎に従つて秦・蜀・巴・漢の境に遊び、千餘人を傷害す。昭王乃ち重ねて國中に能く虎を殺すこと有るものを募り、邑萬家、金百鎰を賞す。時に巴郡の閬中の夷人あり、能く白竹の弩を作り、乃ち樓に登つて白虎を射殺す。昭王之を嘉し、夷人は封を加ふるを欲せざるを以て、乃ち石に盟要を刻み、夷人の頃田を復して租せず、十妻筭せず、人を傷けるものは論じ、人を殺すものは倓錢を以て死を贖ふを得しむ。盟に曰く、ハ秦、夷を犯せば、黃龍一雙を輸る。夷、秦を犯せば清酒一鍾を輸るハと。夷人これに安んず。高祖の漢王と爲るに至り、夷人を發して還た三秦を伐つ。秦地既に定まり、乃ち巴中に還ら遣め、その渠帥羅・朴・督・鄂・度・夕・龔の七姓に復して、租賦を輸めず、餘戸は乃ち歲ごとに實錢を入ること、口ごとに四十。世よ號して板楯蠻夷と爲す」と。

百四十四、夜郎構を啓き、爰に流竹の靈に契る。

後漢書に曰く、「西南夷は、皆な蜀郡の徼外に在り。夜郎國ありて、東は交阯に接し、西は滇國あり、北は邛都國あり、各おの君長を立つ。その人皆な椎髻左衽、邑聚して居り、能く耕田す。その外又た儻・昆明の諸落あり、西は同師に極まり、東北は葉榆に至る、地方數千里。君長なく、辮髮し、畜に随いて遷徙すること常なし。儻より東北に苻都國あり、苻都國の東北に冉駹國あり、或は土著し、或は畜に随つて遷徙す。冉駹より東北に白馬國あり、氏種なり。此の三國亦た君長あり。夜郎は、初め女子あり遯水に浣ぐ、三節の大竹ありて流れて足間に入り、その中に號聲あるを聞き、竹を剖きて之を視れば、一男兒を得、歸りて之を養う。長ずるに及び、才武あり、自ら立つて夜郎侯と爲り、竹を以て姓と爲す。武帝の元鼎六年、南夷を平げ、牂柯郡と爲し、夜郎侯迎へ降り、天子その王の印綬を賜い、後遂に之を殺す」と。

(※ 夜郎侯に夜郎王の印綬を賜い王としたことをいう。)

百四十五、哀牢基を創むるは、寔に沈木の胤に符す。

後漢書に曰く、「哀牢は、その先に婦人ありて沙壹と名づけ、牢山に居る。嘗て魚を水中に捕へ、沈木に觸れて感ずる有るが若く、因りて懷妊し、十ヶ月にして子男十人を産む。後沈木化して龍と爲り、水上に出づ。沙壹は忽ち龍の語るを聞くに曰く、^{ななせ}「若我が爲に十子を生む、今悉く何に在りや」と。九子は龍を見て驚き走り、獨り小子去る能はず、龍に背ひて坐り、龍因りて之を舐む。その母は鳥語し、背を謂いて九と爲し、坐を謂いて隆と爲す、因りて小子を名づけて九隆と曰う。後、長大に及び、諸兄は九隆は能く父の舐る所と爲りて黠きを以て、遂に共に推して以て王となす」と。

百四十六、三侯並び建ち、既に牂柯に配饗す。

後漢書に曰く、「夜郎侯は竹王なり。夷獠咸な竹王は血氣の生ずる所に非るを以て、甚だ之を重んじ、爲に後を立てんとを求む。牂柯の太守呉霸以聞し、天子乃ちその三子を封じて侯と爲す。死して、其の父に配食す。今、夜郎縣に竹王三郎神有るは是なり。初め、楚の頃襄王の時、將莊豪をして沅水より夜郎を伐た遣め、軍は且蘭に至り、船を岸に楅して歩戦す。既に夜郎を滅し、且蘭は船を牂柯に楅する處有るを以て、乃ちその名を改めて牂柯と爲す」と。

(※ 配饗は、配享、配食に同じ。食は饗の省文。)

百四十七、十子分曹し、竟に誠を越巂に馳す。

後漢書に曰く、「牢山の下に一夫一婦あり、復た十女子を生む、哀牢夷の九隆兄弟十人は皆な取りて以て妻と爲し、後漸く相い滋長す。種人は皆なその身に刻畫し、龍文を象どり、衣は皆な尾を著く。九隆死し、世世相い繼ぐ。乃ち小王を分置し、往往邑居し、散じて谿谷に在り。絶域荒外にして、山川は阻深、生人以來、未だ嘗て中國に交通せず。建武廿三年、その王賢栗兵を遣はし、附塞の夷の鹿芴を撃ち、鹿芴の人弱く、禽獲する所と爲る。是に於いて震雷疾雨あり、南風

飄起し、水爲に逆流し、翻涌すること二百餘里、哀牢の衆、溺死するもの數千人なり。賢栗復たその六王をして萬餘人を將ゐて鹿芎を攻め遣め、鹿芎王與に戦い、その六王を殺す。哀牢の耆老共に六王を埋め、夜、虎復たその尸を出して之を食い、餘衆驚怖して引き去る。賢栗乃ち惶恐、その耆老に謂いて曰く、△我曹の塞に入ること、古より之れ有り、今、鹿芎を攻め、輒ち天誅を被る、中國それ聖帝あるか。天これを祐助すること、何どそれ明かなるや▽と。賢栗遂に種人を率い、越巂の太守鄭鴻に詣り降り、内屬を求む。光武賢栗等を封じて君長と爲す」と。

百四十八、莊豪は楚率を將ゐて、遂に滇池に王たり。

後漢書に曰く、「滇王は、莊豪の後なり。初め、楚の頃襄王の時、將莊豪をして沅水より夜郎を伐た遣め、之を滅し、因つて留りて滇池に王たり。元封二年、武帝これを平げ、その地を以て益州郡と爲し、牂柯・越巂の各數縣を割いてこれに配す。後數年にして、復た昆明の地を并せ、皆な以てこれを此郡に屬す。池あり、周廻は二百餘里、水源は深廣にして、末は更つて淺狭、倒流に似たる有り、故に之を滇池と謂う。河土平敞、多く鸚鵡・孔雀を出し、鹽池田漁の饒、金銀畜産の富あり」と。

(※ 滇は、閩の仮借字で、盛んな様を形容する語。水流が盛んであるから滇池と謂つたという意なり。)

百四十九、長貴は枚根を戮し、乃ち邛澤に君たり。

後漢書に曰く、「邛都夷は、武帝の開く所にして、以て邛都縣と爲す。幾もなく地陥りて汗澤と爲り、因つて名づけて邛池と爲し、南人は以て邛河と爲す。後復た反叛す。元鼎六年、漢兵自ら嶺水を越えて之を伐ち、以て越巂郡と爲す。その地は平原、稻田あり。青蛉縣の禺同山に碧雞金馬あり、光景時時に出見す。俗多く遊蕩、謳歌を喜び略ぼ牂柯と相い類す。豪帥は放縱にして、制御するを得難し。王莽の時、郡守枚根は邛人の長貴を調びて、以て軍候と爲す。更始二年、長貴は種人を率ゐて枚根を攻殺し、自ら邛穀王と爲り、太守の事を領す。光武は長貴を封じて邛穀王と爲す。後又た越巂の

太守の印綬を授く」と。

百五十、仇池・汶郡、元鼎の年に餐和す。

後漢書に曰く、「白馬氏は、武帝の元鼎六年開き、廣漢の西部を分ちて、合せて以て武都郡と爲す。土地は險阻にして、麻田あり、名馬・牛・羊・漆・蜜を出す。氏は勇戇ゆうかうにして抵冒ていぼう、貨を貪り利に死す。河池に居る、一名仇池、方百頃、四面斗絶す。數しば邊寇を爲す。

冉駹夷は、武帝の開く所なり。元鼎六年、以て汶山郡と爲す。地節三年に至り、夷人は郡賦を立てらること重きを以て、宣帝乃ち蜀郡に省并して北部都尉と爲す。その山に六夷・七羌・九氏あり、各おの部落あり。その王侯頗る文書を知り、法俗嚴重なり。婦人を貴び、母族に黨したじむ。死すれば則ちその尸を焼く。土氣は多寒にして、夏も猶ほ水凍ることし」と。

百五十一、槃木・白狼、永平の際に慕化す。

後漢書に曰く、「苻都夷は、武帝の開く所にして、以て苻都縣と爲す。その人皆な被髮左衽、言語多く譬類を好み、居處略ぼ汶山夷と同じ。土は長年の神藥を出し、仙人山圖の居る所なり。元鼎六年、以て沈黎郡と爲す、天漢四年に至り、蜀に并せて西部と爲し、※兩都尉を置き、一は旄牛ちに治し、徼外の夷を主どり、一は青衣に治し、漢人を主どる。益州の刺史梁國の朱輔は、功名を立つるを好み、州に在ること數歲、漢德を宣示し、威もて遠夷を懷なつけ、汶山より以西、前世の至らざる所、正朔の未だ加わらざる所、白狼・槃木・唐敢等百有餘國、戸百三十餘萬、口六百萬以上、種を擧げて奉貢す」と。

(※) 都尉は、郡の太守を佐け、武職甲卒しつかさを典つかさどる地方官。「治旄牛」「治青衣」は、「旄牛縣に治所が在った」「青衣縣に治所が在った」意。「旄牛を治む」と訓んでは、讀者に誤解を与えよう。

百五十二、仁を懷おもうて詠を動かし、帝澤を夷都に覃のぼす。

後漢書に曰く、「益州刺史朱輔上疏し、荻都夷は化を慕い義に歸し、詩三章を作ると稱す。

一に曰く、

大漢是れ治まり、天と合意す。吏譯は平端にして、我に従つて來らず。風を聞き化に向い、見る所奇異なり。多く繪布を賜い、酒食は甘美うまし。昌樂肉飛たくとび、屈伸悉く備はる。蠻夷は貧薄、報嗣する所なし。願はくは主は長壽に子孫昌熾なれ。

二に曰く、

蠻夷の處をる所は、日入るの部。義を慕い化に向い、日出づるの主に歸す。聖徳は恩深く、人に與あたふること富厚なり。冬は霜雪多く、夏は和雨多し。寒温時に適かない、部人多く有り。危を涉り險を歴へて、萬里を遠しとせず。俗を去り徳に歸し、心は慈母に歸す。

三に曰く、

荒服の外、土地は堯角。肉を食い皮を衣き、鹽穀を見ず。吏譯は風を傳う、大漢安樂なりと。攜負して仁に歸さんと、險陝を觸冒す。高山は岐峻にして、岸に縁る礧石あり。木薄＊たり家を發し、百宿して洛に到る。父子賜を同とよにし、匹帛を懷抱す。種人に傳告し、長く臣僕たらんと願う」と。

(※ 木薄は、そまんな様を形容する語であろう。木に質樸、薄に微賤の意があることに注意。) 百五十三、徳に沐して謡を興し、皇猷を倉水に漸すすむ。

後漢書に曰く、「明帝の永平十二年、哀牢・博南の二縣を置き、益州郡の西部都尉の領する所の六縣を割き、合せて永昌郡と爲す。始めて博南山を通じ、蘭倉水を度り、行くもの之に苦しむ。歌ひて曰く、漢徳は廣く、不賓を開く。博南を度り、蘭津を越ゆ。蘭倉を度れば、他人たり」と。哀牢の人は皆な穿鼻僮耳、その渠帥の自ら王者と謂うものは、耳皆な

肩より下ること三寸なり、凡そ民は則ち肩に至るのみ。土地は沃美、五穀・蠶桑に宜し」と。

百五十四、楊靖高績あり、像を丹青に託す。

後漢書に曰く、「安帝の元初六年、永昌・益州の夷皆な叛す、乃ち從事蜀郡の楊竦をして兵を將る楮榆に至り之を撃た遣め、賊盛んにして未だ敢て進まず、先づ詔書を以て告示し、その購賞を重くす。乃ち進んで封離等と戦い、大いに之を破り、斬首すること三萬餘級、資材四千餘萬を獲て、悉く以て軍士に賞す。封離等惶怖し、その同謀の渠帥を斬り、竦に詣つて降を乞い、竦厚く慰納を加う。その餘の三十六種皆な來り降附す。竦因りて長吏の姦猾にして蠻夷を侵犯するもの九十人を奏す。州中の論功未だ上に及ばず、會たま竦は瘡を病みて卒す、益州の刺史張喬深く之を痛惜し、石に刻み銘を勒り、その像を圖畫す」と。

百五十五、張翕深仁あり、靈を祠宇に表す。

後漢書に曰く、「張翕は巴郡の太守と爲り、政化清平、夷人の和を得たり。郡に在ること十七年、卒す、夷人愛慕すること、父母を喪ふが如し。蘇祈の叟二百餘人は、牛羊を齎して喪を送り、翕の本縣安漢に至り、墳を起して祭祀す。詔書して嘉美し、爲に祠堂を立つ。云々」と。

百五十六、南浦に基を開くは、趙佗その遙緒を構う。

漢書に曰く、「南越王趙佗は、眞定の人なり。秦天下を并せ、略ぼ揚越を定め、桂林・南海・象郡を置く。秦末、南海の尉任囂病み且に死せんとし、龍川の令趙佗を召して語つて曰く、陳勝等は亂を作し、豪傑秦に叛いて相い立つと聞く。南海は辟遠、恐らくは盜兵此を侵さん。吾れ兵を興し新道を絶ち、自ら備へて諸侯の變を待たんと欲し、會たま病み且つ甚し。故に公を召し之を告ぐと。即ち書を被へ、南海尉の事を行しむ。囂死し、佗即ち檄を移して横浦・陽山・湟谿關に告げて曰く、盜兵且に至らん、急ぎ道を絶ち兵を聚め自ら守れと。秦滅び、佗即ち撃ちて桂林・象郡を并せ、自ら立つて南

越武王と爲る。高帝已に天下を定め、陸賈を遣はして陀を立てて南越王と爲し、剖符を與へ使を通じ、百越を和輯して、邊害を爲す毋ら使む」と。

百五十七、東甌に壤を闢くは、句踐その濬源を疏く。

漢書に曰く、「閩越王無諸及び越の東海王搖は、その先は皆な越王句踐の後、姓は騶氏。秦は天下を并せ、廢して君長と爲し、その地を以て閩中郡と爲す。諸侯秦に叛くに及び、無諸及び搖は越を率ゐて番陽の令吳芮に歸し、諸侯に従つて秦を滅す。項籍を撃つに、無諸・搖は越人を帥ゐて漢を佐く。漢復た無諸を立てて閩越王と爲し、閩中の故地に王たり。搖を立てて東海王と爲し、東甌に都す」と。

百五十八、陸子馳軒し、僭擬の名斯に替る。

漢書に曰く、「高后の時、有司、南越の關市の鐵器を禁せんと請う。趙佗乃ち自ら尊號して南武帝と爲い、兵を發して長沙を攻め、東西萬餘里なり。乃ち黃屋左纛に乗り、制を稱すること、中國と侔し。文帝の元年、初め天下を鎮撫し、乃ち佗の親の冢の眞定に在るが爲に守邑を置き、その從昆弟を召し、尊官厚賜もて之を寵す。乃ち陸賈を召して太中大夫と爲し、佗に書を賜は使む。佗乃ち頓首して謝し、明詔を奉ぜんと願う」と。

百五十九、原闕。

百六十、原闕。

案ずるに、百五十九と百六十との間は、紙一枚分・二枚分というやうにまとまつて闕けたのであつて、何章闕けているかは分らぬ。

百六十一、眩人獻表し、安息遐に通ず。

漢書に曰く、「安息國は、王は番兜城に治し、長安を去ること一萬一千六百里なり。北は康居と、東は烏弋山離と、西は

條支と接す。武帝始めて使をして安息に至ら遣め、王は將をして二萬騎を將ゐて東界に迎へ令む。東界は王都を去ること數千里、行きて至るに比および、數十城を過ぎ、人民相つらない屬る。因りて使を發し漢の使者に隨つて來りて漢地を觀、大鳥卵及び犁靱眩人を以て天子に獻じ、天子大いに説よろこぶ」と。

百六十二、婚して烏孫に降り、泣いて旃裘の俗に對す。

漢書に曰く、「烏孫國は、大昆彌は赤谷城ちに治し、長安を去る八千九百里なり。東は匈奴と、西北は康居と、西は大宛と、南は城郭の諸國と相い接す。本と塞地※なり。武帝、張騫をして金幣を齎して往か令め、賜を致す。元封中、江都王建の女細君を以て公主と爲し、以て焉これめあはに妻す。乘輿服御の物を賜う。昆莫は年老いて、言語は通ぜず、公主悲愁し、自ら爲に歌を作りて曰く、吾家我れを天の一方に嫁し、遠く異國の烏孫王に託す。穹廬を室と爲し旃を牆と爲し、肉を食と爲し酪を漿と爲す。居常土を思うて心内に傷いたむ、願はくは黃鵠となりて故郷に歸らん」と。

(※ 塞地は、『漢書』西域鬲賓傳に見える塞種 Saka 族の故地をいう。)

百六十三、夢に天竺より傳はり、欣びて金色の容を覩る。

後漢書に曰く、「天竺國は、一名身毒、月氏の東南數千里に在り。俗、月氏と同じ。浮圖の道を脩め、殺伐せず、遂に以て俗を成す。月氏・高附國より以西、南は西海に至り、東は般起國に至るまで、皆な身毒の地なり。身毒に別城數百、別國數十有り、國に王を置く。各おの小異と雖も、俱に身毒を以て名と爲す。土は犀・象・瑇瑁・金・銀・銅・鉛・錫を出し、西は大秦と通ず。明帝夢に金人を見る、長大にして、頂に光明あり、以て群臣に問う。或るひと曰く、西方に神あり、名を佛と曰い、その形長丈六尺にして黄金色と。帝是に於て使を天竺に遣り佛の道法を問い、遂に中國に於いて形象を圖畫す。楚王英始めてその術を信じ、中國此に因りて道を奉ずるもの有り」と。

百六十四、綏撫に方有り、龜茲之を以て入賀す。

漢書に曰く、「龜茲國は、王、延城に治す、長安を去る七千四百八十里。元康元年、龜茲王來り朝賀す。王及び夫人は皆印綬を賜はる。夫人は號して公主と稱し、賜ふに車騎旗鼓、歌吹數十人、綺繡雜繪琦珍凡そ數千萬を以てす。留ること且に一年、厚く贈りて之を送る。後數しば來り朝賀し、漢の衣服制度を樂しみ、その國に歸り、宮室を治め、徼道周衛を作り、出入に傳呼し、鐘鼓を撞くこと、漢家の儀の如し。外國の胡人皆な曰く、驢馬の龜茲王、所謂羸なりと。王死し、其の子承德自ら漢の外孫と謂い、成・哀の時往來尤も數しばなり。漢の之を遇すること亦た甚だ親密なり」と。百六十五、招携に禮を以てし、疏勒是に於て來王す。

後漢書に曰く、「疏勒國は、洛陽を去ること萬三百里。順帝の時、王臣盤使をして奉獻せ遣む、帝は臣盤を拜して漢の大都尉と爲し、兄の子臣勲を守國司馬と爲す。五年、臣磐は侍子を遣はし、大宛・莎車の使と俱に闕に詣り貢獻す。陽嘉二年、臣盤復た師子・封牛等を獻ず」と。

叙に曰く、余、大唐の顯慶五年三月十二日癸丑を以て、晝、并州太原縣の廉平里に寢る。夢に先聖孔丘服を被て堂皇の上に坐す。余座前に伏して之に問うて曰く、「夫子は胡爲ぞ春秋を制せるか」と。余の兄越石側に在り、曰く、「夫子は麟に感じて作るのみ」と。余對へて曰く、「夫子は徒だ麟に感ずるを以て名と爲すのみ。その深旨は何ぞ必ずしも麟に在らんや」と。子曰く、「然り。時に政道は陵夷し、禮樂は交ごも喪はる。故に時事に因りて、善を褒め過を貶し、以て一王の法を示す、豈に専ら麟に在らんや」と。余又た問う、「論語に云う、沂に浴し、舞雩に風して、詠じて歸らんと。敢て問う何の謂ぞや」と。子曰く、「亦た各おのその志を言へるなり」と。余又た問うて曰く、「人の生るるや、天壽あるか」と。子曰く、「爾、古の聖・今の愚を謂いて、壽となすか、夭となすか」と。對へて曰く、「古今一死なり。孰かその天壽を知らん」と。子曰く、「然り、夫れ不死不生なるものは、自ら生死の域に住在するを絶つと云う。則ち彭祖と殤子と亦た

以て異なるなきなり」と。余又た問うて曰く、「夫子は周人なり、奚爲ぞ尚ほ存するか」と。夫子赧然とし笑つて曰く、「爾の及ぶ所に非ず」と。余又た問うて曰く、「夫子は聖者なり、亦た居止の所有者か」と。乃ち東牖の下を指して曰く、「吾れ是に居れり」と。余、東牖の前を顧るに、玄纒朱裏の床上に緋褥を鋪くに似たる有りて、二待者の前に立つあり。言終りて寤む。懼焉として興ち、喟然として歎じて曰く、「昔し夫子は大聖なり。尚ほ稱して曰く、吾が衰へたるや、久しいかな復た夢に周公を見ずと。余れ小子、何ぞこれを知らん、而も將聖に神交するか」と。感じて述ぶるあり、遂に是の書を著はす。

(※「感麟而作」は、『春秋』の經文が、哀公の「十四年、春、西狩獲麟」で終わっていることに因って、このように解釈したのである。)

(追記)

九十七章の金水は、晉末の間に在位した新羅王の姓名を漢文で書いて金水と稱したのであると推測しておいたが、数日前、韓国の首都女子師範大学教授金智勇氏から寄せられた教示によると、新羅第十七代の奈勿王(三五六〇一)のことではないかと云う。当時は吏讀が使用され、新羅の國語を漢字の音訓を借りて表現したのであるが、「奈勿」(川水の意という)を漢字の訓を借りて水と書いたのではないかと考えられるからである。これだと時代は東晉末となり、唐の李泰が「金水在晉末之間」と推測していたのとはほぼ合致する。因に奈勿王は、十三世紀の高麗僧一然の著した『三國遺事』紀異に、「第十七那密王即位三十六年庚寅。倭王遣使來朝曰。寡君聞大王之神聖。使臣等以告百濟之罪於大王也。願大王遣一王子。表誠心於寡君也。於是。王使第三子美海以聘於倭。美海年十歲。言辭動止。猶未備具。故以內臣朴姿覽爲副使而遣之。倭王留而不送三十年。云々」と見える那密王と同一人物で、倭に人質を入れていたようである。(一九七七・十二・一)